

大蔵委員会議録 第十六号

(一六五)

第九十四回国会

衆

蔵

委

員

会

議

録

第

十六

号

昭和五十六年三月二十五日(水曜日)

午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君	理事 小泉純一郎君	理事 伊藤 茂君
理事 鳥居 一雄君	相沢 英之君	理事 沢田 広君
今枝 敬雄君	熊川 次男君	理事 大原 一三君
椎名 素夫君	中村正三郎君	理事 山崎武三郎君
平沼 起夫君	毛利 松平君	議官 大藏大臣官房審議官
柳沢 伯夫君	幸雄君	大藏大臣官房審議官
山本 大島弘君	山中 與謝野	大藏大臣官房審議官
平林 庄平君	森田 勝志君	大藏大臣官房審議官
塚田 剛君	山中 貞則君	大藏大臣官房審議官
村山 喜一君	佐藤 観樹君	大藏大臣官房審議官
渡部 一郎君	戸田 昌雄君	大藏大臣官房審議官
正森 成二君	柴田 登彦君	大藏大臣官房審議官
柿澤 弘治君	玉置 幸代君	大藏大臣官房審議官

局審議官	局審議官	局審議官
経済企画庁物価課長	官房鉱業課長	官房鉱業課長
大蔵政務次官	大蔵大臣官房審議官	大蔵大臣官房審議官
齋藤 成雄君	保岡 興治君	水野 繁君

資源工エネルギー室長	官房鉱業山梨晃一君	官房鉱業葉林勇樹君
大蔵委員会調査室長		

ます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柿澤弘治君。

○柿澤委員 直税三法について質問をいたしたいと思います。

まず租税特別措置法の関係ですけれども、五十四年度の改正で、社会保険診療報酬の特例について改善を行ったわけですが、その内容は、委員よく御存じのとおりでございますが、政府といたしましては十分評価していただいてよい内容であろうと

いう考え方でございます。その内容は、委員よく御存じのとおりでございますが、政府といたしましては十分評価していただいてよい内容であろうと

いう考え方でございます。

この改正によりまして、五千万円以上の社会保険診療報酬の収入につきましては実態経費率に近い五二%という法定の経費率を認めることがあります。それが適用されます五千万円超の者の割合でございますけれども、実は五十年に税制調査会から答申がございました。そのときの基礎になりましたデータが四十八年であったわけでございまして、その割合が四十八年でありますと、四十八年時点には、五千万円超の診療報酬を得ている方の割合は開業医のうち六%ぐらいであったと思います。現在、五十四年になりますと、その割合が三分の一ぐらいになってきております。これによりまして、七二%の経費率から五二%という実態経費率に近い課税を受ける方の割合がかなりふえてきておる、顕著であると思

います。

それからもう一つ、青色申告の開業医の中でも実額経費を選択される方、つまり租税特別措置法の割合がかなりふえてきておる、顕著であると思

います。

二十六条の規定を使わないで、実額の收支で所得

三月二十五日
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(鯨岡兵輔君紹介)(第二〇九五号)
同(塩崎潤君外三名紹介)(第二二五〇号)
一般消費税導入反対に関する請願外三件(伊藤茂君紹介)(第二二四九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

法人税法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一八号)

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一五号)

出席国務大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君	内閣大臣官房内閣審議官室長 石川 周君	内閣大臣官房内閣審議官佐倉 尚君
---------------	---------------------	------------------

委員外の出席者

法務省民事局参考官 橘 智勝君	厚生省医務局総務課長 水田 努君	厚生省医務局総務課長 古賀 章介君
-----------------	------------------	-------------------

出席政府委員

行政監察審議官室長 行政監察審議官佐々木晴夫君	行政管理庁行政監察審議官佐倉 尚君	行政管理庁行政監察審議官江崎 格君
-------------------------	-------------------	-------------------

出席国務大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君	内閣大臣官房内閣審議官室長 石川 周君	内閣大臣官房内閣審議官佐倉 尚君
---------------	---------------------	------------------

計算をなさる方、つまりもう一つ申しますと、租税特別措置法の改正後の第二十六条が実態よりも辛くなつておる、こういうことでござりますが、そういう方の割合は五十三年には三割ちょっとであつたわけでござりますが、五十四年になりますと四割を超えております。そういう意味で、この規定は十分実情に沿つたものであるというふうに考えております。

ちなみに、五十三年と五十四年の二ヵ年間で特例適用を受けておられる方の医業所得の伸びが約一五%でございましたが、その間所得税額は一・四倍というふうに大幅にふえておることを申し上げておきたいと思います。

○柿澤委員 そうしますと、社会保険診療報酬の特例については、現在の改正後の制度を運用していけば課税の適正化は進むというふうに考えてよろしいわけでしょうか。

○高橋(元政府委員) ただいまも数字について申し上げましたように、五十四年度改正の効果は相当上がつておるというふうに判断しております。この措置を続けてまいりたいと考えております。

○渡辺國務大臣 お伺いしたいと思います。この点について大蔵大臣の御見解を

て質問をしたいと思いますが、特別措置の中にあります老年者年金特別控除の制度でございます。これでは、六十五歳以上の老年者について年金の特別控除制度というものがござりますけれども、年金につきましては掛金の段階で所得税の控除が認められている。さらに、年金が支払われる場合には年金については給与所得控除を認めるという制度が

ある。さらにその上に、老年者年金特別控除といふものを設けているわけですけれども、この辺については、年金受給者の生活について税制的にできるだけ配慮しようという趣旨はよくわかりますけれども、制度の問題としてどうも重複控除になっているのではないかという懸念があるわけです。その点については、実は税調の五十五年十一月の中期答申でも問題のあるところだという指摘があるわけですけれども、今度の租税特別措置法の中での改正の中でこの問題は取り上げられておりませんが、それはどういう理由なわけですか。

○高橋(元)政府委員 租税特別措置法の中に老齢者年金特別控除の規定があることは、ただいま御指摘のとおりでございますが、本年、五十五年をもちまして適用期限が切れますので、今回の改正では二年間延長ということで御審議をお願いいたします。

いまお話をございましたように、公的年金の受給者につきましては給与所得控除が適用される。その性格は、勤労に伴う経費の概算控除という側面を持っております。そのほかに七八八万円の老齢者年金特別控除、これは六十五歳で年の所

得が一千万円以下ということを要件といたしてねりますが、通常の場合には七十八万円の老齢者年金特別控除の適用がございます。そこで老齢者だけの夫婦というものを取り出してみますと、その方の年金が、年金だけで暮らしておられます場合には二百十九万四千円まで、それからまた、連れ合いが七十歳以上ということになりますと二百二十九万六千円まで税金がかからぬことになります。一般的の勤労者が子供二人を

すから、それに比べますと老人の年金所帯にはかなり所得税上の優遇が行われておるということだと思います。こういう給付でかなり高い段階まで配慮が行われておりますほかに、掛金の段階で事業主は自分の損金とするし、それから、その半分は被用者が負担いたしますが、被用者の負担は社会保険料の形で所得税から引かれるという、と

になつております。
こういう課税制度について将来検討すべきであります
るということが、いまもお示しのありましたように、
昨年の中期答申の中で述べられておるわけで
ございますが、そういう重要な検討課題であると
いうことを踏まえまして、本年度は单纯に二年間
延長させていただいたということであります。
○柿澤委員 いま年金について給与所得控除を適用
しているのは給与の概算控除だというお話をあ
りましたけれども、この方々は勤労しておられない
いわけですね。そうすると、勤労しておられない
のに概算控除をする。しかし、勤労しておられる
間に掛金をかけておる。そのときには、給与所得
控除を引いてもらつた上で、掛金については課税
対象になつていいない。ところが、働くかなくなつて
も給与所得控除が受けられるというのは、制度的
にちよつと矛盾をしているのじゃないのでしょうか

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕

が、国民年金制度ができました場合に国民年金の老齢年金につきまして給与所得控除を適用したわけでございます。それから始まりまして、いまお話をございましたように、すでに勤務が終わつてしまつて後から年金を受け取つておられる方、これについて給与所得控除を適用する方がいいかどうかという基本的な問題が出てまいりましたて、それと掛金段階での所得税からの控除とあわ

に備えて深く掘り下げる検討すべきであるというふうに私どもは考えておるわけでございます。○柿澤委員　まさにおっしゃいましたように、厚生年金・共済年金だけでなく国民年金について給与所得控除が適用されるということは、制度的に見てもどうも非常に矛盾があるよう思うわけであります。さらにそれに加えての租税特別措置法上の年

金特別控除ですから、そういう意味では重複しているか、掛け段階を加えれば三重の控除になつてゐるという点は制度の問題として見直していく。ただくる必要があるんじやないかというふうに思うわけです。

それから、主税局長触れられましたように、年金受給者の課税最低限がいまの計算ですと二百十九万円、働いている人の方が課税最低限が二百一万余円、この点については課税最低限の引き上げを今回所得税減税ということで野党は共同要求をしたわけです。その点についても、年金受給者の生活について手厚い保護をするというのは結構なんですが、働いている人と働かない人の均衡の問題というのはやはりあるんじやないかという点は制度的な問題だと思います。

この二点について大蔵大臣、これから高齢化社会を迎えて年金支給額は非常にふえてくる、その

点で制度の問題としてこの租税特別措置法上の年金の特別控除、さらには年金に対して給与所得控除を適用している問題、それから課税最低限の勤労者と年金受給者のアンバランスといいますか逆転の現象、この辺は抜本的に見直すべきだと思ひ

○渡辺国務大臣 一つの問題点であることは間違
いないとと思います。しかし、働いている人もその
うち働かなくなれば恩恵を受けることでもある
し、人のことだと思ったら自分のことになつてしまつたということもありますし、そこらはどうい
うふうに扱うか、働くうちがいいのか働けなく
なった方がいいのか、いろいろ問題があります。
しかし、理論的には柿澤委員のおっしゃることも
一つの手筋であります。

○柿澤委員 もちろん大蔵大臣がおっしゃったようにわれわれもそのうち老齢人口になってしまつわけで、その点は決して老齢者についての制度上の手厚い配慮というものを否定するものではありません。ただ、これらの社会の中で、労働人口と被扶養人口の間の租税負担の問題はよく考えて両々相まって検討させていただきます。

いきませんと、結局働いている方が実質可処分所得が減ってしまう、働かない人の方が可処分所得が多いという状態で果たして勤労意欲というものが保てるのだろうか、これは自由主義社会の活力の問題としてもすでにスウェーデン型の福祉社会についていろいろ問題が出てきているという点から見てもこれははじめて検討していかないといけない問題だろ。われわれはそのうち養われる方に入ってしまうので、そういう意味では黙つてこういうものは温存しておいた方がいいのかもし摘したわけでございまして、今後ぜひ根本的な検討をお願いをいたしたいと思います。

それから所得税の問題ですけれども、所得税についてクロヨン、トーゴーサンといったような形での捕捉率の問題といいますか、徴税、課税率

の公平の問題というのがいろいろ議論をされております。特にこれから社会保障制度の中で所得制限がいろいろ形で機能てくるようになります

と職種間の課税、徴税のアンバランスが問題になつてこようと思うわけですから、その点で、

これは去年の臨時国会の予算委員会でも指摘したのですけれども、外國の例を見ますと、申告義務がな

いということになつて完全に税務当局、課税当局からの目に触れないところに出てしまうわけです

けれども、フランスなどで見ますと申告書の提出義務を外形標準でやっている。たとえば旅客機や

ヨットなどを持っていると所得がなくとも申告の義務があるとか、家事使用人を雇用している人は申告義務があるとか、別荘があつたら所得がなくとも申告義務者の中にはそういう外形標準を加える

というのも一つの工夫ではないかと思うわけですけれども、その点について主税局長はどういうふ

うに考えておられますか。

○高橋(元)政府委員 昨日も税制調査会長からお話をあつたわけですが、昨年の十一月の税制調査会の中期答申の中では、税の把握と申しますか、その問題についてかなりの配慮をしておりまして、たとえば記帳水準の向上などが指摘されておりますが、それとあわせまして、いまお話しのござりますように、たとえば外形標準申告というものについても検討が進められたわけあります。フランスの場合には、たとえばヨットを持つておる人、自動車を持つておる人、競争馬を持つておる人、それから家事使用人を使っておる人、別荘を持つておる人、賃貸価格千フラン以上の建物を持つておる人、こういうような人につきましては所得の多寡を問わず所得、収益、扶養親族に関する詳細な申告書を出さなければいかぬという規定がござります。それからアメリカの場合には、実際にはワークしておらないようではございませんが、総所得一千ドル以上の人には申告書を出せといふ規定もございます。

しばしば指摘されておりますのは、いま柿澤委員のおっしゃいますような外形標準による申告と

いうもの、または収入基準による申告と申しまして所得税における横のバランスと申しま

すか水平的な公平を保つような制度的な工夫をすべしということでございまして、私ども、税制調査会でそういうことが強調されたということをいま申し上げたわけですが、今後とも検討を進めてまいらなければならぬ課題であると考えております。

○柿澤委員 きょうは国際金融局長においていた

だいておりますので、利子所得等の課税に関する問題とも関連をして、今後日本の国際收支上大きな問題となってくると思いますオイルマネーのリサイクルに絡んで、これらの国際收支の見通し、その中の経常収支の赤字ファイナンスをどうするか、その辺についての大蔵省としての御見解を伺いたいと思います。

○加藤(隆)政府委員 國際收支の見通しでござい

ますが、昨年の状況は、御承知のとおりオイルの値上がりというようなことを転機にいたしましたかなり苦しい時期を経たわけでござります。たとえば昨年の一一三月でございますと五十八億ドルの赤字でございました。その後、各四半期、だんだんと赤字が減少していったわけでございますが、昨年の四月から十二月まで約五十億ドルの赤字でございます。この一一三月が幾らになるかといふことは、政府の見通しは御承知のように九十一億ドルの赤字でございますが、一月が二十九億の赤、二月が六千万ドルの赤というようなことになつております。政府の見通しは御承知のように九十一億ドルの赤字でございますが、ただいま申し上げましたように四月から十二月の赤字五十億ドルに幾ら乗るかというようなことに相なるわけでございまして、これがどうなるかと思つております。

今後の見通しでござりますけれども、政府の見通しは御承知のように経常収支ベースで六十億ドルの赤字でございますが、一つは石油情勢、これ

はバレル一ドル上がりりますと大体一年で十八億ドルくらいに効いてくるわけですが、石油

情勢の問題、それから世界経済、なかなかアメ

リカの経済、ヨーロッパの経済あるいは途上国の経済、こういうような問題が輸出、輸入に効いてくるわけでござります。したがつて、非常に不確

定要因がござりますので、目下のところは政府の見通しの六十億の赤というふうにお考えいただい

ていいのではなかろうかと思います。

これをどうやって対処していくかという第二番目の問題になるわけでございますが、OPECの見通しの六十億の赤といふふうにお考えいただい

ていいのではなかろうかと思います。

○柿澤委員 きょうは国際金融局長においていた

だいておりますので、利子所得等の課税に関する問題とも関連をして、今後日本の国際收支上大きな問題となってくると思いますオイルマネーのリ

サイクルに絡んで、これらの国際收支の見通し、その中の経常収支の赤字ファイナンスをどうするか、その辺についての大蔵省としての御見解を伺いたいと思います。

それで今度は黒字国の方の事情もございまして、資産運用の多様化を図るという要請が彼らの方にあるわけなんで、それに対応できるようない

うな状況にあるわけだと思います。

○柿澤委員 三月二日に資本導入策をいろいろと決めたというお話をされども、その後状況の変

化としては公定歩合の引き下げがありましてこれ

から長期金利等が低下をしていくということになりますと、その資本導入策についても、ある意味では外貨流入のインセンティブがそれだけ低下をしてくるということにならうかと思うのですけれども、公定歩合引き下げ、金利引き下げ後の外貨流入見通しというのは、いままで国際金融局で立てになつていた見通しと変わつてくるんじやないでしようか、その辺についての見通しはどうでしようか。

（かた）（陸政局事務官） 昨日（きのう）の木山委員（いん）の御質問（ごしつもん）には、もあつたわけでござりますが、金利差（きんりしや）が資本移動（しほいどう）に影響（えいきょう）を与えてレート差（さ）に効いてくるという一つの流れがあるわけでござりますが、フロート（以降（いこう））の八年（八年）ぐらいをドイツ（ドイツ）の場合（ばんめい）、日本の場合（ばんめい）を分析（ぶつけい）してみますと、必ずしも金利差（きんりしや）が即（そく）資本移動（しほいどう）に影響（えいきょう）を与えないという時期（じき）があるわけでございます。金利差（きんりしや）が資本移動（しほいどう）に影響（えいきょう）を与えるというのが通説（つうせつ）でありますし、大部分（だいぶんぶん）の場合は（はあね）はそうでござりますが、例外的（れいたいてき）にそうでない場合（ばんめい）がある。

これをよく分析してみると、一つは、経常収支やなんかが改善方向に向かっている、あるいはそれが悪化方向に向かっておるかというようなことで、ある通貨に対する期待感が動く場合がござります。それからもう一つは、金利差が物価差に影響して物価差が経常収支に影響を与えるというような場合がござります。それでもう一つは、期待と若干違つて考えた方がいいと思うのですが、ドルが安くなると思うとドルのディスカウントが、通貨間に金利の裁定作用が働くわけです。たゞいまの例で申しますと、ユーロの三ヶ月で大体最近下がつてしまりまして一四、五%、そうすると直前のスプレッド、要するに将来ドルが安くなると見ている人たちが将来のドルを安く買う、そのディスカウントの幅が六%とか七%ある。そうすると、日本の短期市場の金利が現在七%、八%、九%、そうしますと一四、五%から七、八%引いたものと比べてみて、金利が自由でございませんからしょっちゅう動いておりますが、目下のところは公定歩合を一%上げて、その後日本の短期

金利が下がつておりますけれども、同時に、幸いなるかなアメリカの金利も下がつておる、したがつてユーロの金利も下がつておる。そこに円についてのファンダメンタルズについて期待感の方が、円高に見ておりますのでドルのディスカウントが働く、そうしますともち合いみたいな関係に現在あります。したがつて、たとえば昨日の終わり値ですと二百九円十五銭とかいうようなことで若干円安になつておりますけれども、まあまあ目下のところは物価、經常収支、そういうようなファンダメンタルズがマーケットの期待に円にプラスに働いておりますので、当面は心配要らないんではないか。ただ、一たびこれが逆の方向になりますと御指摘のような問題が生ずるので、全体的な経済運営について基本的な諸条件についてのしっかりしたディシプリンを持った経済政策が望まれるわけでござります。

○柿澤委員 最近の通貨情勢としては欧州通貨の中いろいろ動きが出てきているわけですね。これがこれから日本の為替レートにもそれから資本流入にも影響してくると思うわけですけれども、たとえばイタリアのリラの切り下げが行われた、ペルギー・フランについても切り下げがうわさをされている。そういう意味ではドイツ・マルクだけではなく欧州通貨全体についての再調整といいますか、そういう時期に入っているのだとうふうに見るべきなのか、それとも微調整でどまるのか、その辺は日本にも大きな影響を与えると思うわけですけれども、その辺の見通しはどうお立てになつておられますか。

○加藤(陸)政府委員 これは非常にむずかしい問題でございまして、最近時の、たとえばOECDのWP3などの会議の席上でもそういう問題の議論がござります。それで若干御指摘の点からずれるともわかりませんが、当面ヨーロッパが気にしておりますのはアメリカの高金利、そのあたりを食らつてヨーロッパ諸国も高金利にせざるを得ない。ところが景気が下降して失業者の問題に直面しておる。本来国内経済的に言えば金利を下げざ

ると物価が上がりて悪循環が起こるということです。いわゆる金利が安いと資本流出をする。いわゆる金利が高いと資本流入をする。そういう関係で、国内の金利が安いと資本流出をする。そうしますとレートが安くなる。レートが安くなると物価が上がります。物価が上がった結果ドルが安くなる。そうしますと油の値段が上がり、また国際通貨の不安要因になる。非常にジレンマに陥っているわけです。

そこで、ドイツもフランスもそうですが、一面ではアメリカの高金利に対してもダメリットを感じます。ところが、片やただいま申しましたようにことでメリットもある。日本の場合も同じ状況にあるわけでございますが、そういうような一般状況の中でイタリーの場合にはあのスネークの中で若干ファンダメンタルズが相対的に悪いということです。とりあえずは、目下のところはそういう全般的な通貨問題ではなくて、イタリー固有の問題としてお考えいただいていいんではないか。いままでEMSの中で幾つかの個別通貨のセントラルレートの変動はあったわけでございますが、全般的にはさきに申しましたような問題がござりますけれども、御指摘のイタリー・リラの問題などについてはそういう個別の問題としてお考えいただいていいのではないか。したがって、全般的な通貨調整とかそういうような問題は当面はないと思いますけれども、一般的に申しまして、基本的に石油価格の上昇、これに伴うOPECの黒字、そういうようなものを発端といたします主要国間の金利差、同時にその金利差が国内経済との関係で失業の問題あるいは景気停滞の問題、こういう問題と絡んで、きわめて現在は、何と申しますか一つのバランスがとれておりませんけれども、そういう問題の中にボーランド問題とかいろいろそういう国際情勢の変化が出てくるというようなことで、幾多の不安定要因を抱えておりますけれども、目下のところはそういう心配することはないのじゃないか、そういうふうに見ておりま

〔小泉委員長代理退席、大原（一）委員長
代理着席〕

産出されるというふうに出ております。

なお、日本の需給でございますが、これは自由化が進みましてから内需が相当ふえております。特に私的な保有が相当のウエートでふえております。して、これは年度でございますが、昭和五十四年度で需要の計が百九十分トンを超えているということをこれまでしております。ちなみに、これは自由化されました四十八年が百三十トン程度ということです、相當ふえているということでございます。このうちの新産金、国内鉱山及び海外から購入しています銅鉱石等を主体としまして、こういうものの随伴から出てくるものが約四十トンございまして、そのほか再生金と申しますか、民間からの退蔵品から出てきたものとかいうものを再生したものが約三十トン、それから輸入とか非居住者等からの購入が八十トン台――失礼いたしました。先ほどの再生金というのは、精製業者にまで戻つたものでございまして、町の地金業者のところで回転しているもの、こういうものがそのほかに約四十トンあったのではないかというふうに見られております。

それから世界の市場でございますけれども、これはちょっと私手元にいま資料持つてきていなくてございませんが、一番權威のあると思われているのはロンドンの金市場と言われているもの、そのほかチヨーリヒとかパリとか香港、アメリカではコメックスといったようなものの等がございます。

○渡部(一)委員 御承知のように、こういうふうに金の売買というものが過熱化しつつある状況にある。そしてグリーンカード制が施行されたときに行はれられる唯一の道として、唯一ではないでしょうかけれども、金というのは非常に脱税に絶好であります。隠し金によい、税金がかからない、こういうようないい意向もこれあり、いま非常に金の売買というものが隠微にかつ底広く行われつつある状況にあります。これに伴う事故が、いままではブラックマーケットの存在という形で非常に問題になってきたのですけれども、今後は課税捕捉の問題でも非常に問題になってくるため私はこの問題を

きょうグリーンカードについては後にわが党議員が詳細に論じさせていただくとして、この金市場問題を論ずる場合に、ブラック業者の根絶を図つて一般大衆の保護を十分なものにするということが一番大事なことである。そういう体制をまずつくつていくことが大事だと思っているわけであります。ところが、最近に至りまして商品取引所法第八条の解釈変更が行われ、金の市場あるいは先物市場等をつくるということは原則として自由なんだというふうに法律の解釈が変更されたということで大混乱が起つた旨私は承っているわけであります。したがつて、本日だれかがそういうような市場をつくつたとしても処罰する権限を持つところはない。こういうような状況にぼうり出しておけば、ある意味でブラック業者が自分たちの手で市場を形成し、そしてそれがまた金融秩序のある種の混亂を招くということは明らかであります。スピーディーな行政対応というものが必要であると私は思うわけであります。私は投資家保護、一般大衆の保護の立場からの問題を論じようとしているわけであります。

聞くところによると、通産省におきましては懇談会等をつくられまして、懇談会の答申が本日お出になるということになりますけれども、まだ出る直前だそうで詳細には論じられないとは思います。スピーディーな行政対応というものが必要であると私は思うわけであります。特にこのような商品取引所法八条の解釈変更に伴う混乱などといふものをこれ以上このまま放置しておけないし、ブラック業者による妙なマーケットの存立などといふものをそのままにしておくわけにいかないので、その立場からどういうふうに結論が出そうなのか承りたいと思います。

○江崎説明員 御指摘のように一般大衆といいますか一般投資家に対して非常に被害を及ぼすといふことをわれわれも心配いたしまして、実は昨年七月に産業政策局長の諮問機関といたしまして商品等の取引問題研究会というのを設置いたしま

私設の先物市場の開設が無規制になつて一般大衆をなつておるわけですが、これに対してもういう対応をとるかというのを検討してまいりました。御指摘のように本日の午後最終的な研究会の結論をいただけるということでおまじまして、現段階では断定的なことは申し上げられませんが、これまでの検討してまいりました内容を御紹介いたしますと、この問題に対しても三つほど実は案が検討されております。

第一の案といいますのは、私設先物市場の開設そのものを禁止しよう、全く禁止してしまう。それから、先物取引ですとか、あるいは先物取引に類似いたしますいわゆる延べ取引、予約取引といふのがござりますが、そういう危険な取引に対して一般投資家を勧誘するというのも禁止するというのが第一案でございます。それから第二案といつたしまして、私設の先物市場を必ずしも禁止しなくとも一般大衆を対象とする勧誘だけを禁止しておけば被害は防げるのではないかという案がB案でございます。それから、三番目の案といつましては、野放してだれでも勧誘できるということにするのではなくて、そういった取引を対象にいたして勧誘する人を一定の許可といいますか、あるいは登録といいますか、そういうかつこうで有資格者にやらせるということで質営業者は排除できるというのが三番目の案でございます。

なお、この研究会におきましては、御指摘になりました国内の私設市場が野放しになつてあるという問題のほかに、海外関係の商品取引市場に取引を勧誘するということとも從来から無規制の分野でござりますが、これについても何らかの規制措置が必要ではないかという検討もあわせてやつておるところでございます。

商品取引所法八条の解釈変更に伴う混乱というものは、通産省当局は何もしないとか大蔵省当局は知らぬ顔をしているという状況にいけば混乱が混亂を呼ぶことは明らかであります。しかも、財産というものが、ある意味で、この前は銀行から郵便貯金へという大変動が起こったし、今度は郵便貯金から銀行へ戻りつたり、今度はまた金に大騒動して戻り始めるというようなことは、財政秩序の上からいっても——財政秩序という言葉が妥当かどうかわかりませんが、余り感心したところでない。ところが、受け手になるべき金市場の方は形成されていない。ある意味ではそのルールというものは抜け穴だらけ、両省の間の意見はまとまらないとすれば、私はこれは問題だと思っておるわけです。まあ事のいきさつですから……。

通産省側としてはその結論をもととしてどういう段取りでどういうスピードで事を進められ、法律の改変その他を含む手順をとられるおつもりか、そのところを承りたい。次に大蔵省に承りたい。

○江崎 説明員 本日いただきます報告書の取り扱いでございますが、きょう御結論をいただいた後、われわれといたしましては、各界各層の種々の御意見を賜り、それから、この問題は実は農林省とも非常に関係しておりますので農林省とも御協議いたしまして、十分な協議を踏まえた上で、商品取引所審議会の場あるいはその他の適当な場を使いまして、さらに具体的な方向づけを行います。それで結論を得た段階で行政として必要な措置を講じていく、必要があればもちろん法律改正等の準備作業にも入るというふうに考えております。

○渡部(一)委員 いつぞろですか。

○江崎 説明員 審議会の結論はできればこの夏、これまでにはわれわれとしてはいただきたいというふうに考えております。ただ、内容が非常に慎重な検討を要する問題でございますので、審議会の審議がどうなるか、ちょっとまだ断定的なことは

ら対外取引を原則自由にいたしたわけでございま

をとつております。

すか。こういうオフショアバンキングの機能は、言うまでもなくいわゆる外一外の取引になるわけですが、こういった金の場合でも同じになりますが、マーケットのものが大きくなるわけですから日本の金融機関なり証券企業の活動の幅が大きくなるわけですね。資金の取り入れも安定化するし、資金の運用の領域も広がるというメリットがあるわけでござります。

○酒井(一)委員 この問題についてたましいを鑑見識を伺い、私は大変安心したわけであります。が、さらに御研究を続けられ、適切な対応をお願いしたいと思います。私見的に申し上げれば、早かれて遲かれこうした問題について目をつけなければならぬ時期が来てしまって、来つつあると言つた方が適切ではないか、こう私は現在では思つてゐるわけであります。

ものが投機性があるというような面から考えまして、預金者のお金をお預かりしている金融機関としてそういう関係をどう考えるかというような問題もありますかと思います。ただいずれにいたしましても、金融機関の業務というのは、これは付随業務といふものの範囲になるわけでございますが、経済金融環境は刻々変化いたしておりますし、国民のニーズ、国民经济的な必要性というのもいろいろ変化しておりますので、できるだけ固定的でなく弾力的に時代に即して考えていかなければなりません。

○米里政府委員 銀行法の改正に当たりましては業務範囲の規定を置きますが、その中では具体的に金の売買がどうであるとか、そういういた条文上の具体的な姿をとつて出てはまいらないと思います。いずれにいたしましても付隨業務ということが業務規定の中に入りますので、その付隨業務の中で金の売買を具体的に読むかどうかということの検討にならうかと思います。

たオフショアバンキングでござりますか。雇用の増大になるとかあるいは所得の増大になるとかいうようなメリットもある。それから、為替取引の場合非常に問題になりますのは、時差の問題がございます。東京のマーケットが世界のマーケットの中でも一番先に開くわけでございますが、そういう時差というものを金融取引にどういうふうにござります。

いまは金は制度的には通貨でなくなり、物として扱われているわけですが、ときどきまた通貨とする面があらわれてくるわけであり、こういう金の二重性というのが非常に問題があると思います。しかしながら、現在の時点で言えば、銀行、証券会社が取り扱つたりあるいは金証券を発行したりするということは、問題はあるにはせよ、時代の趨勢ではなかろうかと思っているわけ

○小山(昭)政府委員 証券会社との関係についてお答えいたします。一言お答えいたします。金の取り扱いにつきましては、金融資産の一種

をいま大きっぽに三つばかり申しましたわけですが、片や今度はデメリットの方もあります。どこの国にでも国内は一応国内のシステムがあるわけですが、さいますが、外へ外のそういうほとんど自由化されたマーケットがどういうインパクトを国内に与えるのかどういう問題がござります。それから、こ

○米里政府委員 お答えいたします。
金の売買を金融機関にやらせることがいいかどうか、また大蔵省としてはいつごろまでにこれに対する対応をお決めになるのか、承りたいと思います。

として投資の対象となるものであること、また欧米におきましてはマーチャントバンクや証券プローカー等もこれを取り扱っているというような事情にありますので、わが国におきましても証券業者がこれに関心を持つようになっていくという状況でございます。ただ、証券会社につきましては現在の制度が証券業務についてかなり厳しい専業

トはどういうふうな差があつてしかるべきかとい
うような問題も出てきます。メリット、デメリッ
トあるわけでござります。

メリット、デメリットがあろうかと思ひます。メリットといったしましては、先ほど来お話を出ておりますようなブラックマーケットの排除などといふ点で、私はこの問題に賛成です。

たた私どもとしては、将来のいろいろなことを
考えますと、定説ではございませんけれども三つ
ぐらいのタイプがあるわけで、こういうマーケッ
トも現に存在しておるわけですが、マーケットを
つくる場合の条件とか、メリット、デメリットと
かそういうものを十分把握していかなければいけ
ないというのでかなり前から積極的に勉強はいた
しております。こういう段階であって、これをつ
くった方がいいとかつくらない方がいいとかいう
ようなところまでは到達いたしておりませんけれ
ども、調査研究は積極的にやっていくという姿勢

メリット、デメリットがあろうかと思ひます。メリットといったしましては、先ほど来お話を出ておりますようなプラックマーケットの排除という観点から見まして、信用力のある金融機関のようなどころで扱わせるということはプラスになるのではないかというような考え方もござります。それから外国の例を見ますと、大体主要国は金融機関が金を取り扱つておるという国が多いようでございまして、アメリカ、西ドイツあたりは法令上も銀行が金を取り扱えるようになつておるわけですが、イギリス、フランスあたりは明文上の規定はございませんが、現実には金を取り扱つておるという状態でござります。

体制をとることをたてまえとしておりますので、そういった制度上の問題も含めて検討する必要がござります。したがいまして、今後の金取引の状況等も十分見ました上で慎重に検討いたしたい、このように考えております。

○渡部(一)委員 いま御両者ともみごとな御答弁をいただいたわけですが、これについて私は時代の趨勢に即してできるだけ早く結論をとる銀行局長は言われ、また証券の方は專業体制をとっているのでその見直し等も含めて一緒に考慮するとまことにいよいよおつしやいました。そうしますと結局は、明治以来の大改正と言われている銀行法の改正の時期にはこれについての御両者の見解というものはまとまった形で表示されるとみなしてよろしいも

の下の方に影響を与える、悲喜こもごもというようなことで、貸し金庫があかないと、おかしな事故が起こっているそうであります。

こうした問題につきましては、確かに問題があるから金証券をやろうじゃないとか、そうしたことからもそういう意見が出てきますし、貸し金庫の中を、金金庫（きんきんこ）というのは別に設定しないと大変になるぞという言い方もあるし、中には、今後は銀行ギャングがかかる紙幣を取るのはなくて、どうぼうに行つたら金（かね）を出せと言ふんじゃなくて金（きん）を出せという時代が来るというようなヨタまでこれに伴つていろいろあるわけであります。取り扱い上、技術的な困難もあればその他のいろんな困難性も

たくさんここには存在するよう思つておりま
す。これは以外と早目に対応しなければならな
い。したがつて、扱うとしても、銀行の中でも適
切でないところもあるだろうし適切であるところ
もあるだろうし、今まで大蔵省が外為業務とか
あるいは外貨預金を扱わせた場合において、選抜
された銀行あるいは選抜された支店等を選定され
まして、そして業務においての混乱というのを巧
みに防いでこられた実績もあるので、私はそれを
前提として申し上げているわけであります。が、こ
うした配慮も当然必要ではないか、こうしたこと
もあるわせて検討する必要があるのではないかと思
いますけれども、その点どうでしようか。

○米里政府委員 貸し金庫の底が抜けているといふよ
うな事態になりますとゆき問題でございまし
て、金証券というような問題も確かに検討に値す
ることかと思ひます。

結局、金証券というのは私どもの理解しております
限りでは、金を金融機関が保管してその預か
り証を発行する、それを顧客に渡すということと
で、銀行がこういった金証券を発行したり、また
は貰い戻すということにつきましては、まさに実
質的には銀行は金の売買をやるということと同じ
機能を果たすことができるんだということであろ
うかと思います。そういうふうな問題。あるいは
はまた御指摘ございました、もし金融機関が金
を取り扱うとした場合に、すべての金融機関にこ
れを許すことが適当であるかどうか。おのずから
適当なものというもののスクリーンがあつてしま
るべきじゃないかということも貴重な御意見だと
思います。

そういうことも含めまして、金の売買問題に
ついて総合的に今後検討してまいりたいと思いま
す。

されましても、この問題について御研究をいただいている最中だらうと思いますが、きょうは問題点になろうというところの目玉に当たるところを何ポイントか申し上げましたところ、非常ににくいところを各御担当の方がきちっとお答えいただきまして、感謝をいたしておる次第でござります。なるべく早急かつ速やかに関係当局で協議をされ、この問題についての混乱を食いとめ、国民大衆に被害を与えない立場で問題を処理していただきたいと存じております。

ちょっとと時間が延びて恐縮であります、税務署の調査事務と先ほど申し上げました点につきまして、国税庁の方がお越しになつたようで、もう一つ質問を加えさしていただきます。

国税庁全体の事務の中で、調査事務と内部事務の事務量の割合は現在どのようになつてあるか。

○川崎政府委員 外部事務は六割ないし六割五分という状況になつております。これは長年外部事務の比重を上げようという努力をしてまいりましたが、かなり上がつた状況でこういう状況であるということです。

○渡部(一)委員 調査事務と内部事務の事務量、いま内部事務が六割とおっしゃつたのですか。

(川崎政府委員「外部です」と呼ぶ)外の方が六割。調査事務の方に対しても六割ないし六割五分をおっしゃいましたのは、私は相当な努力をされているものだと思っております。

しかしながら、先回も申し上げましたように、外部的に調査をしつかりしていくことと、内部的に資料を完璧にそろえるということは両々相まって必要なのでございます。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕

現在の内部事務量の増大というものではとても人數的にも対応できないんではないか。内部事務は大変だらうと私は思つておるわけです。この内部事務量というものが非常に大きな数量を占めてくればくるほど、事務の合理化努力とというのはもう少

しなければならないんだろう。現在、税務署の事務というものは直税、間税、徵收の部門に分かれている。そうですが、内部事務が意外に共通している面がある。その上内部の処理体制というものを部門別、縦割りで処理している。というやり方では問題は解決しないんではないか。もう少し総合的にできないのか。また地方税と国税との間の協力関係というものは、現在非常にだぶついておって妙なことがたくさんある。不動産に対する課税というものは地方税と国税と全く重複していて、データを出すだけというような奇妙な状況も存在しておる。こうしたものについてはもう少しオフィスオートメーションのシステムを増強するなり、内部事務の合理化をもつと図るべきであり、その内部事務量をもう少し合理化するために、最後的には税法自体の見直しも含めて、内部的な諸制度を改良するために資材もかけらし、お金もかけるし、努力も積み上げるということが必要じやないかと思いますが、いかがですか。

後いろいろな動きがございまして、一つは今回の国会の中で五・六年度所得減税に相当する部分が生じたということと、そしてもう一方では、鈴木總理が五十七年度については行政改革を不退転の決意で行つて、そして経費削減を図り、その分で穴埋めをしたい、そういうお話をありました。そういう環境の変化といいますか、より前向きの姿勢が打ち出されたことによりまして、一方では所得減税というものがこれから先どうなるのかという逆の心配が出てきたわけです。それまではある程度税制見直しというものが行われて、そしてその中で所得減税も行われるというような、委員会では約束されたことがないのですけれども、大蔵委員会以外ではいろいろなことを言われてきました。そういう内容について政務次官あるいは大蔵省当局にそれぞれの受けとめ方をお伺いしてみたい、かように思います。

血でアザヤヒます。

いま申し上げた中での歳出削減について昨今總理や大蔵大臣が申し上げていることは、一つの要

素であるところの、幕末消滅についての並みと並んで、らぬ政治的決意、このように受けとめていただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 ただいま政務次官からお答えのあつたとおりに考えております。
○玉置委員 先日の参考人の意見の際にもあつた

話でござりますけれども、現在世界的に低成長時代である。その中で日本だけが六、七%の成長をずっと続けてゐるわけすけれども、特にアメリカそしてＥＣ諸国、特に日本との貿易、というよりも経済圏が同じような器の中にある諸国において明らかにマイナス成長に陥つてゐるところがあるわけです。

先日、社会労働の場外生が委員会の中で、自然増収は増税ではないかというようなお話をされましたが、けれども、いまの制度が変わらない、そして賃金を引き上げていく、そういう動きというものは将来とも変わらない、こういうことを考えますと、賃金は上がるけれども結局のところは税負担が年々増大をしていく。これは一つはいまの累進課税構造ということもあるわけでございます。しかしそういう中でいまの日本経済というものを考えた場合に、本当にこれから大蔵省が予想されるような自然増収が順調に得られるかどうかといふ心配も出ておりますし、また低成長に陥りますと当然労働時間が短縮を余儀なくされることになるわけです。労働時間短縮というのは、いま二千時間という一つの目安があるわけでございますけれども、そういう動きとは別に、外的要因によつて短縮される。こうなりますと、いま給与所得五十四年、五十五年を比較をしていただきますとよくわかると思いますけれども、経済の活動が低下をいたしますと実質的に勤労者の、給与所得者の所得というものが減るわけでございます。当然

税収も減つてまいりますけれども、税収の場合にはある程度の伸びがとまる、若干横ばいになると
いう程度で済むわけでございます。逆に言えば残
業分を生活の糧として考えている勤労者世帯、そ
ういう部分に大変な負担が生じてくるというよ
うなことで、これから先日本経済の動きによつて大
変大きな影響を与えてくる、そのように考えてい
るわけです。

ないものがあるわけで、国会の御理解あるいは国民全体の御理解、そういうものの中でどの程度進められていくか。今後の努力と相まってその推移も十分にらみながら、御指摘の点は、先ほど申し上げた三つの原則の前提で考えていかなければならぬ性質であることには変わりがないと思いま
す。

○玉置委員 所得税についてはまた触れるところがござりますので、そのときにお話をしたいと思
います。

ここで先ほどから話が出ておりますグリーンカ

「新聞なんかの情報によりますと、グリーンカードについては与党内部でも大変な見直し論が出てきている」というお話を聞いておりますし、またわが党の中にも見直しをしてはどうかという意見もあるという状況でございます。しかし、これから先、いまの税制の不公平感、特に把握についての不平等感、うらまの問題でござるところ

動きを見ておられますと、公用車を不退転の方
意で取り組むというお話をござりますから、まず
不退転の決意で取り組まれればできることは間違
いない、そのように私は信じております。
そういう意味で、できるという前提に立って、
仮の話は大蔵大臣非常にいやがつておられます
で、不退転の決意でできないということはあり得
ない、これを基本に考えましてこれからやはり所
得減税についていまの制度的な見直しというも
のを行われるべきではないかというよう思つわけ
です。

一応状況についてはわかりましたけれども、これから先の決意——決意といいますか考え方、それについてお伺いをしたいと思います。

○保岡政府委員　たびたび大蔵大臣からもお話を申し上げているとおり、財政再建を果たすためにまずは歳出削減に全力を擧げる。いま先生もおっしゃったように、それに対して総理も大蔵大臣も大変な政治的な決意をおっしゃっているのだろうと思ひます。しかしながら、これはなかなか言葉はやすくして行う困難の大きさは想像にかたく

でござりますけれども、まず現在

○川崎政府委員 制度の実施は五十九年からでござ
ります。

準備をしておるわけでござります。

具体的に申し上げますと、国税庁の方にカード準備室という一つの責任者を設けまして、そこで今後どういう事務の運びをすればよろしいかなどいろいろいろいろ検討してまいっております。五

十六年度予算におきまして、電子計算機に関する費用と国税庁の下部機構である国税局で実際の事務を取り扱うための準備要員若干名の増員といつたようなことを認めていただいておりますので、その線に沿って事務を進めております。

が実施をされた場合に、それぞれの国税局あるいは税務署が本当に対応できるのかどうかという心配もあるわけです。それと、現在の税務執行について熟練度を要するということで、大体七年から十年たたないと一人前でないということでござりますし、また今度全く新しい制度を導入するということで、専門家の養成が必要ではないか、その

ようにも思ひます。そういう意味で見て人的資質、そういうための訓練あるいは教育という面はどうなつてありますか。

○川崎政府委員 グリーンカードの事務は、交付の際には相当の人手を要すると思いますが、いわゆる総合課税のための管理というものは電子計算機でやろうというふうに考えておりまして、その準備をしておるわけでございます。国税庁は電子計算機に関しては導入の歴史もかなり古うございまして、ある程度教育された人間もございま

すので、そのために特別に新たに増員とかということは考えなくともよろしいかと思います。したがいまして、交付事務に要する人手をどのように乗り切るかということが私どもの課題だと考えておるわけでございます。

○玉置委員 交付事務というと、ある一時期ということと、ある程度継続的に出る部分もあるわけですね。そういうことであればできるだけ各省庁間というか、国税庁だけではなくてたとえば大蔵省の枠の中あるいは政府の枠の中といいますか、場合によつてはアルバイトという形になると思いりますけれども、いまの改革との絡みで非常に効率のいい運営というものをお考え願いたいと思います。

また実施をされた場合に、経常経費が大体二百億強増加をするという話でございますけれども、各税務署あるいは国税局、それぞれ事務合理化をやっておられると思いますが、逆に言えばそこで浮いてくる費用、投資も当然ございますが、経常的に見て浮いてくる費用でいまの二百億円というのはカバーできないのですか。

○川崎政府委員 事務の合理化でどの程度経費が浮くかというお話をございますが、これはなかなか計算がむずかしいと思いますし、またいろいろの計算の仕方があろうかと思います。しかしながら、現在の事務をいろいろ合理化しましても、このグリーンカードの電子計算機導入によるほぼ二百億円と言われております経費をカバーするということにはどうていまいらないと考えております。

○玉置委員 それでは大蔵省にお聞きをします。グリーンカードは、与党である自民党からかなり強硬な反対論が出てきているというお話をござりますけれども、これから実施に当たるまでの期間、あるいはそれ以降のことなどございますが、ダブルのようですがその辺についての決意をお聞かせ願いたいと思います。

○保岡政府委員 利子配当課税については、課税の公平とという見地から不公正税制の一つとして長

年問題になつて、国会でも議論されて、昨年度の税制改正で決定を見て、総合課税への移行、グリーンカード制度の採用というものは決まつておりますので、政府としてはそれを確実に実施してまいりたいと思っております。

○玉置委員 どちらといってわからないのでこの辺でやめますが、とにかく実施に当たつてはいろいろな話が出てくると思いますので、これから動きについて十分な配慮をお願いしたいと思います。これは両方の意味で言つておきます。

所得税という話にまた戻りますが、西ドイツに二分二乗方式というものがはあるという話を聞いておりまして、夫婦でかせいだら夫婦の所得ではないかということだと思います。配偶者控除というのもございますが、いまの人的控除については、従来から申し上げておりますように本当の涙金といいますか、実態にそぐわない部分が非常に多いわけです。そして、特にいまの累進課税構造から見てまいりますと、やはり奥さんが各家庭であるいは家業で大変な無料奉仕といいますか、日本の昔からの非常にいい慣例でございますがやつておられる。それに対する評価がないではないかというような話も出てきております。それを換算すると大変な金額になるというのが前に何かの本に出でおりました。そういう意味からいまの累進課税構造というものをやはり見直していくべきであります。先日の大蔵大臣が発言されましたが、中にも入つております。そういう意味で、まず奥さんが一生懸命働いておられるという家庭について二分二乗方式あるいは業種について二分二乗方式というものを適用できないか、あるいは考えられないか、西ドイツあるいは実施をされております国との比較においてお答えを願いたいと思います。

○高橋(元)政府委員 消費世帯と申しますか、家計として見ますとこれは世帯単位で消費をしておるわけでございます。その場合にどういう税金のかけ方をするかということになりますと、考え方には三つぐらいあると思います。イギリスは、夫婦

合算をいたしますが、非分割というのをたてますとしております。最近は若干選択によって個別課税ということができるようになりましたけれども、合算非分割という考え方であります。それから、日本はかつてのアメリカと同じように個人単位であります。所得がある人がそれぞれ払う。だんなさんも払うし、奥さんも払うし、子供も払う。これは一九四八年までアメリカはそうでございました。日本は現在でもそうです。もう

一つは、いまお話しのありましたドイツ、これは夫婦は合算をしまして、その半分について出てきた税金を足して倍にしてやるわけであります。いやゆる二分二乗。フランスはもと進みまして、夫婦はそれぞれ一、子供は〇・五という形で合算をして二分二乗というものをやつております。

そのどれがよいかということは、その国の民法上の制度であります夫婦財産制との関連もあるわけでございます。日本のように夫婦別算という場合、アメリカのように州によって別算と共有とが分かれておる場合、それぞれ民法上の財産制との関連もございますし、長い間の沿革もあるわけでございます。税制調査会でも昭和四十六年以来たびたび検討を重ねてきたわけですが、日本の場合にたとえば共かせぎと全く奥さんが何もしていなければ、内助の功だけだけれども所得はないという世帯とのバランスの問題がございます。それから、今回の中間管理職あるいは企業あるいは役所における中堅のいわゆるサラリーマンについて、いろいろお伺いをしていただきたいと思います。特に労働組合がある場合に、労働組合にちよどひつかからないゾーン、係長なりあるいは課長になられた人、そして年代的には昭和一けたから戦中派、その部分が考えようによつてはいまの日本経済を支えてきた大変重要な層ではないか、そのように考えるわけです。いまの累進税率というものが從来からほとんど手直しをされてきていない状況、そ

ういうことを考えますと、仕事の割りには給料が、その層になりますと伸び率が低下をする、職級が上がれば別ですけれども、そういうことを除いて考えれば伸び率が低下をする。そしていまの学校教育制度を見てみると、高校進学率が九七%を占める状態であり、大学進学が四六、七%に達している。こういうことを考えますと、教育といふものは生活上の必要経費である、それが上へ伸びてきて年代的にはちょうどそのころが大変負担が大きい、そういう子供さんを持つということになるわけでございます。それで、そういうことで考えますと、教育費を可処分所得外と考えて除いていいんではないか、そのぐらいのいまの普及率でございます。

ちなんに昭和四十四年、四十歳、あるいは四十歳でもよろしいですけれども、その時点を例にものに踏み切る時期ではないかも知れないけれども、引き続いて事態の推移を見守りながら研究をして申しますか、見守つていただきたいという考え方であります。いまの御提案も御提案として出してあります。そこで、また勉強してみたいと思います。

○玉置委員 戻つたところもあるというからまるまいとは考えられないのですけれども、確かに働いておられる御家庭と働いておられないところについて大変差ができるることは事実でございました。日本は現在でもそうであります。もう

も、引き続いて事態の推移を見守りながら研究をして申しますか、見守つていただきたいという考え方であります。いまの御提案も御提案として出してあります。そこで、また勉強してみたいと思います。

とつて言いますと、大体の年平均の所得というものが九十四万から九十六万ぐらいである。そして昭和五十年になりますと、四十歳から大体五十五歳まで二百三十六万から二百四十一万というふうになつてきています。勤続年数で見てまいりますと、勤続年数二十年の方の所得が昭和四十四年で百十七万、勤続年数三十年の方が百二十九万。それを昭和五十年で見ますと勤続年数二十年の方が二百九十三万、三十年の方が三百二十四万といふふうになつてきておりまして、昭和五十四年、一昨年の集計で見ますと、四十歳の方が三百二十万、五十五歳までいきますと三百三十万というふうに上がつてきているわけです。勤続年数で見ると同じく二十年の方が四百一萬、三十年の方が四百四十四万という数字が国税庁の資料で出ております。これを単純に率で見てまいりますと、五十四年というものが昭和四十四年に比べて所得が三・四四倍になつていて、そして五十年時点で五十四年を見ますと一・三七倍になつていて、それの時点の税負担率というものがあると思いますけれども、これをちょっとと国税庁の方でお答え願いたいと思います。

○高橋(元)政府委員 いまお尋ねのような年齢別の平均給与に対応した税負担率というのは、残念ながら資料の関係もございましてはじかれておりません。この間における平均の税負担率というものをかわりに申し上げますれば、四十四年は納税者が五・一、五十年が四・一、五十四年が五・二というのが納税者の税負担の平均でござります。

○玉置委員 この年代だけとつてみますとそうなつているのですかね。もうちょっと高目になるわけですね、いまのは全体ですから。それで、それぞれを見てみると、大体四%前後から高いところで五%になつてているということです、今まで四十八年、四十九年、昇給率が三〇%という大変高いときがありました。そのときについては、二兆円減税をやるという話でやられました。そして五十二年にも、戻し税といいます

歳まで二百三十六万から二百四十一万というふうになつてきています。勤続年数で見てまいりますと、勤続年数二十年の方の所得が昭和四十四年で百十七万、勤続年数三十年の方が百二十九万。それを昭和五十年で見ますと勤続年数二十年の方が二百九十三万、三十年の方が三百二十四万といふふうになつてきておりまして、昭和五十四年、一昨年の集計で見ますと、四十歳の方が三百二十万、五十五歳までいきますと三百三十万というふうに上がつてきているわけです。勤続年数で見ると同じく二十年の方が四百一萬、三十年の方が四百四十四万という数字が国税庁の資料で出ております。これを単純に率で見てまいりますと、五十四年というものが昭和四十四年に比べて所得が三・四四倍になつていて、そして五十年時点で五十四年を見ますと一・三七倍になつていて、それの時点の税負担率というものがあると思いますけれども、これをちょっとと国税庁の方でお答え願いたいと思います。

税を全体として持っていくかなどにつきまでは、いまお示しの点も念頭に置きまして長期的に勉強はしたいと思つております。

○玉置委員 累進についても見直していくというお話をよろしいですね、局長。

○高橋(元政府委員) 所得税が累進構造を持つているということは所得税のいわば本質的なメリットでありますから、それをやめてしまって比例税というわけにはいかないと思うのでございます。

これもたびたびお答えしていることで恐縮ですが、ドイツとかイギリスのように、非常に多くの所得者が同じ税率表のもとにある、イギリスであれば三〇%、ドイツなら二二%という比例税制もどおりますが、そういう税率表を考えるべきかどうかという問題は確かにございます。それは日本とかフランスとかアメリカのよう、ずっといわば放物線上のうのですか、指數曲線のようになって上がりますカーブとは違いますから、いずれの所得税率構造といふものが、国民性にも合ひ、また財政状況から見ても、税の負担の公平の点から見てもいいのかということは大きな検討の課題だとは思いますが、大臣から前にお答えがありましたように、最高税率が高い、それから最低の税率が低い、これは税制調査会の去年の中でも言われていることになります。所得税全体について、税制調査会長がいつか言われましたようにやはりかかるべき部会なり組織をつくりまして税制調査会で検討される場合の大きな検討課題の一つであろうとうふうに思つております。

○玉置委員 時間もないのですけれども、大蔵大臣、来られた早々済みません。
いまいわゆる中間管理者層といいますか、その辺の特に給与所得者についての現状というか、先日グリーンカード関連で所得累進の税率を見直すべきであるという大臣のお話がございましたけれども、それに関連をいたしまして、社会的に大変に責任を担つて、実務的にも大変活躍をされております大体四十歳から五十五歳ぐらいまでの

方々、そういう方々についていま教育費が非常に高騰している。教育水準が上がって、それぞれ一番負担となる時期なのですけれども、そういう年代についての累進税率をぜひ見直しをお願いしたいというお願いを申し上げております。それにま急ですからあれでありますけれども、もしお考えがあればお答えをお願いしたいと思います。

○渡辺国務大臣 別にありません。

○玉置委員 急に言つたものですから、いろいろな思惑が走つてすぐには出てこないと思ひますけれども、やはり今まで、今までというかいまでも一番苦労されている世代でございますから、その累進構造見直しの際にぜひそういう層についての厚い恩情といいますか、それをお願いしたい、かように思うわけです。大臣は結構です。のんびりしてください。

次に、時間がありませんので一問だけ簡単に聞きます。

企業年金といふものがござります。これは老後の生活保障として公的年金がござりますけれども、公的年金の間を埋めるあるいはレベルを高める、そういう意味で企業年金というのが年々盛んになつてきているわけでございます。この中に厚生年金基金あるいは適格年金という二つの種類がございまして、公的年金というのは、ILOの百二十八号水準というもので定期給与の約六〇%という一応指標があるわけですけれども、それにほぼ達しております、次に目指すのはILOの百三十一号である。これは夫婦世帯の定期給与の約七五%，その辺を目標にしておりますけれども、この穴埋めをこの企業年金といふものがやるうということで、それぞれの企業、労働組合、そういう人たちによつて運用されてきたわけです。

○玉置委員 時間もないのですけれども、大蔵大臣、来られた早々済みません。
いまいわゆる中間管理者層といいますか、その辺の特に給与所得者についての現状というか、先日グリーンカード関連で所得累進の税率を見直すべきであるという大臣のお話がございましたけれども、それに関連をいたしまして、社会的に大変に責任を担つて、実務的にも大変活躍をされております大体四十歳から五十五歳ぐらいまでの

と過去勤務債務というものがありまして、これを二十年くらいの償却期間をかけてやっていく。いま年金を設立したら、今までの入社されている勤続年数については一応過去債務として載るといふことでございまして、それを償却していかなければいけない。ところが償却が二十年という長い年数でございますから、会社が倒産した場合に過去債務だけが残つてしまふ、そして年金の支払いが受けられない、そういうことになるわけでございまして、これを見直していただきたい。そして適格年金の基金、これを会社で積み上げているわけでござりますけれども、この基金について特別法人税が一%かかる。こういうことをやりますと物価スライドの財源がなくなるということもござりますし、資金運用について思い切つたことができないということござります。こういう点について、時間がないので次回回答を求めてお聞きをいたしますので、きょう言つたことについては十分調べておいていただきたい、かように思いますが、よろしく。

○綿貫委員長 平林剛君。

○平林委員 きょうは、所得、法人、租特三法の質疑に入ります前に、大臣に基本的な考え方をお尋ねしておきたいと思います。

まず第一は、臨時行政調査会の土光さんが増税なしの財政再建、歳出の削減で行政改革といふことを提唱いたしましてから、鈴木内閣の増税路線はにわかに方向転換をした。総理は、五十七年度は大型間接税の導入はもとより、増税は一切しないと決意した上でございまして、行政改革に

いては大型新税はこれを避けて見送る、とにかく行政改革して歳出の削減の方に取り組むといふふな考え方を受け取つてよろしいか、確認をしたいと思います。

○渡辺国務大臣 大体そういう考え方だと御理解願つてよろしいかと思います。要するに、大型増税というようなことを頭の中に置いて行政改革をやつたのでは、これはもうやるふんになつてしまつためなのです。ですから新しい増税というものを考へないで幾ら歳出削減ができるかということがあります取り組む、こういうことでござります。

○平林委員 たとえば渡辺大臣の慎重な言い回しの中に、景気の動向によって税収は変わるのを考へないで幾ら歳出削減ができるかという点であります。まだ税収の見通しがつかないときに増税は一切しないということは言えない、こういう意味が含まれているのじゃないか。臨時行政調査会の答中の内容が実行可能かそうでないか、それが足りるか足りないか、こういう結果によつては大型新税の導入もやむを得ない、これも場合によつては考へなければならないというようなことも含まれているのかどうか。この点まだ余り慎重な言い回しで、くるぐる回つておるものですから、つかまえどころがないのです。そういうこともあり得るかどうかということを聞いておきたい。それはもう不退転で、考へないどころか実行しない、こういうようなことなのか、そこをはつきりしてもらいたい。

○渡辺国務大臣 この増税というのは、もうやむにやまぬ場合だけですね。したがつて、要するに歳出を賄うために財源が必要だから、その財源を調達するということですから、まず歳出をどこまで切れるか。国民の方は、税金をよけいに払つてまでそんな歳出は要らない、だから、歳出を切つて、それでサービスが落ちたつてそれは仕方がないじやないか、増税なんて言うからゆるふんになつてしまつて行政改革は進まないという批判が多いわけです。財界初め労働界からもございまして、われわれとしてはこれはこもつともなお話でありますから、したがつてまず歳出の削減を、制

度、法律に関するようなものまでも手を突っ込んでやつてみよう、これだけ世論が盛り上がったときにこれができないようでは仕方がない。しかし、して歳出の削減というのは、人様のことはいいけれども、自分の方だけは残しておけというのが案外多いのでして、これにはかなり徹底した国民世論の喚起も必要だし、一層の御支援も必要だし、そういうことの中で極力ますやります。しかしながら、そんなこと言つたって社会保障にそんなに手をつけられては困るとかなんとかいう話が出てきて、どっちをとるんだという場合に、その程度のことならば今までどおりやってくれとかどうとかという声が圧倒的に多数になってきたといふことになれば、それはもう、一遍決めたんだから何でもかんでも、むちゃでも切つてしまふのだということでは国会が承知しないんじゃないのか。国民相手と言ひながら、現実には国会は国民の代表で来ているわけですから、一人一人の国民にどうだこうだということは、話しかけることはできても採決どるわけにいかないわけです。だから、そのときの国会の状況等にもよるでしょう。しかしながら、いざれにしても、何としてもまずそういうような増税のことを考へないで極力やらう、そのときの御同意を得られるように今後努力をしていきたい、そういうことを私は言つてゐるわけです。万一千のことまでここでみんなしゃべつてしまふと、迫力なくなってしまうもの。だから、万一千の場合は万一千の場合だろうけれども、そこまで考へないでともかくやるということなんです。

○平林委員 その言い方が問題なんだよ。考へないでやる。そうやらなければ迫力がない、これはわかりますよ。わかりますが、しかし……。

それから、とにかく歳出の削減をやつてみよう、結局総論は賛成だが各論は反対ということになつて、あつちもだめこつちもだめ、こつちもふさがるということになつてしまふとどうしようもないじゃないか、国民の世論も、そこまで削るといふならば行政改革はいやだ、それよりも、し

ようがない、増税がいい、そう言うのをあなたは待つてゐるんじゃないですか。いよいよになったら、いま考へていないことと言ひながら、ここを切り抜けおいて、余りできそくもないようなことをどんどん打ち出して、反対が起きてくる、そしてしょうがないな、やっぱり新税だな、民世論の喚起も必要だし、一層の御支援も必要だし、そういうことの中で極力ますやります。しかしながら、そんなこと言つたって社会保障にそんなに手をつけられては困るとかなんとかいう話が出てきて、どっちをとるんだという場合に、その程度のことならば今までどおりやってくれとかどうとかいう声が圧倒的に多数になってきたといふことになれば、それはもう、一遍決めたんだから何でもかんでも、むちゃでも切つてしまふのだということでは国会が承知しないんじゃないのか。国民相手と言ひながら、現実には国会は国民の代表で来ているわけですから、一人一人の国民にどうだこうだということは、話しかけることはできても採決どるわけにいかないわけです。だから、そのときの国会の状況等にもよるでしょう。しかしながら、いざれにしても、何としてもまずそういうような増税のことを考へないで極力やらう、そのときの御同意を得られるように今後努力をしていきたい、そういうことを私は言つてゐるわけです。万一千のことまでここでみんなしゃべつてしまふと、迫力なくなってしまうもの。だから、万一千の場合は万一千の場合だろうけれども、そこまで考へないでともかくやるということなんです。

○平林委員 その言い方が問題なんだよ。考へないでやる。そうやらなければ迫力がない、これはわかりますよ。わかりますが、しかし……。

それから、とにかく歳出の削減をやつてみよう、結局総論は賛成だが各論は反対ということになつて、あつちもだめこつちもだめ、こつちもふさがるということになつてしまふとどうしようもないじゃないか、国民の世論も、そこまで削るといふならば行政改革はいやだ、それよりも、し

○平林委員 あなたの政治というのはどんなものだか私はよくわからぬ。わからぬけれども、いま

○平林委員 あなたの政治というのはどんなものだか私はよくわからぬ。わからぬけれども、いま

○平林委員 あなたの政治のかけ方が違うということです。私は、皆さんのが政府の提案に賛成してくれて――提案するまでには皆さんとも、党首会談と

かいろいろな経過があると私は思います。各党

から申し入れなどもあるうかと思います。労働組合なんかでも、行政改革をやれというのは民間なんかも多い。そういう代表の人とも話し合ひ

か、政治というものはもともとそういうものじやないですか。

○平林委員 はつきりしていることは、総理とあ

ういうようないわば回り作戦を考えているんじやないです。だからあなたの答弁は、政治生命をかけるなんと言つたけれども、あんまり政治生命

をかけているように見えない。技巧的だ。迂回作戦だ。最後にはやはり増税を、では仕方がないからこれは勘弁してください。サッチャーラーさんがやつておるのと同じようなやり方でやるのじやないのか、こういう疑心暗鬼であなたを見てゐるので

す。総理が、わりあいと正直な人ですから、あえて言つておるのだから、それをあなたがテクニカル的にやるというよることは、逆に言えは、最終的には国民をこまかすことになると思いますよ。

そこで、もうちょっと歯切れよく言つてください。政治生命をかけるなんてみんなが言ひ出すと、やがてしまいにはおはようございますと同じようにになつてしまつて、ごあいさつだけになつてしまふ。あなたたつて財政を預かる大蔵大臣なんだから、その言葉はうんと重いものである、こういうふうにしなければいけないんで、余り微妙な言い回しとか、万一千の場合を考えるとか、そんなことなしに、来年のことなんだからずぱり言つてもらいたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 政治というものはそんなに理屈だけできちつと割り切れないんですね、それはもう財政再建、増税といったって、場合によつては

減税もしなければならないこともあるんですから

。だから、そう理屈どおりに、学問どおりに、きちんとともかく全部詰めてしまえと言われまし

る。しかし、私としては別にうそもなければそんなテクニックも何もない。本当に正直な話を私は

しているわけです。ですから、財政再建に政治生

命をかけてやりますということは、一生懸命命が

けでやるという話ですよ。そういうことを言つて

いるわけです。ですから、余りそう言われても困ることで

きませんよ。しかし、いずれにしても、世論として行政改革を一番の課題としてやれということです

べりますから、ますこれに最大限の努力を払いますと言つておるわけです。

○平林委員 はつきりしていることは、総理とあ

ういうようないわば回り作戦を考えているんじやないです。だからあなたの答弁は、政治生命をかけるなんと言つたけれども、あんまり政治生命

をかけているように見えない。技巧的だ。迂回作戦だ。最後にはやはり増税を、では仕方がないからこれは勘弁してください。サッチャーラーさんがやつておるのと同じようなやり方でやるのじやないのか、こういう疑心暗鬼であなたを見てゐるので

す。総理が、わりあいと正直な人ですから、あえて言つておるのだから、それをあなたがテクニカル的にやるというよることは、逆に言えは、最終的には国民をこまかすことになると思いますよ。

そこで、もうちょっと歯切れよく言つてください。政治生命をかけるなんてみんなが言ひ出すと、やがてしまいにはおはようございますと同じようにになつてしまつて、ごあいさつだけになつてしまふ。あなたたつて財政を預かる大蔵大臣なんだから、その言葉はうんと重いものである、こういうふうにしなければいけないんで、余り微妙な言い回しとか、万一千の場合を考えるとか、そんなことなしに、来年のことなんだからズ

ぱり言つてもらいたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 政治というものはそんなに理屈だけできちつと割り切れないんですね、それはもう

財政再建、増税といったって、場合によつては

減税もしなければならないことがあるんですから

。だから、そう理屈どおりに、学問どおりに、

きちんとともかく全部詰めてしまえと言われま

る。しかし、私としては別にうそもなければそんな

テクニックも何もない。本当に正直な話を私は

しているわけです。ですから、財政再建に政治生

命をかけてやりますということは、一生懸命命が

は思つてお

あります。特別措置については補助金だと言う人も
ありますから、補助金整理の中に入るのかもわから
ぬし、いざれにいたしましても歳出のために歳
入を確保するわけですから、その歳出を削減して
なるべく小さなものにして、仮に大型新税によら
ない税収の確保を図るということがある場合には
いろいろそういうようなことは考えなければなる
まい、一切の増税というものは頭の中に将来も一
切考えないということまで私は実際のところ言いま
すが、もうほとんどみつこの方に行っちゃった
ということです。

○平林委員 経団連の会長としての土光さん、い
ま臨調の会長になりましたね。増税しないで歳出
削減による行財政改革、それで財政の再建、こう
言っておるわけですね。

〔委員長退席 大原（一）委員長代理着席〕
これは私は本人に会って聞いたわけじゃないからよくわからないのですけれども、財界の首脳の中には現在審議中の五十六年度の予算、こことのきに行財政改革をちつともやらないでいて、法人税だとあるいは印紙税、とかいろいろな大幅増税が実施されてしまった。だから、このままほとくと五十七年度もまた何かやりそうだ、そういう反発がありまして、それでオクターブを上げて増税なしの行財政改革、こういうふうに言っているんじゃないかというような観測もあるわけですよ。それとも本当に国民的立場に立って、歳出の削減によって財政の赤字を消してしまうのだ、消え得るのだ、抱負構想があつてできそうだ、これは自信を持ってできるんだ、こういう考えがあつて増税なしの行財政改革、こういうふうに言つてゐるのか、ここのこところがわからないのですよ。
そこで、この間土光さんにお会いされたので、その会談の感じから言つてどういう心証を受けましたか。

が、一時間足らずの短い時間でござりますから余り深い突っ込んだ話はいたしませんが、先ほどあなたがおっしゃったように、世間一般に言われてゐるやうに、政府は増税なんて言つた前にもつとやることがあるんじやないか、民間だつたらいいでできるという感じがやはり強かつたようなニュアンスを私は受けたわけです。しかし私としては、もちろんいま世間でいろいろ言われておるようなことについては全部総当たりで当たつてみたいくつておりますが、行政改革それ自体は速効性で何千億、何兆円という金が一遍にどかどかと人員整理で出てくるというものでないのですよね、実際は、現実の姿というものもある。そういうことについて国民の理解がないところもある。ですから私は、むだは省なくちやならぬし、政府はもっと簡素にして効率的な政府につくらなきやいかぬと思つてゐる。私自身もいまではまだやるふんだと思つていますよ。ですからどこからくらいまで許容されるか、問題はそこなんですね。

○平林委員 私もまだ土光さんの腹の底はよくわかりません。わかりませんが、いま質疑応答しておりますように、たとえて言うと租税特別措置法なんかはもう少し審議していけば、これは廢止したらいいじゃないかというようなものもございまして増税はできる。しかしその増税は財界にどうでは痛いのですよ。だから私は、そういう意味で牽制的な発言をしているのかなどという感じもしないわけじゃない、それだけじゃないと思うがね。それからもう一つ、たとえば法人税なんかも今回二%率を引き上げましたけれども、もうちょっと引き上げられるのじゃないかという考え方もあるのですよ。そういうことに対して牽制しているんじゃないのか、こんなふうにも、うがつた見方かもしれないけれども、私は腹の底にはそういう疑いもあるのです。

実は、私きょう資料をあれしたのですが、ちょっと委員長と大臣に資料を。

実は、私この間から公定歩合の問題について二回にわたって大臣にお尋ねしましたね。私は法人

税の問題についてはまだ少し上げ得る余地があるんじゃないかという見方を実はしているわけなんですよ。ただし中小企業に対する配慮は必要ですよ。

いまお配りいたしました資料は、今度の公定歩合による金利の引き下げによって企業収益にどういう影響を与えたかというので、この間住友銀行が試算しましたね、新聞にも一部出てましたけれども、それを私ちょっと抜き書きして私なりにまとめてみたものです。これによると、もちろん前提はござりますけれども、企業収益に与える影響は全産業で五十六年上期で二千四百七十六億円それから最終的には六千四百八十五億円、つまりこれはこの間の三月の公定歩合の引き下げによる影響を試算したものですね。五十五年度の経済利益の対比においては三・五%だけよくなりますが、こういうことです。今度は右の方にいきますと、一次と二次のマル公の、つまり公定歩合の引き下げの影響を見ますと、これは実績ですが、全産業で五十六年上期で八千四百二十三億円、最終的になりますと一兆七千六百四十九億円の改善額つまり収益の改善になる。したがって、去年の八月、十一月、ことしの三月、一次、二次、三次の公定歩合の引き下げの影響を合算してみると、全産業で五六年上期には一兆八百九十九億円、最終的には二兆四千三百三十四億円改善されるという試算になつておるわけですよ。

これを見ますと、今度の国会に提出された法人税率の2%の引き上げで初年度六千三百四十四億円、印紙税率の引き上げで三千六百九十九億円、有価証券取引税率の引き上げで五百九十九億円、合わせると大体一兆円ですよ。私の言いたいことは、つまり五十六年度の税制改正で財界あるいは企業家からいま挙げたようなものでおおよそ一兆円の税金を吸い上げた。しかし公定歩合の引き下げによつてその財界においては一兆円、もつと大きくなれば二兆四千億円最終年度には軽減される。差し引き言つてみれば今度の法人税の税率というものは十分取り返しができている、こう言うために

ちょっとまとめてみたわけです。結局一番割りが悪いのは五十六年の四月に予定されるいわゆる預金者です。これは預金金利が下がるものですが、個人の預貯金の残高は二百五兆あるけれども最終的には恐らく得べかりし利息が一兆二千億円減る。何のことはない、余り金持ち階級でない個人の人たちは一兆二千億円の利息をこうした総合的な景気回復という方面に供出させられている、こういう結果になりはせぬか、こう思うのです。こう簡単にばかりいきませんけれども、しかし考えてみれば日本の経済というものは、金利政策についてもそうですが、大きな企業や財界には都合よくなっている。そこで、こういうことがだんだん常識化してくればもう少し法人税なんかも負担してもらっていいのではないか。所得税なんというのは本当に限界に来てるけれども、法人の方はそれに比較するどちらと取り戻してもらっているのだから、これは何とかしてもらえるんじゃないいか、こういうことは出てくるわけですよ。そこで、つまり法人税やその他の増税分だけ経済界は取り戻したことになるのじゃありませんかということを私は言いたいのですね。こういうことについてどう思いますか。

○渡辺国務大臣　これは一つの見方でございまして、どういう根拠でそれをはじめたか私はわかりませんが、公定歩合の引き下げがそれだけ日本の経済にいい影響を与えてくれることは私、大変結構なことだ。それから個人、個人とおっしゃいますが、個人でも大衆はともかく郵便局に三百万、普通の銀行に三百万、六百万は無税で預けられておりまして、しかもその金利が、何百万円の人が下がるかわかりませんが、少ししか貯金を持つてない人は一%貯金が下がったからといって余り影響はないわけですね。百万円も利息をもらう人はいいわけですから、三十万円でともかく一%で三千円少なくなつた、そのかわり月給が月に二千円上がればそれを何倍も取り戻したことにもなるわけであります。だから私は全体的な影響として、やはり預金の利息が減つても月給が上がつた

方が、大多数の大衆にとつてはその方がプラスになるじゃないかという気がします。

○平林委員 それはもしも月給が上がつたらどうことであつて、昔の歌にあつたな、そういうのは。だけれども本当に月給が上がるかどうかわからぬし、それから、まあ私は一つの経済の動きの中における視点を示しただけですよ。だけれども、やはり政治の公平を期するためには絶えずこういう角度からも物を考えてやつてもらいたいという意味で、この資料は使つてもらいたいと思います。

もう一つ次に法人税の問題で言いたいのは、税の執行上の問題から来る不公平ということに関してですが、最近法人税の捕捉率が毎年低下している。それで現状はどうなっているかということを、国税局おいでになつていて思いますが、法人税の調査件数と実調率の推移とそういうものについてちょっと簡単に御説明いただきたいと思います。

○川崎政府委員 実調率は年々低下してまつておりましたが、ここどころまた若干下げどまりと申しますか上向いておりまして、八%程度まで下がつておりましたのが一〇%程度に回復いたしております。

○平林委員 この法人の実調率というのは、余り古い話をしていかぬけれども、昭和三十九年度当時は二七%くらいあつた。それが十年後の昭和四十九年になると六・六%まで下がつた。いまのお話だと最近年次においては一〇%程度までまた上がつてきた。つまり全般の一〇%までは調査が手をかけられていますというのですが、私は専門家じゃありませんけれども、たとえば五十一、三年の例で言つて十二万七千件くらいの実調によつて八〇%の申告漏れ、金額にして八千五百億円くらいの中告漏れが発見をされて、その結果二千七百億円ばかり増収をされたという記事を読んだことがあります。もし国税庁の職員の定員がもう少しふえていれば、たとえば三千人くらいふえていれば、法人に対する実調をもう少しやせるこ

とができるのではないか。そうすると相当の税収が確保できないか。たとえば法人税が年間八兆円といったしまして、実調が一〇%ふえてくるようになれば、ある人の話だと数千億円の税収は確保できるのではないか、こういう説もあるのですよ。定員一人についてそれでは採用すれば年間大体三百五十万円くらいだから、約百億円あればいい、百億円の人事費をよけい支出するというようなことで数千億円の税収が確保できるならば、いま非常に苦しいときだからこういうやり方も、一律な定員削減というようなことだけではなしに考えたらどうかというふうなことを言う人もあるわけですね。昔はよく苛斂誅求だんという議論がはつてあれだけれども、しかし最近の傾向から見ると、もう少し悪いやつには手をかけたらしいじやないかというような事件が非常に頻発していますからこんな計算もできるかなと実は思つてゐますよ。大蔵大臣どうでしようか。

○渡辺国務大臣 ある程度人員をふやすということで、もとよりて実調率を高めれば、それは税収がある程度ふえることはこれは間違いないと私は思つております。しかし問題は大蔵省が、ほかの役所にどんどん人を切れと言つておきながら自分のところだけうんとふやしてしまつて、これが間違いないとも思つてゐます。しかしながら、まあきょうはそこまで触れませんが、最近の企業の動きを見ると、海外取引の増加も手が足りないとさういふことでだるまに目玉が入らなくちゃ意味がないのです。

それから、まあきょうはそこまで触れませんので、せつかく制度は入れたけれども手が足りないとさういふことでだるまに目玉が入らなくちゃ意味がないのです。

特に、今度グリーンカードを導入をするといふこと一つ取り上げてみましても、やはり不公平税制の是正には事務量は相当に増加すると考へなければなりませんので、せつかく制度は入れたけれども手が足りないとさういふことでだるまに目玉が入らなくちゃ意味がないのです。

昭和五十六年度予算を審議した衆議院の予算委員会に提出された資料、それから五十四年度分の税務統計から見た法人企業の実態、この二つを調べてみましたら、貸し倒れ引当金の期末残高が三兆三千二百二十一億円、それから退職引当金が六兆八千四百三十二億円、賞与の引当金が三兆三百七十八億円、価格変動準備金が七千四百七十六億円、いずれもそれぞれ前年より増加をしておるということを承知いたしております。

そこで、この引当金や準備金のような制度を利用した法人の割合はどうなつてゐるかということを見ますと、貸し倒れ引当金は三五・四%しか利用していない。それから価格変動準備金は二〇・五%である。賞与の引当金は一四・八%である。退職給与の引当金はわずかに七・八%である。このように引当金や準備金の利用の割合といふものは、今度は資本金階級別に調べてみると、いずれも資本金の規模が大きくなるほど高くなつてゐるのです。たとえば退職給与の引当金は、十億円以上の法人は九〇%近く利用しておる。それから貸し倒れ引当金は八五%以上、賞与の引当金は八〇%に近い。政府はこれまで相当の努力をしてきては有利に働く特別の減税になつてゐると私は思つてますが、この実態と傾向をお認めになりま

ます。今後ども人の充実ということについては努力をしていくつもりでございます。

さつきのお答えで尽きているかもしねないが、重ねてしまふのですから、ちょっとお答えを聞かしてもらいたい。

○平林委員 私がこれを申し上げたのは、いわゆる苛斂誅求をせいというわけじゃないのですよ。少なくともいま国民的な立場から行財政改革を進めようとしている。この行財政改革というのは財政再建ということにつながる。財政再建につながる苛斂誅求をせいというわけじゃないのです。

○渡辺国務大臣 決して私は平林委員の発言を否めようとしている。この行財政改革というものは財政再建ということにつながる。財政再建につながる苛斂誅求をせいというわけじゃないのです。少なくともいま国民的な立場から行財政改革を進めようとしている。この行財政改革というものは財政再建ということにつながる。財政再建につながる苛斂誅求をせいというわけじゃないのです。

○平林委員 次に、私は税法上の各種の引当金、準備金の問題についてお尋ねをしたいと思いま

す。

さつきのお答えで尽きているかもしねないが、重ねてしまふのですから、ちょっとお答えを聞かしてもらいたい。

○渡辺国務大臣 決して私は平林委員の発言を否めようとしている。この行財政改革というものは財政再建ということにつながる。財政再建につながる苛斂誅求をせいというわけじゃないのです。

○平林委員 次に、私は税法上の各種の引当金、準備金の問題についてお尋ねをしたいと思いま

ばかり増加しております。残高が六兆八千四百三十二億。賞与の引当金はやや違つておりますて、たゞえ決算期が九月決算で賞与の支払いが十二月、こういう会社について引き当てておるわけでございますが、したがいまして、五十三年と五十四年の間に一千二百億ばかり残高が増加しております。それから貸し倒れでございますが、貸し倒れは五十三年と四年で二千六百億ばかり増加しております。

○平林委員 まあ私が指摘したことを否定をされただわけじゃないと思いますので、続けて質問をしますが、私は、もちろん中小もあると思いますが、偏向している、つまり大企業に偏っておるということを言いたいのです。たとえば退職給与の引当金で見ますと——これ、皆政府の資料で言っているのですから。五十五年度末新日本製鉄は千二百九十一億四千三百万円の期末残高で、当期の増加額は二百八十五億三千四百万円。三菱重工を例にとりますと、同じく期末残高は一千億三千万円、当期の増加額は百七十七億八千三百万円。東京電力で言いますと、千三百四十二億一千八百万円で、当期の増加額は二百十五億六百万円。この期間の目的使用の額は、期末残高に対してわずかに一三・八%、一四・二%、一三・四%。貸し倒れ引当金についても一つの例を申し上げますと、第一勵業銀行の期末残高は一千百三億九千七百万円、当期の増加額は九百六十億四千百万円、期間の目的使用にしたのは期末残高に対して〇・二六%。

ばかり増加しております。残高が六兆八千四百三十二億。賞与の引当金はやや違ておりますて、たとえば決算期が九月決算で賞与の支払いが十二月、こういう会社について引き当てておるわけでございますが、したがいまして、五十三年と五十四年の間に二千二百億ばかり残高が増加しております。それから貸し倒れでござりますが、貸し倒れは五十三年と四年で二千六百億ばかり増加しております。

これらが仰せのように比較的資本金の規模の高いところに利用されておるということはそのどちらでござりますけれどもたとえば貸し倒れ引当金で申しますと、百億円以上の資本のところの貸し倒れ引当金は全体の三六%でございますけれども、一億円に達するまでの中小企業もまた全体の二八%ぐらい貸し倒れ引当金を持つておるということです。

○渡辺国務大臣　いろんな特例措置とかそのような引当金とかを認めるようになったのは、高度経済成長時代に税の自然增收が非常に多かった。減税してもまだ自然增收というようなことで財政規

よ、それは名前は引当金とか準備金ですが、実質的にそういうことになつておりますか。私はこういうものは廃止するのが課税の公平から見て当然だと思いますが、せめて大蔵大臣がいつも言うような財政再建のめどがつく五十九年度まであと二年くらいしかありませんけれども、その期間だけでも百歩譲ってこの引当金、準備金の利用というものを停止をしてもいいのじゃないか、停止してもいままでの期末残高で十分処理できるじゃありませんか、こういうようなり方ができるのじゃないか、こう思うのですけれども、このお考えはありませんか。

模もふくらんできたというのが事実なんですね。ですから、こういうような財政窮乏の時期になれば、退職給与引当金が実際五〇%あったものを四〇%に下げたわけですが、四〇%果たして現実にやめる人はそんなにいないとすれば、それは少し多過ぎるのじゃないか、もっと少なくていいんじゃないかという議論が出てしかるべきものである。したがって、それは十分に頭の中に入れておきたい、そう思っています。

○平林委員 私も、財政再建のために取るべきところからもう少し取つたらどうでしようか、そういう余地はありますよという例を申し上げているわけでございまして、きょう挙げているのはその一部でございます。その一部をもう一つ申し上げておきたいと思います。

それは金融機関等の貸し倒れ引当金初め諸引当金、準備金の五十五年期末残高を見ますと、一兆五千八百一億円ございます。このうち貸し倒れ引当金は九千二十三億円、退職給与の引当金は四千六百九十二億円でございます。都市銀行における五十四年の上期までに〇・〇〇九%であります。

よ、それは名前は引当金とか準備金ですが、実質的にそういうことになつておりますか。私はこういうものは廃止するのが課税の公平から見て当然だと思いますが、せめて大蔵大臣がいつも言うような財政再建のめどがつく五十九年度まであと二年くらいしかありませんけれども、その期間だけでも百歩譲ってこの引当金、準備金の利用といふものを停止をしていいのではないか、停止してもいまの利用率というのはうんと低いんですから、今までの期末残高で十分処理ができるじゃありませんか、こういうやうなやりができるのじやないか、こう思うのですけれども、このお考案にはありませんか。

○渡辺国務大臣 いろんな特例措置とかそのような引当金とかを認めるようになつたのは、高度経済成長時代に税の自然増収が非常に多かった。減税してもまだ自然増収というようなことで財政規

はもう頭のすみぢやなくて、頭の中心に入れなければなりません。さればならぬじやないか、そう思つてゐます。
○平林委員 それからちょっとと所得税の方に戻りますが、私きょうちょっとと御検討いただきたいと
いう意味で発言をしておきますが、生命保険料控除で国税は千六百三十億円税収を失つてゐるわけ
です。たくさん利用する人がござりますから、そ
れぞれこの恩典を受けておる人はあると思ひま
す。しかし、これは同時に地方税にまではね返りま
して七百二十億円減収になつていています。いずれ
も政府の資料から取り上げたものですが、合わせ
ますと生命保険料控除で二千三百五十億円という
数字になります。

このほかに損害保険料控除というのがあります
て、これも確定申告をなさつた方はまだ頭の中に
あると思いますが、たとえば三千円とか、最高で
一万五千円とかというふうに所得控除を受けてお
りますが、私は、この控除は所得控除であること
から、どうも限界税率の高い高額所得者に有利な
制度になつてゐるのじやないかと思つております。

○九%であります。

確かに今回も政府の方では所要の経過措置を講じた上、法定の繰り入れ率を千分の五から千分の三に引き下げるということにしてございますけれども、私はこれは甘過ぎるんじゃないか、こう思つておるわけでございます。これなどもたびたび指摘をされて少しずつ直していますが、実態から見ると政府の改正案も非常に甘い。

ですから、本当に財政再建をやるというなら、この制度の再検討ができないはずはないと私は思つているんですよ。これについても同じようなことだらうと思いますが、頭のみに入れておいてもらいたいと思いますので、お答えをいただきたい。

げたらどうなんだろかなど実は思つてゐるのでもなく廃止して、それをほかの方に使つてしまふのじや、これは申しわけない。これはやはり所得税の基礎控除を上げれば、これだけの金額は二千数億円でありますけれども、しかしそれは一般の人たちから歓迎されるのじゃないか、こう思うのでありますし、もう創設の目的を達成されたものは整理廃止して、いまのような方向転換をされたらいいががでしようかとということを提案をしますから、御検討いただきたいと思います。どうでしょうか。

○高橋(元)政府委員 減収の見込みでございますが、ちょっといまお示しのありました数字は五十五年だと思います。五十六年で申しますと、生保で千九百十億円、損保で百二十億円というのが国税の減収額でございます。地方税は、生保で二百四十一億というふうに見込まれております。

この制度は、生命保険料で申しますと、大正十二年からずいぶん長く続いてきた制度でございます。昭和二十二年から二十五年まで一遍廃止されましたがけれども、その後、保険がインフレの壊滅

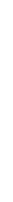
〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕
わが国は貯蓄の水準は相当高くなつておりますね。この制度が創設されたときは、生命保険を掛けるということに対する貯蓄機能に着目をして、貯蓄の増強を図ることを理由にしてこの制度が創設されたと聞いておるのですけれども、いまやわが国の貯蓄水準というのは非常に高くなつてきておるから、私は創設の目的は達成されたのぢやないか、こういうふうに思うのです。これを廃止すれば少なくとも二千数百億円の財源が出てくるわけです。ただ私は、この制度を創設した経緯から考えてみて、必ずしも生命保険会社、損害保険会社のためだけでなく、そのためにある程度恩典を受けるたくさんの人があることは承知していま
そこで、廃止するだけじゃだめだ。その廃止さ
れた財源をもつて私は所得税の基礎控除なんとか

から立ち直るに従つてまた利用が広がつております。現在全体の納税者の中で七七%生保控除を利用しております。損保控除を三分の一の方が利用しておられるわけでございます。不時の災害に備える、万一の不幸に備える、これは人情の当然だと思いますけれども、片や生命保険料控除の場合には、従来の貯蓄性の生命保険から次第に掛け捨ての団体生命というものの利用割合がふえてきております。そういう生活設計に与える影響というのもどうしてもやはり考へざるを得ないというふうには思います。

しかし、仰せのよう、政策上のインセンティブとしてすでにかなりの程度目的を達している、普及率がこんなに上がつてまいりますと、そういうふうに見ることもできますので、特別の政策目的のための控除と一般的な人的控除との関連を含めまして、今後所得税の基本問題についての長期検討の一環として取り上げていくということにいたしたいと思います。

○平林委員 なお予定したものはございますが、大臣の御都合もございますから、これで私の質問は終わつておきたいと思います。どうもありがとうございました。

○綿貫委員長 午後二時に再開することとし、この際休憩いたします。



午後二時二分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。これより内閣総理大臣に対する質疑を行いまます。堀昌雄君。
中審議によりまして、総理と二時間にわたつて税の問題について論議をさしていただきました。そして、このとき総理から次のようにお答えをいたいたわけござります。

○鈴木内閣総理大臣 五十五年度の剰余金が出るか出ないか出た場合については考えるべきではないか、こういう堀さんの御意見でございますが、私も何とかそういうことができればと思ひますが、先ほど申し上げましたような状況でございまして、この剰余金を期待をするといふことは現段階では非常に困難である、私はこゝいう認識を実は持つておるわけでございまして、出たらという仮定の上に立つての御議論でございますが、堀さんのお考へ、お気持ちといふのは私もよく理解ができるところでございます。

こういう実は御答弁をいたいたわけございます。この御答弁をいたいたので、もちろん総理のお述べになつたように剰余金が出るかないかはあの時点でもわかりませんし、本日の時点でもまだ定かではございませんけれども、出たらひとつその全額を所得減税に回すという各党の合意が行われまして、そしてきょう本日、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案といものが当委員会に提案をされるところまでまいりました。そういう意味では、大変困難な財政状況ではござりますけれども、総理があの集中審議の中で一定のお考へを持って、そういう意味でこの場所でひとつ、ちょうどいまから一ヵ月前でございます、きょうは三月二十五日でございますが、総理にまず最初にお礼を申しておき

たい、こういう気持ちでございます。

そこで、実はこの間、総理は行政改革に政治生

命をかけるというふうな御発言がございまして、

けさの新聞を見ますと、これは、「鈴木首相は二

十四日正午すぎから開かれた五十二年当選の自民

党参院議員との懇談会の席上、行財政改革問題に

をを目指す②補助金整理については例外は認めず、

段であつて目的ではない、私はこういう認識でござりますが、総理はいかがでございましょうか。

鈴木内閣総理大臣 私は、国民の平和と幸せを実現するこれが政治に課せられた目的であり使命である、このように考えておりまして、この点は全く堀さんと同じ認識でございます。それを実現いたしますためにいろいろの内政、外交各般にわたる施策が必要になるわけでござりますが、私は鈴木内閣におけるその中の施策の一つとしまして、現在の財政の現状からいたしまして、どうしてもこの財政の建て直しを図らなければいけない、そして新しい時代に対する財政の対応が十分できるような体制をつくることが必要だ、このようないいえをいたしておきました。

そこで、私は五十六年度予算編成におきまして、いろいろの経費の節減その他も努力をいたしました。しばしば申し上げておりますように前年度対比九・九%、国債費あるいは交付税等を除きますと実質四・三%，こういう二十数年ぶりの緊縮の予算、節減の予算を組んだつもりでござりますが、しかし一方において、いろいろの行政水準を維持しなくてはいけないという御要請にもこたえまして、一兆四千億に近い法人税その他の増税を国民の皆さんにお願いせざるを得なかつた、このようになつたわけでござります。

しかし、財政再建は五十六年度一年で終わる問題ではございません。五十七年度以降におきましても、少なくとも六十年から始まりますところの特例公債の償還の年には、そのときは特例公債発行というようなそういう依存体質を脱却する必要がある、このように考えて、引き続きやらなけれ

ことを大蔵大臣に指示しておるわけでござります。従来の制度あるいは法律その他からいたしますと、非常にむずかしい問題がたくさんあるようでございますが、そういう私の指示に基づきまして、いま大蔵当局において鋭意その案の取りまとめをしておる、こういう段階でございます。

○堀委員 私がいま申し上げたことはすでに総理が指示をしていただいているようでありますから、それはその作業ができたら、密室の作業ではなくて、いまのやり方でいつたらここまでできますとか、あとはここからここはこういう法律をさわらなければできませんとかいうようなことになるのだろうと思いますが、これはひとつ当委員会に提出をするように、政務次官よろしくございますね。大臣がいないから、あなたちょっと答えてください。これは総理にお答えいただくわけにいきませんからね。提出してもらえますね。

○保岡政府委員 よく検討して、できるだけ先生の御趣旨に沿えるように努力をしてみたいと思ひます。

○堀委員 そこで次の問題でございますが、月曜日に税制調査会長の小倉さんが当委員会に参考人として御出席になりました。平林委員の質問に答えて、今度は総理は大型間接税の導入はやらない、こういうふうにはつきり言つておられる、税制調査会はどうしますかという質問に対しても、検討だけは引き続き行いたい、こういう御答弁であったわけでござります。この税制調査会というのは総理大臣の諮問機関でござりますから、総理大臣がもう五十七年度にはやらないといふふうにおつしやつたのならば、税制調査会も五十六年度中は少なくともこのような検討を進めることは適切でない。要するに、総理がやらないとおっしゃつておるにもかかわらず何か必ず先ではやるのと言わんばかりにそういう作業をずっと続けていつでもやれますよというような体制をつくろうなどといふこの姿勢では、総理の真意が国民に信頼されないのでないか。総理は政治的にはそう言つておられるけれども、後ろの事務方は鋭意努

力ををしてやれるような体制を組んでおるなどといふことは、私は総理の直属の諮問機関である税制調査会のあり方としてはまことに遺憾なことだ、こう思うのであります。

この際、総理は、五十六年度中は少なくともこの問題の検討は保留をすべきだ、要するに必要なときにはまたやればいいのでありますて、いまはもう総理は五十七年度やらないと言つておられるのでありますから、そのような指示が行われかかるべきではないのか、そのことが国民全体が行政改革に対する総理の真剣な取り組みを国民のもととして受けとめる一番いい道ではないか、こう私は考えるのでありますて、いかがでございましょう。

○鈴木内閣総理大臣 私が去る十一月十八日に税制調査会に諮詢をいたしました文書がここにござります。「国民経済の健全な発展を日途としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とするべき方策」こういう非常に幅広い諮詢をやつておるわけでございます。税制調査会は委員の皆さんのお考えに基づいて今後の税制のあり方等についていろいろな幅広い勉強をしていただいておるということを私も聞いております。また、大蔵省の主税局等においても絶えず税制のあり方、合理化、どうあるべきかということについても勉強しておる。これは職務上当然のことだ、こう思つております。しかし私は、先ほども申し上げましたように、五十七年度予算の編成に当たりましては大型新税等を考えないで財政再建をやろう、こういう方針を明らかにいたしたところでございまますから、税制調査会においても私の考えを踏まえまして、今後運営等については適当な措置を講ぜられるものと、こう思つております。

○堀委員 いま適切な御答弁をいただきまして、私もそういうことを期待をいたしておったわけですがござります。そこで、実は税制調査会は大型新税はひとつ保留をしてほしいのですが、いろいろな問題を、やはりいま広い意味で国民経済の向上のためになる税制の検討をしてもらいたい、こう考

そこで、実は先般の予算委員会で所得税の問題について触れたわけであります。本日は所管の大蔵委員会でございまして、当日お聞きをいたいたの方もございましたでしようが、実は私がそこで議論をいたしました問題についてはお聞きになつていらない大蔵委員の方も多数あるうかと思います。總理はすでに、私はこの前一回やつておりましたから重複をしますが、お許しをいたいて、皆さんのお手元に資料をお配りさせていただいたのでそれについて御説明をして、所得税の問題についての提案をひとつさせていただきたいと思ひます。

皆さんのお手元に「家計調査報告による年間収入五分位階級別、一世帯当たり年平均一ヵ月間の世帯主収入と勤労所得税」という表をお配りをしてございます。これは總理府が出しております家計調査年報をもとにいたしまして、五十二年をベースにして五十五年でどうなつてゐるか、これは月報が十月までしか出ておりませんでした時点を作成いたしましたから、十一月、十二月は実は下にござりますような平均値の適用で伸ばしてござります。

これをごらんをいただきますと、まず上の段で、第一分位は五十二年には世帯主収入は十四万八千二百二十五円でございました。これが五十五年には十八万三千五百九十二円になりまして、三万五千三百六十七円収入は増加をいたしました。それを比率で見ますと、一番下の欄に五十五年A、Bとございますが、五十五年A、つまり給与の伸び率はこの三年間で二三・九%でござります。ところが、税額の伸び率は九四・九%になります。いるわけでござります。同じことを五分位、五十二年の年収三十三万九千八百五円、五十五年にこれが四十二万三千三百二十三円、この階層はこの間に八万二千五百八十八円収入があふえたわけあります。が、税金の方は二万七百五十四円が三万一千九百五十九円になります。その伸び率は一番下にござりますが、収入は二十四・三%の伸び率で

あります。要するに、この資料が私がどうしてもことしは所得減税を何らかやってもらわなければいかぬということを決意したデータでござりますが、ごらんいたくど、所得の階層の低い方がたくさん比率として税負担が伸びておる。二分位が収入が二一・六%、しかし税の負担は七〇・六、三分位が二二・三の収入の増加、それに対しても負担の増加は七〇・五、四分位は収入二二・八、収入は一、二、三、四、五階層いずれもほとんど変わりませんが、税金は六二・八、そして五分位が五四・〇、上にいくほど実は税の負担の伸び率は低くなる。これは給与所得者としては大変実は問題がある、こう考えたわけでござります。

そして、御案内のような毎年多額の自然增收が出て。なぜ自然增收が出るかというのは、その次の「所得税率表の比較」というのがござりますが、ここにありますように、日本の場合は課税所得金額六十万円までが一〇%でスタートをいたしまして、八千万円超七五%という累進税率構造になつております。段階が十九あるわけでございます。アメリカは一番下が〇%で、その次一四%からスタートをいたしまして上が七〇%ですが、段差は一五でござります。イギリスは三〇%スタートで上が六〇%，ここは六つでござります。要するに、この所得税の税率によって名目所得があえればすぐ次のランクに上がる、次のランクに上がることで意図せざる増税、私はこう言つてゐるわけでありますけれども、税率が変わるのでありますから、これはもう増税なんであります。そういう意味で、これは何とかひとつ対応が必要だという問題提起をいたしました。

その次にアメリカのがございますが、このアメリカの下に注が書いてございまして、「上記の税率表は、夫婦者であつて共同申告書を提出する者に対して適用されるものである。」こういうふうに実はアメリカのものはただし書きがついているのでござります。

つと下の方に二つございまして、一つは「所得税負担額の世帯別対比の国際比較（給与所得者）」というのをお配りしてございます。これは三百万円、五百万円、七百万円の給与収入の際に、独身者を一〇〇として見ますと、夫婦者、夫婦子二人の標準世帯、その税の負担の状態はどうなつておられるかということを、実は先進諸国について製表をしてもらつたものでござります。

これで見ますと、これは独身者を全部一〇〇としてございますが、三百万円のところでは、夫婦者の場合はイギリスは八三で、イギリスはずっと全部高いのであります。が、イギリスを除きますと、日本の税負担が七七で高いのであります。その次がアメリカの六八、西ドイツ六三、フランスは四三、ここは間接税のウエートが非常に高いという面もありましようが、こういうかつこうでございます。

今度は夫婦子二人になりますと、三百万円のところでは三八ということで、日本が大変低くなりますが、五百万円のところへまいりますと六四、アメリカ六一、西ドイツ六〇、フランス三三、七百万円にまいりますと、日本が七五、アメリカ六七、西ドイツ五六、フランス四二ということでありまして、イギリスは例外であります、その他に比べると日本の所得税負担といふものはこういう形では高くなっている。

これをもし仮に、アメリカが現在やつておりますような二分二乗方式というものが取り入れられたらどうか。二分二乗方式と申しますのは、夫の収入が一千万円あつたといたしますと、これを夫の収入が五百万円、妻の収入が五百万円、それにこの税率表の税率を掛ける。アメリカのはその税率表であります、それを掛けて出た税額を合算してそろして税金として払う、実はこういう仕組みなのでござります。そういうものを考えたらどうか、こう私は思つておるわけであります。

そこで、この問題はやはり一つの哲学がなければ、安易にその方が税が減るからやつたらいいだろうというふうなものではないと考えております

ので、この問題を提起いたしましたための私なりの哲學的な背景というものを少し皆さんに聞いていただきたいと思うであります。

憲法は第十三条で「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」こういうふうになりまして、さらに第十四条「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。」こういうふうに実は憲法は十三条、十四条で法のものにおける平等と性の差別を禁止をして、個人として國民は尊重される、こういうことになります。

私は昭和四十二年に当委員会で、妻の相続税問題、妻の財産権問題を論議をいたしまして、長く

何回も論議をしてまいりまして、最終的に昨年の民法九百条の改正によりまして、妻の相続税の取

り分二分の一までは非課税ということになりました。私はこれはどういう観点から論議をしてまい

りましたかと申しますと、要するに私どもが働いて生

活できるのは、妻が家事、子供の教育その他万般

を引き受けてくれるから、ある意味で後顧の憂えなく私どもは外に出て仕事ができるのであつ

て、私の収入は一〇〇%私の収入であつて妻はゼロである。こういう発想はあり得ないと思うので

あります。要するに、妻の協力に基づいて夫とし

ての私が十分な活動ができるわけでありますか

ら。

そこで、そういう意味ではラテン系の国が基本的に夫婦の財産共有制をとつておるのではありませんか。アングロサクソンは、日本と同じような別々のたてまえになつておるのであります。

〔越智（伊）委員長代理退席、山崎（武）委員長代理着席〕

ところで、アングロサクソンは、日本と同じような別々のたてまえになつておるのであります。

○橋説明員 昨年五月に民法の改正が行われました御指摘のように、配偶者の相続分が引き上げられたわけでござります。

そこで、そういう意味ではラテン系の国が基本的に夫婦の財産共有制をとつておるのではありませんか。アングロサクソンは、日本と同じような別々のたてまえになつておるのであります。

○橋説明員 昨年五月に民法の改正が行われました御指摘のように、配偶者の相続分が引き上げられたわけでござります。

そこで、そういう意味ではラテン系の国が基本的に夫婦の財産共有制をとつておるのではありませんか。アングロサクソンは、日本と同じような別々のたてまえになつておるのであります。

〔越智（伊）委員長代理退席、山崎（武）委員長代理着席〕

ところで、アングロサクソンは、日本と同じような別々のたてまえになつておるのであります。

○堀委員 総理、いまお聞きのように、私がいま申し上げたよな妻の協力というものが一つの背景の中にある。これは相続でござりますから、相続のときに二分の一は非課税で妻にくといふことは、そうすると、相続しない、まだ夫が生きているのかどうかという問題に実は関連があるわけであります。

そこで私は、当然妻の協力に基づいて夫の仕事を成り立つのでありますから、まあある意味でのラテン系のような夫婦共同財産的な発想というものが理解されていいのではないか、こういう考えがあるわけでございます。

そこで、きょうはちょっと法務省にも來ていただきましたが、要するに民法第九百条の法定相続分、「同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。」子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。」というふうに、昭和五十五年法律五十一号で改正をされております。この二分の一にしたということについての法務省側としての一つの物の考え方の中に、私がいま申しておるような共同財産というような物の考え方部分的には含まれておるのではないか、こう私は考えるのであります。が、ちょっと法務省の方で答弁をしてください。

○橋説明員 昨年五月に民法の改正が行われました御指摘のように、配偶者の相続分が引き上げられたわけでござります。

この引き上げが行われました背景といたしましては、いろいろな事情がございまして、子供の数が減少したとか、あるいはいわゆる核家族化が進行したというようなさまざま現象があつたわけです。もう一枚皆さんにお配りしてございます資料で、「現行課税方式と二分二乗課税方式との所得割りを果たしてまいるということなのでござります。

もう一枚皆さんにお配りしてございます資料で、「現行課税方式と二分二乗課税方式との所得割りを果たしてまいる」というものを夫婦子二人の給与所得者の場合で試算をしたもののがござります。これで見ていたきますと、五百万円、一千円、二千万円、こういうようにランダムに処理をしたわけであります。が、現行の税負担の場合でござりますと、仮に三年間減税がない、そのまま収入が三〇%ふえたという前提で考えてみると、現行の制度なら、五百万円のところは五・六%の負担率が八%に、二・四%実はふえるわけでございます。ところが、もしこれが二分二乗になります

が起ければ、いまの各種の酒税その他の間接税と同じように、また増税、また増税という問題が起

るわけですね。これを増税しなくてもいいよう

な仕組みですね、ですから、資本金に焦点を当てるわけですね。

て定額にすれば、どうしても何年に一遍かの調整

になるので、ここらはひとつ、ともかく売り上げ

に着目をするのがいいのか、どこに着目するかは

別としても、経済行為で、別に所得をどうではな

くて、要するにその標準が、そういう経済が拡大

をするにつれて大きくなつてくればそれだけ国の

サービスを利用することは大きくなるわけであり

ますから、そういう意味では、地方はこれでいい

と思いますが、国がこういうものを導入するとき

はやはりそういう道理にかなつた仕組みを考える

ということの方がいいし、同時にそれは、いまの

法人税のように、景気がよければ利益が出てきて

稅収がぼんとふえるけれども、景気が悪くなつて

利益がさつと減れば稅収が減るというのではなくて、いま私の提起しておる問題は、景気の変動い

かんにかかわらず安定稅収として非常に望ましい

稅源になり得るのではないか、こういう感じがい

たします。

ちょっと技術的な問題もありますから、主税局

長、これについてひとつ答えてください。

○高橋(元)政府委員 国税といたしまして、利益

の有無にかかわらず法人に一種の所得課税とい

うようなものをやっております外國の事例は比較的

少ないわけでございます。私どもが調べました限

りで申し上げますと、フランスの法人税で一九七

四年からとております概算課税制度というのが

唯一の例かと思います。七八年に税率が引き上げ

られて現在では年に三千フラン、日本円に直

しまして十六万円ぐらいになりますが、三千フランを赤字申告して法人税を納めない法人を含めま

して納めていたとあります。延滞をいたしますと一〇%

の加算税を取るというようなことまで決まってお

りますが、この税金は、その申告年に統く二ヵ年

間の末日までに法人税を納めた場合には引いてく

れる、三年続けて赤字の場合には取りつきり、こ

ういう制度のようでござります。

「山崎(武)委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席」

それから蛇足でございますが、アメリカの州税

の中でも外形標準の州法人税、ドイツの営業税でござりますと営業資本を課税標準とする営業税、フ

ランスの市町村民税になります職業税、これは有

形固定資産の賃貸価格と前年の支払い給与額の一

定部分というようなものを課税標準とした立法例

でござります。

ただいまお話しのございました点は、こういう

よろづな諸外国の事例ともあわせまして、先ほど總

理からもお答えがございましたように、どういう

ふうに持つていか検討をいたしていかなければ

ならぬと思っております。

○堀委員 私もフランスの税制を見たのですけれ

ども、これは私の問題提起とはやや違うのです

ね。これは一種の利潤税なのです。私の言つてい

るのは、利潤税ではなく応益税だ。要するに、公

共サービスを受けているものに対する応益税だか

ら、いまの府県民税、市町村民税の均等割とい

うものはまさに応益税の体系をなしているわけでござります。応益税と利潤税が重なつていているのが府

県民税であり市町村民税ですから、ひとつ国税も

利潤税と応益税を重ねて二重構造で処理したらど

うか、こういう問題提起なのであります。この問

題は外国の例の問題ではなくて、すでに日本で昭

和二十五年からあるいは二十九年から実施されて

いるものが今日までそのままになつていたわけでござりますが、そういう意味では、これは新税では

あります。道理にかなつた新税ではないだろう

から、当然の応益税という意味では道理にかなつた

ものではないか、こういう考え方がありますの

で、ひとつそういう問題を含めて税制調査会の検

討課題にしていただきたいと思います。

そこで、次は租税特別措置に関する問題でござ

ります。昭和三十九年三月十三日、いまから十七

年前になりますが、当時は山中貞則大蔵委員長でございました。その大蔵委員会で私が問題を提起

いたしましたのはこういうことなのであります。

医師が診療をやつております診療所というの

は、患者の交通の便を考えまして、たとえば国鉄

の駅のそばとか、できるだけ便利なところに診療

所を構えて診療に従事しておるという場合が多い

わけでござります。そこで、そういうところで診

療をしておると、当然その土地なり建物の評価と

いうものは時代とともにだんだん高くなつてきて

おるというのがいまの日本の特徴でござります

が、医者の場合は大体息子が医者になっていると

いうのが多いのです。私も先祖代々医者の

家で、私の祖父も医者であり、父も医者であり、

私は医者ですが、医者をやってなくて大変申しわ

けないのでありますけれども、長男は医者で、い

ま癌研付属病院で外科医として働いておるわけ

あります。大体医者の息子は医者になるのが一般

に多いわけであります。おやじが死んだらその後

をやるというのが通例なのであります。

ところが、死亡いたしましてその医療用の資産

である土地や建物が相続税の対象になりますと、

建物は大したことないのですが、地価が大変上が

つておるために大きな相続税を払わなければなら

ない。そのため、その場所を移転しなければ処

理ができないという場合も実はあるわけでありま

す。そこで私はそれに着目をして、医療が継続し

ておる間は、その医療用の土地建物に関する部分

だけの相続税は延納にしたらどうか、そうしても

この相続税は延納にしたらどうか、そこでも

相続税の納税猶予制度の仕組みというものが法制

化されまして、私のノーカウは九年前にあつたも

のが、さつと農地の方に横取りされてしまつたわ

けです。そしてそれが農地に横取りされただけで

はなく、今度は個人立幼稚園の教育用財産につ

いての相続税の非課税制度というようなことで、

これまで個人立幼稚園の方はさつと法律になつて

しまつて、本家本元の私の提案の方は今日まで何

日も見ない。まことにどうもこれはちよつとノーハウ料をもらわなければ引き合わぬなどい

で、ちょっと医務局長の方でお答えいただきたい

と思います。

○田中(明)政府委員 お答え申し上げます。

御案内のように、医業を行つ者は、国民の生命

と健康を守るために日夜を問わざ必要な医療を提供

しなければならないということが義務づけられて

おります。また、都道府県あるいは市町村の要請

に応じまして、救急医療あるいは予防接種等の地域医療活動や災害時の救助活動も担当しているわ

けでございまして、医業の公共性はきわめて高い

というふうに考えられるわけでござります。

他の業種との比較につきましては、それそれ公

共性もあることで、私からはちよつとお答えでき

かねます。

○堀委員 実は私は医療用資産の相続税の延納の

制度について三十九年に初めてこの問題を提起

し、さらにその次に四十一年にもそういう問題を

取り上げておつたのでありますけれども、残念な

がら大蔵省の取り上げるところとなりませんでし

た。最初のころは泉さんで、いまの専売公社總裁

であります。ところが昭和五十年になりますと、

この私のノーカウを使いまして農地等についての

相続税の納税猶予制度の仕組みというものが法制

化されまして、私のノーカウは九年前にあつたも

のが、さつと農地の方に横取りされてしまつたわ

けです。そしてそれが農地に横取りされただけで

はなく、今度は個人立幼稚園の教育用財産につ

いての相続税の非課税制度というようなことで、

これまで個人立幼稚園の方はさつと法律になつて

しまつて、本家本元の私の提案の方は今日まで何

日も見ない。まことにどうもこれはちよつとノーハウ料をもらわなければ引き合わぬなどい

う気が私はするのであります。

総理、いまお聞きいたいで、これも道理にか

なつた均衡をとるべき問題ではないか。税の問題

については、要するに周囲とのバランスというものが非常に重要だ。主税局は、しょっちゅう権衡

を旨としてというような表現をよく使うわけであ

りまして、そういたしますと、さっき医務局長が答弁をいたしましたように、医療の公共性というものは何物にもかえがたいほど高いものがある、実はこう私は思つてゐるわけであります。

問題を取り上げて前向きで検討するというようなことは時期的にも適当でないよう思うわけですが、ざいます。

・ 私たちは医療法人法ができるときから、これに反対しました。その理由は、今日の結果が予測できたからです。

しかも、医療法人法では出資を求めておきながら、配当を禁止しています。株式会社と異なつて當利を目的としてはならないというわけですが、十全会のようないくつかの巧妙な脱法行為によつて、その意図もみごとに裏切られたことになります。

利益を目的とした行為に走つて今日の医療への不信を招いておるという点は全く同感なんであります。そのことの中には、単にこの問題だけではなくて、保険医療機関という機関指定とか、私どもから見たらむだないいろいろなことが行われているわけでありまして、そういう問題もあわせて改善をしなければならないと思うのであります。

ただ、税の面から見ますと、実はいまの医師の業態の問題というものは大変問題があると私は思うのであります。それはいま租税特別措置法二十六条が改正をされて五段階税制というようなことになつてるのでありますが、あの五段階税制なんというものは一体本当に根拠のあるものかどうかという点については私は非常に疑問があるのであ

んなで検診するという形でやつておられます、それで対して正当な報酬の大体五十分の一から百分の一程度の報酬しかないのですけれども、これは地域に対するサービスだという気持ちでやってまつておったわけでござります。

いま私の町には、財団法人で救急医療センターというのをつくりまして、医師がともかく全部、日に二名ずつ、夜の十時から午前六時までそこに勤務をいたしまして、そうして看護婦その他の夜間の救急患者に第一次救急診療をやっておりますし、年末、日曜、祭日、正月、あらゆる休日に医師がそこへ出務をして、実は救急医療センターといいうのを開業医の手によってやっておるというようなことで、私のおります町は医療問題について医師が非常に地域の住民のために働いておるわけであります。ですから、そういうのを考えてみると、当然これもひとつ税制調査会に諮って権衡のある制度をつくるということが当面必要ではな

問題を取り上げて前向きで検討するというようなことは時期的にも適当でないよう思うわけですが、ざいます。

かがでございましょうか。
○鈴木内閣總理大臣 医療用財産の相続税の問題についてのお話がございましたが、この問題は山中委員長時代からのいろいろ論議されてきた問題であると承っております。現在、財政再建が重要なる政治課題に相なつておる時期でございまして、この特別措置法につきましてはできるだけこれを整理しようということで、今日まで大蔵委員会等でも御努力をいただいてきた経緯がござります。そういう時期でもござりますので、私はいまこの

○堀委員 時期的には確かにいまおっしゃるよう
に適当でないかもわかりません。ですから、いま
すぐどうというのではありませんけれども、しか
し、要するに農業の人たちがそういう処置がとら
れ、個人立幼稚園もそういう処置がとられてい
て、相対的には公共性の高いものがそういう対応
ができるといふのは、どうも私の税の論理から
すれば権衡を欠くなという気がいたしますの
で、まあそれは今後の問題としてまたひとつ大蔵
大臣とやることにいたします。

もう一つ医療の税制の問題で、いま二人以上の
病院ならば医療法人がつくれるけれども、しか
し、どうも一人だけの診療所はそういう処置がで
きないということで、一人でも法人として処理が
できる道を開いたらどうかという問題をかつて私
は提起したことがあるわけでございます。ところ
が、実はこの二月十四日に日本医師会の武見会長
の「根本から医療を考えよう」、こういう全面的な
な意見広告が新聞に出ました。それをつぶさに読
んでおりまして、私が問題提起をしておりました
一人法人の問題が、武見さんのお考えからすると
と、これは医の倫理を否定するような傾向が出で
くるというふうなお考えが実はとられているわけ
であります。ちょっとこのところを読み上げま
すと、

医療が大型化するにつれ資本の導入が行なわ
なければならなくなりますが、医師だけではで
きないからといって設立されたのが医療法人
法です。

しかしこの法は結局、税金のがれのためのも
のとしてしか受け取られませんでした。

しかも、医療法人の理事者になるには、何の
資格も知らないのです。高利貸しても暴力団で
も何でもかまわないというわけです。

このような医療法人の中でも、目に余る行為
を行なつたものが、たまたま摘発されているの
は、本当に余る行為であります。

・ 私たちは医療法人法ができるときから、これに反対しました。その理由は、今日の結果が予測できたらです。

しかも、医療法人法では出資を求めておきながら、配当を禁止しています。株式会社と異なつて當利を目的としてはならないというわけですが、十全会のような巧妙な脱法行為によつて、その意図もみごとに裏切られたことになります。

最近では個人の開業医で法人化する、いわゆる一人法人を提唱する者がいます。

どうやらこれは私のことのようでありますけれども。

しかし本来、医療は医師対患者の個人關係を基調とするものであつて、患者対法人の關係であつてはならないはずです。にもかかわらず医療法人に税の軽減を求め、または一人法人を認めさせようとする動きがあります。

そしてその場合、法人としての義務をどのように負うかはまったく明らかにされていません。そこに政治のトリックがあります。

このように、医療は法人が行なうものであるという概念ができて、医師の個人責任が見失われてきてているような現状においては、医の倫理が更新されないのは当然のことです。

むしろ倫理を否定するような傾向が出てくるのも無理はありません。

こういうふうな意見が述べられておわけであります。

私がこの問題を発表しましたときに、武見会長が医師の倫理にもどると言われたのですが、詳しいこういう表現がないのですから、なぜ医師の倫理にもどるか私もわからなかつたのでありますが、ここでなるほどと私は思いました。武見会長のおっしゃる問題、富士見病院とかあるいは数日前に新聞に出た川合病院とか、医療法人である病院が確かに利益を目的として、本来医療法はそういうふうになつていないのでありますけれども、

利益を目的とした行為に走つて今日の医療への不信を招いておるという点は全く同感なんであります。そのことの中には、単にこの問題だけではなくて、保険医療機関という機関指定とか、私どもから見たらむだないいろいろなことが行われてゐるわけでありまして、そういう問題もあわせて改善をしなければならないと思うのであります。

ただ、税の面から見ますと、実はいまの医師の業態の問題というのは大変問題があると私は思うのであります。それはいま租税特別措置法二十六条が改正をされて五段階税制というようなことになつてるのであります。あの五段階税制なんというものは一体本当に根拠のあるものかどうかという点については私は非常に疑問があるのでありますし、やはりあいものではないに、所得に応じて税金が納められるような制度に変わることであります。その場合には医業の収入と個人の医師の所得が分離されなければならぬというのが、実は私も税や経済をやっておる者の立場からすると合理的な対応だろうと思うのであります。医業の収入は全部その個人の所得とみなすということではなく、これはもういまの法人成りがいっぽい行われていて、要するに法人としての税を払い、さらに個人はそこの中から受け取った所得に対して所得税を払う、こういう合理的な税のシステムによる方が、医業課税というものが適正な合理的な経済行為としての課税に対応するものだというふうに私は考えるのであります。武見さんがここでこういう問題を出されると、これは一人で法人にすると法人が聴診器で診ておるという話はどうも適切でないのであります。やはりこれが医師個人が診療するということにならざるを得ない。そうすると、税法の処理の対応というのは、これはやはり一つの税法としての医業所得と個人所得との分離ができる、そういうシステムを検討することの方がいまの問題の上では合理的ではないのか、こういう感じがいたしておるわけでござります。

と一回ゆづくりとひとつ論議をいたしますが、この前も予算委員会で申し上げましたけれども、今後の行政改革の中での医療問題というのは大変大きな部分を占めることになるだろうと思うのであります。そういう問題を処理いたしますときに、ただ一方的な問題の処理をするだけでは必ずしも医師の協力が得にくいのではないか。いま私が二つの問題を提起いたしましたのは、そういう医療行政の改革問題の全体の中の部分として検討をしていくことが、いまの医療に関する行政改革を進めるのに望ましい道になるのではないだろうか、こいつふうに考えておるわけでありまして、一方的に税の処置を先にやつてくださいということを私は問題提起をしているのではありません。非常に重要な行政改革に占める部分でありますので、そのことを総理もひとつ頭に置いておいていただき、今後の医療に関する行政改革を進めるための参考にしていただければ幸いだと思うであります。

そこで最後に、行政改革の問題について総理に大変真剣な御発言をいたして、私も賛成でござります。その中で、まだしかし率直に言つて租税特別措置法というものが残つておりますが、これはさつきも大蔵大臣も答えておられましたが、これも、要するに表から補助金を出すか、裏側で税金を減免することによって相対的に補助金が出たと同じ問題でも実はあるわけでございまして、そういう意味では、この問題は要するに表からの補助金を合理的に削減していくことの大変重要なことですけれども、あわせてそういう相対的な

○高橋(元)政府委員　お示しのよう、租税特別措置の中では政策税制でございますから、政策目的に適合しておってほかにその目的を達成するのに適切な方法がないという場合には、これは目的に役立つ限りにおいて採用をしておきたいと思いますが、この点はいかがございましょうか。

はでござります。ただし、政策目的に照らしても
はや必要がなくなつておるとか、その租税特別措
置で目的が上がつてない、目的が達成されてい
ないというものにつきましては、これは大体にお
いて期限つきの措置が多うございますから、期限
の到来するものを中心といたしまして見直しをし
てきているわけでございますが、五十五年度の税
制改正で、租税特別措置の中で企業関係の措置に
つきまして一律に大幅な縮減をいたしました。大
体現在までに、五十一年以来続けておるわけでござ
いますが、企業関係の特別措置の八割くらいは
もう整理の対象になつております。今後とも社会
情勢の推移に応じて見直しを図つてまいりたいと
ことはかねがね申し上げておるところでございま
す。

測では四・九だろなんというのが出ておりますが、後半かなり上向いてきて、大体これが達成できないのではないか。そのためには、今度総理も御協力や御配慮をいたいたこの減税が大きく私は役立つ段階に来るだろうと考えておりますし、同時に、その上に五十七年度に大型間接税をやらなければいけないこともあります。その場合には、今度総理にも申し上げました景気の気であります、国民の気持ちに大きくプラスに働いて、そうしていまの仕組みでは避けられないところの意図せざる増税である自然增收もかなり出て、無理なかつこうでの財政再建をしなくともいいけるようなコースに乗り得る可能性がこれから開かれたのではないだろうか。そういう意味では、いまレーガンがアメリカで大胆な減税政策をとつてアメリカ経済にてこれを入れようとしておりますけれども、そもそも減税によって経済を浮揚するというのは、あなたのグループのかつてのリーダーであつた池田総理が導入をされた問題でありまして、私はこの点、日本の潜在成長力が表に引き出されたという点では、池田総理の日本経済に対する貢献はきわめて大きいものがあつた、こう考えておるのでありますが、ひとつ鈴木総理も、この段階に当たつて減税の効用ということがあるいは増税をしないということの経済に与える効用がいかに大きいかということを、私はこれから現実の経済面で御体験をいたぐことになるだろう、こう考えておるわけであります、どうかひとつ不退転の決意でこの問題の処理を進めれんことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○大原(一)委員長代理 柴田弘君。

○柴田委員 私は、まず最初に行財政改革について総理に御質問をしたいと思います。

政治生命をかけて行政改革に取り組む、国民の大半は心から歓迎をいたしておりますと私は思っております。それで、総理のおっしゃっているのは、ただいまの御発言の中にもありましたが、とりあえず五十七年度予算編成に対して大型消費税、いわゆる大型新税を導入しない。ところが、

五十八年以降についてはこれを導入されるかどうかというのにはまだ明確にされておりません。実は国民一般が知りたいのはそのことであって、果たしてこの五十七年度予算編成における財政改革が総理のおっしゃるようになりますが、五十八年以降もこの大型新税の導入というものはされない方針であるのかどうか、あるいはまたされるのか、その辺のことなどを、まず最初に明確にお答えをいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 私は、五十七年度予算編成に当たりましては、先ほども壇さんにお答えをいたしましたように、財政の改革に全力を挙げて経費の節減、合理化等によってこの達成を図ろう、大型新税を考えないでそれをやつていこう、こういう腹を決めて取り組んでおるところでござります。しかし、五十八年以降の問題につきましては、今後の経済社会の動向、国際的な動き、いろいろなものが関連してまいるわけでございまして、そういうような非常に変転するいろんな諸条件を含んでおるわけでございますから、いまからそれを予見をしてどうこうといううことを申し上げるのは責任者として適当でない、私は五十七年度予算に対する私の基本的な考え方、姿勢というものは、だけは明確にしておきたい、こう思うわけでございます。

○柴田委員 五十八年度以降は経済社会の動向が変転しません、どうなるかわからない、だからここではつきり言えない。これは一応総理の御見解につきましては私もわからないわけでもないのですが、いすれにいたしましても、今後の動向によって、とりあえず五十七年は政治生命を受けた行政改革を行われる、大型新税は導入しない、五十八年度以降についてもでき得ればそれを避けていきたい、こういった考え方であろうかと私は思いますが、簡単で結構ですので重ねて御答弁をいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど申し上げたことで御理解を賜りたいと思います。

○柴田委員 第二臨調が審議をされ、この七月を

めどに答申をされると思います。それで私が思ひますには、行政改革、あるいは行財政改革と申してもいいわけであります、これをより実りあるものにするためにはやはり総理が一つの明確な指標というものを持っていられることが必要であろうと思います。たとえば五十六年度予算編成のときには、国債減額二兆円、予算規模の伸び率を一けた台、あるいはまた年内編成、こういうふうに明確に指標を持ち、それを指示された、これが今日の五十六年度政府予算案となつたというふうに私は理解いたしております。でありますから、この五十七年度の行財政改革、歳出削減につきましても、こういった一つの指標というものがなければならぬと思います。

的な方針を私が示しまして、これを踏まえて党及
び大蔵省、各省等でもそれぞれ考えてもらつてお
る、こういう段階でございます。これから推移
等を見た上で、いま柴田さんからお話をございま
すよう、一体具体的にどれだけの国債減額をや
ろうとするのか、また行財政の改革、合理化によ
つてどれだけの財源を生み出そうとするのか、そ
ういう点もだんだん固まってくるわけでございま
す。したがつて、いまそれをお話をする段階では
ございませんが、ただ申し上げられることは、昭
和五十九年までの間に特例公債依存のこの体質、
これを脱却しよう、こういう最終目標だけは、今
後五十七、五十八、五十九年、三年間でこれは必
ず達成をする、こういうことだけは明確に申し上
げられる、こう思います。

聞いたしたわけですが、やはり行政改革を実行に移す場合には、五十七年度予算それだけでもたしていいだろうか。本格的にこれを断行するためには単年度だけではだめだ。しかも、総理は政治生命をかけていらっしゃる。第二臨調の答申もある。この第二臨調の答申というものを短期的あるいは中期的、あるいはまた長期的に分けて今後とも計画的に行政改革というものを実行していかなければならない。そういう意味におきまして、やはり国民各界各層の意見を得るためにも、あるいはまた国会で議論をしていくためにも、中期的あるいは長期的な展望に立った財政再建計画、あるいはまだ財政改革計画と申してもいいのですが、そういうものを一つのたたき台として、案にして出すべきではないか、こう、うふう

ういうふうに考えております。すでに政府・自民党におきましても、総理を本部長といたします政府・自民党政改推進本部というものが発足するということが決定をされておるわけであります。今後とも行政改革を本当に実のあるものにするためにも、この国会において審議を十分に尽くす意味におきましても、やはり国会が主導権を握つて、国民世論を勘案しつつ政府を奮励して行動していくかなければならない、こういうふうに私は考へるわけでござります。

そういった中で、総理は自民党總裁でもありますのでお伺いをしておくわけであります、この国会に行政改革特別委員会を設置してはどうか、こういうふうに考へるわけでございますが、この辺の所見どうぞ、ここで思つた所をござります。

〔鉄木門編成大臣〕 五十六年度予算の編成に当たりまして、私が国債発行の減額を二兆円程度、さらにそれを二兆円としたい、またその二兆円も特例公債で達成をしたい、こういうことを申し上げたのは十月の下旬から十一月上旬にかけてであったと思います。そのようだんだん予算編成の作業、いろいろな諸指標等も出てまいりまして、そういう見通しが、ある程度のめどが立った段階で私はそれを申し上げた。自由民主党も内閣もそれによって最終的に腹を決めて予算の編成に取り組んだ、こういうことでございます。

いまはまだ五十六年度予算も国会で御審議を願つておる段階でございまして、五十七年度予算のことにつきましては、国会の御論議あるいは各方面の御意見等を踏まえ、この財政再建を引き続きやつしていくために、五十七年度については大型新税を考えないで、これを行財政の思い切った節減、合理化によって達成をしよう、こういう基本

○鈴木内閣総理大臣 「財政の中期展望」の性格につきましては、先ほど大蔵省の方から御説明を申し上げたところでございます。

要調整額というものがそれぞれの年度で一応見ておるわけでございますが、これが今後の財政再建のための予算編成の一つの目安になりますことは、これは私はそのとおりだ、こう思つております。この辺はどうでしょうかかといふことと。それからもう一つ、私、昨日大蔵大臣にも御質

に利されるべきもの、してしてあるうか、こう思ひます。それからまた、五十七年度予算を大型新税を考えないで財政再建二年としての作業をいたしましたためには、第二臨調から答申がない事項であります。私は政府の責任においてやらざるを得ない、こういうことだと思います。そういうものをある時点で総合的に勘案いたしまして、その取り扱いをいかようにするかということは、政府においてもまた自由民主党とも十分相談をした上で考えたい、こう思つております。

○柴田委員 そういうたつのたき台、行財政改革計画をぜひ御提出をいただきたいと要望しております。

それから、もう一つ行政改革に関連をしてお聞きしておきますが、私ども公明党も、この行政改革につきまして積極的に推進をしようということ、行財政改革調査委員会を設置いたしました。中長期の展望に立って行政改革案を作成しよう、

では、公明党さんにおきましても調査特別委員会のようなものをおつくりなされ、また民社党においてもお考えになつておる、社会党等においてもいろいろお考えをいただいておる、こういうことでございまして、各党がそれぞれこの行政改革の問題につきまして国民の輿望にこたえて取り組んでいただくということは、私は大変感謝にたえないところでございます。今後とも御鞭撻をお願い申し上げたいと存じます。

それを国会において審議いたしますために行政特別委員会のようなものをつくらうかどうか、こういう御意見でございますが、これは国会の問題でござりますから各党各会派におきましてどうか十分御協議をいただきたい、こう思つております。

○柴田委員 もちろん国会内の問題でございますから各党各派の意見というものもあるかと思いまますが、私はそれを心から望んでいる次第であります。

的な方針を私が示しまして、これを踏まえて党及び大蔵省、各省等でもそれぞれ考えてもらつておる、こういう段階でござります。これから推移等を見た上で、いま柴田さんからお話をがございますよ、うな、一体具体的にどれだけの国債減額をやろうとするのか、また行政の改革、合理化によってどれだけの財源を生み出そうとするのか、そういう点もだんだん固まつてくるわけでございます。したがつて、いまそれをお話をする段階ではございませんが、ただ申し上げられることは、昭和五十九年までの間に特例公債依存のこの体質、これを脱却しよう、こういう最終目標だけは、今後五十七、五十八、五十九年、三年間でこれは必ず達成をする、こういうことだけは明確に申し上げられる、こう思います。

○柴田委員 「大原(一)委員長代理退席、委員長着席」

その指標ですが、確かに総理のおっしゃるることもわかります。ただし、言えますことは、大蔵省が出来ました「財政の中期展望」、この五十七年度の要調整額というものは二兆七千七百億円とあるわけですがございまして、やは

問いたしたわけですが、やはり行政改革を実行に移す場合には、五十七年度予算それだけが果たしていくだろうか。本格的にこれを断行するためには単年度だけではだめだ。しかも、総理は政治生命をかけていらっしゃる。第二臨調の答申もある。この第二臨調の答申というものを短期的あるいは中期的、あるいはまた長期的に分けて今後とも計画的に行政改革というものを実行していかなければならぬ。そういう意味におきまして、やはり国民各界各層の意見を得るためにも、あるいはまた国会で議論をしていくためにも、中期的あるいは長期的な展望に立った財政再建計画、あるいはまた行財政改革計画と申してもいいのですが、そういうものを一つのたたき台として、案として出すべきではないか、こういうふうに私は考えるものであります。総理の御所見はいかがでしょうか。

○鈴木内閣總理大臣 第二臨調からの答申が出てまいりますが、それは柴田さんがおつしやるとおり、直ちに五十七年度予算編成に取り入れられるもの、あるいはもつと中長期的に実施

ういうふうに考えております。すでに政府・自民党におきましても、総理を本部長といたします政府・自民党政改推進本部というものが発足するということが決定をされておるわけであります。今後とも行政改革を本当に実のあるものにするためにも、この国会において審議を十分に尽くす意味におきましても、やはり国会が主導権を握って、国民世論を勘案しつつ行政府を監督して行っていかなければならぬ、こういうふうに私は考へるわけでございます。

そういう中で、総理は自民党總裁でもありますのでお伺いをしておくわけであります。この国会に行政改革特別委員会を設置してはどうか、こういうふうに考へるわけでございますが、この辺の所見をお伺いしたいと思うわけでございます。

○鈴木内閣総理大臣 行財政の改革問題はわが国にとって当面の最重要の政治課題であるわけでございまして、自由民主党におきましても政府と一体になつた推進本部等の設置をいろいろ御検討いただいております。いまの柴田さんのお話どおり、内閣総理大臣としての立場で、

す。

続きまして、所得税を中心とした不公平な平税制の問題について、二点お伺いをしていきたいと思います。

一点は、過日の当委員会におきましてわが黨の渡部一郎委員が指摘もし、国税厅もその実態につきましては周知するに正面的なる句きによ答弁をひいては

者の皆さんから公平感についての不満が出ないよう十分努力する必要があろう、こう思つております。

実態調査につきましては、御指摘のように政府としては今後十分努力を傾倒してまいりたいし、また税務執行のための徴税官の確保等につきましても今後努力してまいりたい、こう思つております。

が、やはり実行してみなければわからない。しかし、もうすでにいまから見直し論がとやかく言われているというところに問題があるのじゃないかと私は思います。総理があのような新聞報道、發言をされたために、本当に、グリーンカードといふのは一体どんなものだ、見直すのか、こんなとうな問い合わせが、正直に言いまして、いま私のところにもずいぶんあるわけです。それで、いま自直し論の背景になつておるところを総理としてどういうふうに考えていらっしゃいますか。あるい

答弁もいたたいておるわけであります、時間がないから申しませんが、要するに根拠のない見し論議である、こういうふうな結論になつて、わけであります。

そこで、一番大事なことは、先ほども申しまったように、こういつた風間に惑わされて善良な一般大衆が右往左往することがないということではないかと思います。だから、グリーンカード制限というのはこういうものなのですよ、そういうことを世間一般にはつきりと周知をさせる努力が必要ではないか、私はこんなふうに思うわけでありますが、時間がございません、簡単で結構で

すあがた度は一しる直か

ところで、総理は、新聞報道によりますと、六十年までこのグリーンカード制度を実施をして、その後国民世論の動向、実施結果などを踏まえて見直すかどうかを検討したい、こういうふうに述べ

題が出てくるとお考えになつてゐるのか、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

の御答弁をいただきたいわけであります。
○鈴木内閣総理大臣 いま柴田さんからお話をございましたように、これが実施された場合には、ういう点が問題になるのではないかということは、国会で御審議の段階で出た御意見であるうえで私もこう思つております。私は先ほども申し上げましたように、一たん決まったこの制度は、これを円滑に実施するためには政府としても努力をしてまいります。

たせ それからここ

とられた措置であろうかと思います。政府としては、国会が御決定になった昭和五十九年実施というこの制度につきましては誠実にこれを実行してまいる、こういう考え方変わりがございません。

た上で、国会等で再検討を要するというような御意見が出てくれれば、われわれはその時点でそれに対する対応を考えたらいい、私はこう思つておるのですのでありますて、政府としては、この国会で御辯定いただいた法律、制度でござりますから、誠実に実行してまいる、こう考えていろいろところであります。

のようなこと等が起こりますれば、これはまたその時点で十分検討も加え、国会の御論議もお願ひしなければならない、こういうことになろうかと思いますが、政府としては、国会の御決定の制度

○柴田委員 そこで総理、このグリーンカード制度の問題につきましては、見直し論の背景になつておられるのは、先はわかりませんが、いま現在の段階で四点あるわけであります。一つは、預貯金が土地や株式あるいは土地などの資産にシフトする二つ目には、海外へ資産が流出する、三つ目は

昨年の当委員会におきまして、私も、金融政策有効性の問題あるいは民間経済への円滑な資金供給の観点などから、郵便貯金問題というのは放題できない問題である。だから、郵政審議会あるいは金融制度調査会等もあるが、その上に内閣に立的な審議会を設け、あるいはまた総理の私的機関でもいいのですが、いずれにしてもそいつたものを設けて幅広い見地から議論を重ねるべきであると主張をしておつたわけであります。

年、六十年あたりは実行して、「この制度を実行したその段階で改善を要する諸問題が出てくれば見直す、こういうふうにいまの総理の御答弁で私は理解したわけです。

二つ目は、海外への貿易が伸びて三つ目は、それが設備投資などの産業資金の供給を阻害する、四つ目は、こういった換物の助長はインフレを招くのではないか、以上の四点に集約されると思います。ところが、この問題は、私も何回かとなく当委員会において質疑をし、大蔵省当局の

申根開港をめぐるのではなくしてわざわざ開港をしておられたのであるが、そのことを重ねて、またものを設けて幅広い見地から議論を重ねる会であると主張をしておったわけであります。そこで郵便懇談会が設置された、これは私は意義回りのことであると考えております。

ます。それから一方においては、同時期に郵政大臣がこの同じ問題の検討を郵政審議会にも諮問をされたわけであります。そこで私が心配いたしましたのは、郵時懇談会で出た答申とそして郵政大臣の諮問機関である郵政審議会で出た答申とが食い違つてきただ場合に、どちらを優先をさせるかといふことであります。片や総理の私的諮詢機関であり

機動的な運営、弾力的な運営という意味におきまして、今日の金利が二元化になつておるというの
が大きな障害になつてゐるということは総理もよく御承知だと思う。この金利二元化の障害、弊
害、そして金利一元化についての総理の御見解を
ひとつお聞かせをいただきまして、私の質問を終
わりたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣　金利一元化の問題は、今後
の金融政策の機動的な実効のある運用の上から非
常に大事な問題でございます。現在懇談会におき
常

て、剩余金が出た場合におきましては誠実にこれを実行してまいる、こういう考え方でございます。

○竹本委員 そこで、いま剩余が出た場合にはどういう、確かに議長裁定はそういう形になっております。ちょうどたまたま大蔵大臣が席にいないのが残念ですけれども、私は一つその点で参考になる話をしたいと思うのです。

それは、かつて自民党において大野伴睦先生が、ある特別な予算要求を時の大蔵大臣池田勇人さんにやられた。そして、一体、大蔵大臣どれだ

きたのも、右に歳入を握り、左に歳出を持つ、こういう予算の全体としてのにらみがきくからそれができるのだ、もし予算編成権をばつと内閣へ持つていかれたらもうそういう魔術が行えなくなるということで、そういうばかなことはできないと答えたそつであります。

私は、大蔵大臣の実力というか、果たし得る財政的機能というものは、無限大とは申しませんが、いま大蔵省が答弁しているように限局された、制限された狭いものではないと思うのです。

会は金利一元化の問題を答申をしてくるであろう、こういうふうに推測される。郵政審議会は、現行の二元決定方式を維持する答申が出てくるのではないか、こういった可能性が強いわけであるからさつと言つていいますが、恐らく郵時懇談

○綿貫委員長 竹本孫一君。
○竹本委員 私は、二つの点について總理のお考
えを伺いたいと思います。まず第一は、先般の議
長裁定に係る所得税の特別減税の問題でありま
す。

野さん、一体幾ら要るのですか、こう聞いた。天下の大蔵大臣に向かつて幾らあるかなんという質問をするのはやっぱどうは言わなかつたようですが、問題にならない、大蔵大臣が誠意を持ち決断をすれば、歳入の面も握つておる、歳出の面も握つておるから、池田さんがあつて、金が、大体予算の四十六兆七千八百八十億円に対して、考えてごらんなさい、一%にも達しないのかなだ。このくらいの金をひねり出す力があるのかないのかそこが問題だという意味で池田さんの話を聞くわけです。私は総理の誠意と熱意というものを高く評価するだけに、きょうのこの香賀会にお

○鈴木内閣總理大臣　郵政審議会と懇談会　いろいろな論議をしておる段階と聞いております。しかし、郵政審議会と懇談会で取り上げておりましてその中身というのは、どうも次元が違うようでござります。違う次元の角度からいろいろな論議が進められておるようでございまして、その答申の中が一致いたしますのか、あるいはそうでないそれをひき合はせるのか、今まで予測することとは困難が出るのか、まだ今予測することとは困難

この点につきましては、總理からしはしはしは諒意のある御答弁をいただいております。さらにきょうは大蔵委員会におきまして、その法的担保のための財政法第六条の特例法を採決されるという段取りになりました。したがいまして、特別減税につきましては外側と申しますか、形式的には条件が整ってきたわけであります。この段階において、總理から改めてその御決意のほどを伺ったところ

難でござります。私は、この懇談会の結論につきましては、あの懇談会が発足する當時、大蔵大臣、郵政大臣を招致いたしまして、その結論は両大臣ともこれを尊重する、異存がございません、誠実にこれを守ります、こういう確約もどつておりますし、私としてもそのように進めたい、こう思っています。

○柴田委員 最後に、金利一元化の問題について総理の御所見を伺いたい。

○鈴木内閣総理大臣 議長裁定の第二項目を受けまして、五十五年度の剰余金が出た場合においては特例法をつくってそして全額所得減税にこれを回す、こういう各党の合意がなされました。政府でござりますけれども、やはり天下に対する公約でござりますし、法的な担保の措置まで特別に講じた問題でございますので、最後までひとつ誠意のある対応を総理によろしくお願ひをしたいと思ひます。いかがでござりますか。

池田さんは、予算編成権を内閣に移せといふ問題についても、ある人にそれはとてもできないなぜできないかと言つたときに、また池田さんの答えがしやんとしておる。これは政務次官、ひとつ大蔵大臣に伝えてもらいたい。池田さんは、大蔵大臣がいま言つた大野さんを圧倒するような答弁ができ、その約束をきちつと実現することがで

その第一の理由は、何と申しましても六・四%の物価安定を期すことができなかつたといふことは政府の責任ですよ。政治の失敗ですよ。夏が少し冷夏だつた、あるいは天気がどうであつたといふようなことはよく弁解に使われる言葉でござりますけれども、政治はそうした弁解は許しません。とにかく六・四%の消費者物価の上昇にとど

めて、そのかわり賃上げ要求その他も十分自重してもらいたい。外国では社会契約という考え方があります。日本ではそういうはつきりした形はとられておりませんが、日本の労働運動においても、あるいは日本の國民のお互いの間には、一つの社会契約というものがあると思うのです。政府も誠意を持って物価安定のために全力投球をされる。それに対応する形において、民間の組合の要求その他も遠慮をしてモドレートなものをやつてくれる。それゆえにこそ、日本では世界でもほめられるような美しい労使関係ができるのである。何と申しましても物価の安定が、六・四%の予定であつたものが、七・七とか七・八とかいうところになれば、これは大きな政治的失敗ですから、政府としては当然陳謝しなければならぬ。謝罪料として見れば三千億円などというものは安いものだと私は思います。そういう意味で、陳謝の誠意を具体的に示すという意味においても、ここでそういう形において六・四%というものが失敗した責任をとつてもらいたい。それが私の一つの根拠であります。

日本の国民经济のあり方にとってまことに重大な問題だと思います。そういう意味から、日本の労使関係というものを守る、そして労働者の、社会契約とは言わなかつたけれども、事実において社会契約的に、政府が物価安定に力を入れる、われわれはむちやな要求はやらない、そこに初めてりっぱな和がてき、りっぱな協力関係が打ち立てられておる。これを、これだけ国民の声が盛り上がつておる減税要求に対して、政府も前向きに対応されるわけでございますが、初めに言われたよう後にろ向きの態勢を示しておるならば、私は美しい協力関係が打ち壊されてしまうと思う。ミルトンであったか、世界において一番大事なのは何か、人より大いなるはない、人において心より大いなるものはないと言つたことがあります。私はこの心が一番大事だと思うのですね。和を説かれる鈴木総理にはよくわかつていただけると思いますけれども、私どもは、人類の歴史は階級闘争の歴史だとは考えていない。信頼と協力の歴史だと考へておる。その信頼と協力というものはお互いの誠意を示し合うことによつて初めてできるのだ。でありますから、私は日本の美しいみなごとな労使協力関係というものをこの上とも維持してさらに発展させるためには、六・四%が敗れたときにはやはりそれ相応の対応を示していただきことが必要である。これが第一の理由であります。

もう一つ理由があります。われわれはただ三千億円出してくださいといふような陳情だけをやつておるのではない。一つは大きな経済的根拠があります。これは先ほど来のお話しにありましたが、堀先生も言つておられましたが、国内景気というものをこれからどう見ていくか。きょうは私は経済企画庁長官を一々呼ぶのは氣の毒だと思いましたから遠慮いたしましたが、総理、聞いておいていただきたい。

日本の経済はいま政府が考へておられるように、恵まれた条件というか厳しい条件というか、考への違いはありますか、いずれにしても政府が考へるようなまやさしいものではない。これは

大蔵省当局がすでに経験しております。補正予算で組んだ七千億円ばかりの增收が危なくなつた。そして三千億円か二千億かは別として、この特別減税も余剰財源は実質減収によつてなくなるかもしれない。そういうことを平気で大蔵省は言われますが、されども、これは総理、私は重大な責任だと思います。自分たちが組んだ補正予算、それが収入が予定どおりいかないで二千億、三千億大穴があくということは、それ自身予算の編成がいかにでたらめであったか、いかに無責任であったかという問題を告白しているようなものだ。さらに、問題はそういう状態が続くなれば、先ほども議論がありましたが、来年度五・三%の成長ということが一体どうしてできるかということが大問題であります。

総理に私は特に御記憶を願えれば結構なりりますが、日本の経済政策は五十五年度においてはいま申しましたように物価の問題においても失敗した。成長率においてはあるいは四・八%近くいくのではないかと私も考えております。しかしよく考えてみると、四・八%仮にいくとしても、それはどここの力といかなるファクターによって四・八%が実現されるかという問題であります。

簡単に申しますと、総理、これから日本の経済の運営といふものは七割までは内需中心でいかなければならぬと私は思うのです。そして三割が外需に依存しておる。外に依存しておる。そこに経済摩擦も起つ。そこで、五十六年度は五・三%はせざりとも内需中心にいかなければならぬ。これは先ほど壇委員も申されましたけれども、来年、五十六年度は内需中心に五・三%いうことになれば、いまのうちに経済を底上げしておかなければならぬ。

ところが、現実はどうかというと、底が割れたような形なんです。簡単に申しますが、たとえば三・六%前後しか鉱工業生産は伸びておりません。私は経済の動きというものを日銀券の動きで

大体見ておる。これは二・六%しか伸びておりません。日銀券が伸びぬということは一円札の動きがとまっておるということであつて、本来ならば一〇%以上伸びなければ問題にならないのです。私はかつて狂乱物価のときには日銀総裁を予算委員会に呼んで文句を言つたことがあります。その狂乱物価のときには日銀券は一番多いときには二七・五%ふえた。それが狂乱物価の私は必ずしもマネタリストでもありますけれども、しかし重要な要素です。二七・五%伸びたときには狂乱物価になつた。それが不景気になつて時間が一〇%を割つて、最近では二・六とか三・六ぐらいしか動かない。CD関係その他もありますけれども、いかに経済がまいつてしまつておるかということがこれだけでわかる。

さらに、大衆購買力が、個人消費が全体の六割だと先ほど来力説されましたが、その個人消費が伸びないために、たとえば百貨店の売れ行きなんかも七・四%前後にとどまつておる。總理、これも大体倍以上伸びなければだめなんです。狂乱物価のころには百貨店の売れ行きは三〇%伸びなければ問題にならなかつた。なぜかと言えば、一〇%ぐらいベースアップがあります。一〇%ぐらいは物価が上ります。そうすると、三〇%伸びてやつと百貨店は元が取れるというぐらゐのところだった。それが最近においては七・六とか四というような数字に落ち込んでしまつておる。

したがいまして、日銀券の動きから見ても、鉱工業生産の動きから見ても、あるいは百貨店の売れ行きから見ても、国内は七割景気を支えなければならぬ使命を持つておるのにさっぱり伸びない。十一十二月の経済成長は御承知のように年率二・三%なんです。これがずっと尾を引いて、五十六年度になりますと五・三%ではなくて、むしろ逆にして三・五%ぐらいしかいかない。五・三を三・五と覚えてもらえば間違いないのだ。問題はそれ以上いかにして伸ばすかということを真剣に考えてもらわなければ困る。そういう意味で内需を振興しなければならぬが、国民の個人消費

を伸ばすのも一つは心理的因素、一つはふところ勘定。そういう意味でもこの際三千億程度の特別減税というものは日本の経済回復のために必要である、そういうことを私は力説いたしたい。

すなわち、物価安定に失敗した政府の政治責任で目減りを補償するという意味において、もう一つは個人消費を刺激して景気回復、さらには今後五・三%の経済成長の基盤をつくるという意味においてぜひ減税は実行していただきたい、かよう思っていますので、総理のこの上とも誠意のある対応をお願いいたしたいと思いますが、いかがでございますか。

○鈴木内閣総理大臣 私の師匠である池田さんのお話まで拝聴しまして、私も大変参考になつたわけございます。

今回、議長の裁定、それを受けての六党の合意事項、この扱いにつきましては、実務者会談ある

いはそれを最終的に決めます国対委員長を含めての会談等におきまして、わが党の代表の諸君、こ

こにいらっしゃる山中さん等にも大変御尽力を願つたわけでございます。これをやりますにつきま

しては、いま御指摘がございましたように、五

五年度消費者物価の目標六・四%を達成できなかつた、そういうようなことを私どもも痛切に感じたわけでございます。これをやりますにつきま

しては、いま御指摘がございましたように、五

五年度消費者物価の目標六・四%を達成できなかつた、そういうようなことを私どもも痛切に感じたわけでございます。議長裁定というのは諭言汁のこ

ときものでございまして、これを値切つてもいけないし上乗せしてもいけない、私はこのようと思つておるのでございます。

そういう中で、わが党の諸君が非常な努力をさ

れました結果が、特例法までつくつて、そして剩余金が出た場合には全額これを所得税減税に回そうと

いうことでござりますから、この誠意はおくみ取

りをいただきたいものだ、このように思います。

政府としても、その結果には誠実にこれを守つて

いくつもりでございます。この剩余金の出る出な

いの問題につきまして、これを操作をして剩余金が出ないようになりますなどというけちなことは考

えでございます。

それから、私は行政改革だけで果たしてそれだ

し、恐らく総理もそれを考えておられるであろう

と思うのです。ところが、行政機構改革というの

は非常に膨大な課題でございますから、ことしの

八月ごろまでに間に合うように全部結論が出るは

ずはない。そういう意味から申しますと第一ラウ

ンドだけで決着はつかないで、第二ラウンドがあ

ております。まじめにやるつもりでございま

す。

○竹本委員 時間がなくなりますから、私は鈴木総理のただいまの御答弁に盛られておるような誠意を信頼し、期待し、さらに自民党にはたくさんの方々がいらっしゃいますから、池田勇人さん程度の人がたくさん出てくれることを祈りまして、次にまいります。

次の問題は、行政機構改革でございます。

鈴木さんは、いまだかつてむしろ例のないよう

な非常に強い信念をぶつけられまして行政機構改

革に取り組む決意を示されましたし、商工会議所

においては、政治生命を賭してやるというお話を

ありました。また民主党さんとの会合の中では、

これをやり遂げて死なんとぞ思うとはおっしゃら

なかつたけれども、行政改革をやり遂げて退陣を

ながります。これを達成いたしましたために、どうし

てもまず当面五十七年度予算編成に当たりまし

て、五十六年度の予算に引き続いて公債発行の減

額、特に特例公債の減額を図つていかなければい

かない。そして昭和六十年には特例公債依存の財

政体質というものを解消する、こういう目標がわ

れわれにはあるわけでございます。

そこで、これを具体的にどうするかということ

を私もいろいろ考えました結果、今年度いろいろ

の努力をいたしましたが、結果的に法人税その他

一兆四千億になんなんとする御負担を国民の皆さんにお願いをしたという事情がございます。五十

七年度予算編成に当たりましては大型新税などと

いうことを考へるべきでない、私はこのように考

えまして、大型新税を念頭に置かずに、行財政の

縮減、合理化によつて財源を生み出して財政再建

を軌道に乗せよう、こういう決意をいたしております。

それはどうしてかといいますと、行政機構改

革をいつまでにやつて退くというそのタイミング

が切つてない。そこで私は、総理につつまでに

いうタイミングをきょう切つていただきたいとは

思いませんが、ただ行政改革の進め方として、第

一ラウンド、第二ラウンドというような考え方があ

りになるかどうかをお聞きしたいのです。

と申しますのは、五十七年度の予算編成に間に

合つ行政機構改革をわれわれは強く要求しておる

い

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

時間が余りありませんから私は特に要望的に申しますが、先ほど申しましたように、来年度、五十六年度は内需を中心に暑い夏場でござりますから、五十七年度の予算編成の場合に臨みますても、予備枠の約七千九百億円前後のものを削るわけにもいかない、要調整額の中の投資関係は七千九百億円でござりますけれども、これを削るわけにもいきますまい。また、ことしの予算の編成の経過から見て、当然増並びに準当然増あるいは準々当然増というものはおおむね三兆円要るわけですね。あれだけ厳しくやって三兆円のものを大蔵省が割りまして、最後に一兆三千億にして、それをまた増税で埋めていた、こういうことがあります。したがって、増税がなければなりませんが、三兆円前後期待されるところの当然増を含む予算是三兆円期待されるところの当然増を含む予算のふくれ、膨張、これを切つてしまわなければならぬ。ことしでも一般の経費はゼロパー・セント、その他が大体七・五%、そういう枠をはめて、シーリングをつくって抑えに抑えられたものが三兆円、それをさらに半分以下に削った、そしてその残つたものは増税で賄つた。今度はその増税をやらないのですから、来年度の予算編成に大型——小型新税はやらないということになれば、おおむね三兆円を切り捨てなければいかぬ。

しかも、そのうち大事なのは、臨調が仮に一兆五千億あるいは二兆円の削減を提案されまして、も、その中には大蔵省が当然切るであろうという項目が必ず入つておると思うのです。したがいまして、臨調が二兆円切るといった場合に、もう一兆円だけ大蔵省がやれば合わせて三兆円の穴埋めがつくというわけにはいかないのです。ダブった部分は引かなければいかぬ。そういうことも含めまして、三兆円純粋な形において切るものを見らなければ、予算の編成はむしろ五十七年度についてほとんど不可能に近い。

そこで、財政再建を真剣に考えておられ、政治

はまいません、鈴木総理の悲壮な決意も言葉の端々によくあらわれておりますけれども、私は鈴木総理は誠実な方であると高く評価しております。その意味において、たまたま思い出しましたのが濱口幸内閣なんです。濱口さんは昭和六年ごろ、御承知のように金解禁のときでございましたが、緊縮予算を組まれました。そのときには国を挙げて緊縮、緊縮と歌まで歌った。その濱口さんが緊縮の前に、昭和五年ロンドン軍縮条約に臨んでいた。若槻さんがまとめた海軍軍縮条約をいよいよ批准するかしないかという場合に、あの強いいよ批准するかしないかという場合に、あの強い軍部、特に海軍の問題でござりますから海軍軍令部長の加藤大将か中将だったか忘れましたが軍令部長、山梨次官、こういう硬派が断固としてロンドン軍縮条約に反対をいたしましたときに、濱口さんがわざわざ山梨次官だったかを呼びつけた。こういうことを言っておられる。ロンドン軍縮条約を成立させる、そのためには非常な決意をされた濱口さんが、このロンドン軍縮条約を成功させることが、たとえ民政党を失うとも、たとえ私の命を失うとも奪うべからざる私の決心である、こううことでつて強く言い渡されました。民政党が大勝したそ

の後に、ロンドン軍縮条約を通過させる、海軍が擧げて反対する、しかし後へは引かない、このために自分がこの政権を失うとも、民政党が吹っ飛んでしまうとも、私の命が危なくなつても奪うべからざる私の信念であると言つて言い渡された。これは猪木さんの「七つの決断」の中にも書いておりましたが、それだけの決意での海軍軍縮条約はできたのです。今回の行政機構改革も、いま申しましたような厳しい上にも厳しい条件の中で財政再建のために政治生命をかけられるならば、この濱口さんに劣らざる決意が必要である、決断が必要であると思ひますが、総理の御決心を伺つ

○鈴木内閣総理大臣 大変ありがとうございました。御鞭撻の言葉をちょうだいいたしました。私も真剣に取り組んでまいる所存でございます。

○竹本委員長 終わります。

○綿貫委員長 簡輪幸代君。

○簡輪委員 私はきょう總理大臣に減税の問題等についてお伺いしたいと思っておりますが、その前に一つ總理の所見を伺いたい点がございますのでよろしくお願ひします。

実は、昨日、最高裁判所で日産自動車の中本ミヨさんの判決がございました。男女差別定年制の違法性がここで非常に明らかになったわけです。このことは、今までいろいろな男女差別の問題が裁判で闘われてきてまして、ことごとく男女差別は違法であるということになってきておりまして、中本さんは実に十二年もかかってやっと確定したということになつたわけです。そこで、この判決は、女子の定年年齢を男子より低く定めたことはもっぱら女子であるとのみを理由とした不合理な差別であるとはつきり言つてゐるわけです。ところが、今日労働省の調査でも、常用労働者三十五人以上の調査対象事業所七千のうち二二・四%が定年制に男女差をついている。多くは男子の定年が六十歳であるのに対して女子のそれは五十歳か五十五歳と不当な差別を強いられている現状が

あるわけです。こういう中で、この判決をお聞きになりましたとして、總理として、特に今後政府として企業に対する監督、指導という責任があると思います。されども、そういう面を含めて行政面でどのように対処されるのかお伺いしたいと思います。

○ 箋輪委員 ぜひ全面的な努力をお願いしたいと
思います。すでに御存じのように、昨年夏、婦人
に対するあらゆる差別の撤廃条約に日本が署名し
ておりますし、それに對して一刻も早い批准を求
めてたくさんのお請願も出しているところです。こう
いう事態の中で、これまで職場の男女差別を是正
させるために今まで裁判をやってこなければな
らなかつたというのは、一つには労基法上賃金以
外の男女差別の禁止というのが明記されていない
という不備もございましたし、その結果いろいろ
な努力を重ねて判決を積み重ねてきたわけです。
これからは現在ある募集・採用から賃金あるいは
解雇、定年に至るまでの差別をなくしていくとい
うために立法的解決も図らなければならぬので
はないか。雇用平等法の制定ということが求めら
れているわけです。これまでたくさんの女性が人
間らしく平等に働き続けるという権利を求めて困
難な中をがんばってきたわけですから、そういう
ものが生かされるような立法を私どもは望ん
でいるわけですが、その点に関する総理の御所見
はいかがでしょうか。

の批准のための国内法制等の整備に努めているところでございます。現在この条約につきましては解釈を各省の間で詰めている段階でございますて、こういう平等の法制的な措置が必要であるかどうかということで解釈を詰めているわけですが、いますけれども、一方では、雇用平等法につきましては婦人少年問題審議会、これは公労使三者の構成によって成り立つておりますが、この審議会におきまして検討を願つておるわけでございまして、この審議会から御結論をいただきまして私はもはそれに対処してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○審議員 真の男女平等を実現するため、雇用平等法という声をぜひ総理もしっかりと聞いて、一日も早い批准を実現していただきたいと思っております。

ところで、総理は先日来、大型間接税の導入について、一念頭に置かないで五十七年度の予算に当たりたいということを言っておられますけれども、大型間接税の導入をこの際今後ずっと将来にわたって、五十八年度以降も導入しないという約束をいたさないと私どもは思うわけですが、その点に関して簡単にお答えいただけませんでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 先ほどもお答えを申し上げました

まつたが、財政再建の道は非常に険しい。そこで五十六年度も努力をいたしましたが、五十七年度もさらにこの険しい道を私どもは努力をして乗り切つていかなければいけない、このように思いました。だんだんこの道は険しくなっていくといふことが予見をされるわけでございます。私は五十七年度予算は大型新税等の導入なしでひとつやつていこう、こういう決意をいたしまして各方面の御協力を要請しているわけあります、五十八年度以降のことをいまから予見をするということは、私のような微力な浅学非才の者ではなかなか予見ができないところでございます。

○審議員 五十八年度以降についても導入しないという約束を私どもはぜひいただきたいと思つ

ておりますけれども、さしあたり五十七年度予算で大型間接税に頼らないことになれば、それ以外の増税というものは一体どうなるのか。たとえば、五十六年度については現行税制の枠内でできるだけ增收をするとということで一兆四千億円もの増税が図られているわけですが、それと同じようなことが行われるということになるのでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 私は国会の御論議等を踏まえまして、この税の公平化という観点から租税特別措置法等の見直しを政府としても努力してきたわけでございます。私は、今後おきましても社会経済情勢の推移を見ながらこの租税特別措置法等の見直し、検討というものを引き続きやっていく必要がある、こう思つておるわけでございまして、一切税には手をつけるなどいうようにはまいらない。私は、税公平の問題やいろいろな角度から税の問題は常に検討していくべきものである。しかし、先ほど来繰り返し申し上げておりますような大型新税は、私の念頭にはございません。

○審議員 大型新税は念頭にないとしても、小

型新税をたくさんかき集めてということになつては何にもならないわけでして、その点で私どもは非常に心配をしているところでございます。した

がつて、税制を新たにいぢらないとしても、現行の税制の枠内で五十七年度もまた増税をするといふのではないかという心配については一向に払拭されないわけですが、その点はいかがでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど申し上げましたよ

うで、大型新税をたくさんかき集めてということになつては何にもならないわけでして、その点で私どもは

非常に心配をしているところでございます。した

がつて、税制を新たにいぢらないとしても、現行の税制の枠内で五十七年度もまた増税をするとい

ふではないかという心配については一向に払拭されないわけですが、その点はいかがでしょうか。

○審議員 大型新税は念頭にないとしても、小

型新税をたくさんかき集めてということになつては何にもならないわけでして、その点で私どもは

非常に心配をしているところでございます。した

がつて、税制を新たにいぢらないとしても、現行の税制の枠内で五十七年度もまた増税をするとい

ふではないかという心配については一向に払拭されないわけですが、その点はいかがでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 ことし所得税減税がずっと見送られ

てきている中で、一方では一兆四千億円もの増税

というふうに審議がされているわけですから、私は思つております。いずれにしても、いまか

らそういう問題をここで予見して申し上げるとい

うわけにはまいりません。

○審議員 ことし所得税減税がずっと見送られ

てきている中で、一方では一兆四千億円もの増税

というふうに審議がされているわけですから、私は思つております。いずれにしても、いまか

らそういう問題をここで予見して申し上げるとい

うわけにはまいりません。

○鈴木内閣総理大臣 ことし所得税減税がずっと見送られ

てきている中で、一方では一兆四千億円もの増税

というふうに審議がされているわけですから、私は思つております。いずれにしても、いまか

らそういう問題をここで予見して申し上げるとい

うわけにはまいりません。

○鈴木内閣総理大臣 御承知のように、五十六年

度の予算編成に当りましたては、私どもは歳入歳

出ともに相当厳しい見直しをやつたわけでござい

ます。予算の伸び率は御承知のように全体として

九・九%，これから地方交付税や国債費をのけま

すと、実質の伸び率は四・三%というような二十

年ぶりのきわめて厳しい圧縮予算になりました

ことは御承知のとおりでございます。しかし、な

おそれでも、文教あるいは社会保障等の行政水準

を維持しなければならないというようなことから

一兆四千億近い法人税その他の増税をお願いし

ところが見直しであるというふうに私どもは理解しているわけです。

一方、五十六年度所得税減税というものは行わないということに税制上なったわけですけれども、その点で五十七年度における所得税減税の問題については、やはり引き続き見送ってしまうと

いうことになるのか、あるいは所得税減税の強い要求に対して、これは十分配慮していくというふうにお考えになつておられるのか、五十七年度の予算に關連してお答えいただきたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど申し上げましたよう

に、五十九年度までに少なくとも特例公債からの脱却をひとつ図りたい、こうしたことでございまして、年とともに厳しくなっていく、このように

私は考えておりますので、そういう減税ができるような情勢になりますかどうか、そういう樂觀的な見方をすることは非常に困難である、このよう

に私は思つております。いずれにしても、いまか

らそういう問題をここで予見して申し上げるとい

うわけにはまいりません。

一方、大変困難な情勢であるというふうに言わ

ませんけれども、やはり所得税減税を求めるとい

う意味で国民の皆さんには御納得、御理解、御

協力がいただけるものと、このように私は思つております。

○審議員 総理はそう思つておられるかもしれ

ませんけれども、やはり所得税減税を求めるとい

う意味があるということは、納得というふうに

はとても言えないものだと私は思つわけです。

一方、大変困難な情勢であるというふうに言わ

ませんけれども、やはり所得税減税を求めるとい

う意味があるということは、納得というふうに

をしてもらうのは当然ではないかというふうに言つていい。つまり、おもてなしのうまい方

○高橋(元)政府委員 昭和三十年に中小法人に対する軽減税率ができたわけでございますが、当時5%一般法人よりも低かつたわけでございますけれども、現在それが一・二%になつておる、たゞたび申し上げておりますおりでございます。そこで、中小法人にどのくらいそういう意味の政策的な減

人との格差を開くわけにはいかないということ
で、今回は全体について二%の引き上げをお願い
し、ただし中小法人については軽減税率の適用所
得限度を七百万円から八百万円に上げる、こうい
う配慮をいたしております次第でございます。

大企業は空前の利益を上げているのでそれ相応の負担をしてもらつても当然ではないかというのでは、これは国民感情としてあたりまえのことであるので、その点、総理はどうお考へでしようか。
○高橋(元)政府委員 法人課税の税率の引き上げにつきましては、国際的な実効税率のバランスといふことも当然念頭に置かなければならぬわけでもござります。今回御審議をお願いいたしております二%の税率引き上げによりまして、いわゆる大法人の場合、実効税率は五一・五五%ということに計算されます。これはアメリカの税率よりもやや高く、イギリスとほとんど同じである。こういう意味では国際的に見てかなりのところになつておるのはないか。さらには大都府県において地方税の超過課税が行われておりますが、この場合の実効税率は五三%を超えておりまして、これほどドイツを除けば最も高い水準になつてくるとい

うことで、五十年というところを比較時点におどりになりましたが、五十年は実は最も大法人の利益状況が悪かったときでございます。そういうときから比べて伸びが高くなつておることは事実でござりますけれども、ただ、伸びてまいりました所得につきましては、いま申し上げたような課税が行われるわけで、私は現在御提案申し上げておる法人税の改正案でぜひ御理解をいただきたいと考えておるわけであります。

○簽輪委員 総理にお尋ねしたのですが、主税局長がお答えになりました。いろいろ理論的にはさんざんこれまで大蔵委員会で議論されて承知しているながら、あえてこういう実態の中で総理の御感想を伺つておきます。

こう思つております。
○筆輪委員 剰余金で対処するということですが、幾ら出るかわからない、それから單年度限りのものであるというようないろいろな問題点を含んでいるわけですが、将来にわたつてぜひ所得税減税というものが制度的にも大幅なものが保証されるように、総理の御努力をお願いしたいというふうに思います。
もっとほかにいろいろお尋ねしたい点がありますして、関係省庁おいでいただいていると思いますけれども、時間がございませんので、私の質問はこれで終わらせていただきます。
○綿貫委員長 棚澤弘治君。
○棚澤委員 最後になりましたが、総理にお尋ね

をいたしたいと思ひます

現在、国会には前国会以来、定年制の導入と退職金の合理化を図るための公務員二法がかかるつてゐるわけですが、ますこの辺から公務員制度の合理化を図つていく必要があると思います。が、その成立についての総理の御決意をお伺いします。

○鈴木内閣総理大臣 財政再建の強い要請の中
で、第二臨調までつくつて新たな行政改革を打ち
出そうという際でござります。大平内閣におきま
して相当検討の結果でき上がりましたところの公
務員二法、これは前国会におきまして、衆議院の
内閣委員会で米堀督議に目なつております。ム

は、今後なすべき行政改革の課題が次々出てくるわけですが、この公務員二法は何といつても、予算でも成立いたしました後におきましては真っ先にひとつ取り上げていただきまして成立を期していただきまするよう切に希望いたす

すものでござります

すものでござります。

ては、必要な定員の増というのもあるわけですが、れども、定員の削減も私どもはお願いをしたいと思いますが、しかしながら現実に雇用している方々に退職をしていただくというのもむずかしい。そういう意味では、最低限の措置として新規採用の抑制というようなことも、五十七年度總理が財政再建の第二年度として決意をかけられるのなら検討をしなければならない課題ではないかと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

の重要な課題として御検討願えるもの、「このように考えておりますので、その答申を待ちまして国会の方にも御相談申し上げたい、こう思つております。

○柿澤委員 それからけさの新聞報道によりますと、総理は補助金の一律削減ということをお考えになつておられる。それでここに至つた原因が、

〇鈴木内閣総理大臣　大型新税を考えないで財政
再建と五十一年度予算の編成に当りますては幸甚
いうようなことも報じられておりますが、その辺
について總理の御真意を伺いたいと思います。
私も、補助金の整理については、どれはいいど
れは悪いと言つているとなかなかむずかしい面が
ある、その意味では、一割というのが実現可能な
数字かどうかわかりませんけれども、来年度につ
いては5%の節約することを原則とするという
ようなことは一つの対応策として考えられるので
はないかと思いますが、その点いかがございま
しょう。

してはできるだけ公平にやつてハキタハビハラ

ます。

リレビューリ等の結果をどのように生かしていくか

ますから、断固取るといふことならば一言お願ひ

とを私は念頭に置いておるわけでござります。一部の省庁、一部の分野にだけねらい撃ちをした改

○柿澤委員 それから、先ほど堀委員の御質問にも総理はお答えおられますけれども、「財政の中

という問題につきましては、その時点で十分検討もし、また党や国会の方の御意見等もお聞きしな

○柿澤委員 総理も先ほど行財政改革を実現する
ためこそ野党も巻き込んでどうお話をございま
がら対処していかたい、こう思っております。
それから最初に伺いたいのは、きょうの午前中
の質疑あるいは総理への質問にもございました
が、いわゆる大型消費税の取り扱いの問題であります。

は、各省厅においてでけるだけ公平な応分の犠牲をひとつ甘んじて受けたいだきたい、このよくな趣旨で申し上げたわけでございまして、きちょうどやうめんに一律といふよなことを申し上げておるわけではございません。

切れるか、調整できるかということについては、財政当局に指示をしたというお話をございました。実は私も二月十日の当委員会で渡辺大蔵大臣に質疑をいたしまして、その要調整額を歳出の削減で、構造的な支出の削減で実現するとしたらどうなるか、それをことしのサマーレビューの基本的なテーマとしてぜひやっていただきたい、そし

した。その意味では与野党一体になって取り組まなければならぬ問題だらうと思いますし、野党なりの責任をやはり負っていく決意が必要だらうと思ひます。その意味でぜひ政府での検討の結果を国会で議論でくるように、総理並びに大臣の今後のその面での指導力というものを私は期待をし、お願ひをして質問を終わりたいと思ひます。

意味では補助金の節減に関する特例法というような形で、法律補助を含めて一度見直してみるとどうなうなことは考えられないのでしょうか。

それをテーマとして臨時国会を開くくらいの決意が必要だという議論をいたしました。その点では指示をされたということに、そういう意味で私もぜひとも高く評価をしたいわけですけれども、どうもこの間をやめて、また、新しい国をつく

○綿貫委員長 これにて内閣総理大臣に対する質疑は終わりました。
引き続き、大蔵大臣に対する質疑を続行いたしました。田澤成吉。

させでいたたきます
○柿澤委員 それから、やはり財政再建のため
に、総理が先ほども力説せられました行財政の改

先生はどの御答弁にもございましたが、それを国会に報告し、臨時国会を開く、第二臨調の中間答申をもとに、行革臨時国会というようなアイデアも

○伊藤(茂)委員 総理大臣にお越しをいただいた後、また大臣に御質問するというのも異例なこと

革ということを考えますと、財政については、ともすれば惰性に流れた戦後三十年続ってきたまま

出されておりますけれども、その点では行革・財政再建臨時国会という形で御報告をいたきたい

であります、大事な法案でありますから、若干の時間質問をさせていただきたいと思います。

さまたな財政構造というものを抜本的に見直すといふことが必要ではないかと思いますが、その際には、やはり大きな財政支出の要因になつてゐるの

○鈴木内閣總理大臣 私は、先ほど來御答弁を申
て思つてゐるわけですか、その点お願ひをできる
でしょうか。

年度末衆議院、参議院と忙しく駆け回っている大蔵大臣に恐縮であります。冒頭に大臣に一言御注意を申し上げたい。実はこの国会が始まりま

は俗に三Kと言われる問題であろうと思ひます。やはりそれぞれ抜本的な見直しが必要かと思ひますが、その点については大平前総理大臣も三Kの見直しというものを事務当局に指示しておられましたけれども、その点についての鈴木總理の御決意をお伺いしたいと思います。

し上げておりますように、財政再建を達成いたしましたために、行政改革にわたりましての改革、合理化ということが必要である、こう考えております。「財政の中期展望」というのはもう御承知のように、五十六年度の予算に取り入れておりますところの制度や法律を前提として、これを将来に

してから、生あるいはテレビで大臣のお話を伺っておりますと、税金を取る取ると盛んに言われるのですね。昨日の衆議院の本会議でも、税金を取るということを言わされました。私は大臣が非常に率直な物の言い方をされるということは承知をいたしておりますが、大蔵大臣が取る取ると言わ

○鈴木内閣総理大臣　この行政の改革を進めます際におきまして、三K問題は何といつても避け難い重要な、優先的にこれを取り上げて取り組まなければならぬ課題だ、このように考えております。恐らく第二臨時におきましてもこの三K問題は重要な検討課題に相なるものと思つておりますし、そういう答申は政府としても十分尊重して実行に移してまいりたい、こう思つております。

投影した場合の姿ということですございます。
そこで要調整額というのですがございますが、これ
をいかにしてこなしていくかという問題につきま
しては、大蔵大臣にも相談をし、大蔵大臣もすで
にその問題につきましては事務当局に指示をして
検討を進めておる、こういう段階でございます。
また、臨調から七月の中旬ころに中間答申をい
ただく、またいま申し上げた財政当局によるサマ

ミッチー節の大臣のあだ名が、きょうもどこかの新聞に出ておりましたが、増税大臣か何かにあだ名が変わってしまうということでもいかがかと思ひますし、断固取るのだというなら別であります。が、取るという言葉は慎まれるよう、やはり税は国民の汗の結晶だ、それを納得いただいて社会のために使うというのが国の立場であろうと思ひ

第一類第五号 大藏委員会議録第十六号

大藏委員会議録第十六号

昭和五十六年三月二十五日

臣としてその辺のコントロール、取り扱い、特に国民の目から見て疑惑を持たれないようにコントロールすることが非常に大事ではないだろうか、そうでない角度からしなければならないということを言つておるだけあります。専守防衛の自衛隊だつて演習をやつてゐるわけですから、別に戦争を予定してやつてゐるわけでも何でもないんとして。ただ、大蔵省としては各国のいろいろな税制の方とか、どういうふうな時代にどういうふうなことをやつてゐるかというふうな勉強は、これは極力暇のある限りやれということを言つておるわけでございまして、それが大型消費税にストレートに結びつくというものではない、そういうことをだいて結構でございます。本当にそなうです。私はここで何回も言つておるのに、やはり幅広い間接税というものはなかなか避けて通れないんじゃないか、検討することは。そういうことを何回も言つております。だけども、五十七年度ではそういうものは採用しないという総理の御方針が出ればそういうように内閣は動くのはあたりまえのこととござります。

○伊藤(茂)委員 若干期待外れなんです。私は、少なくとも四月あたりから税調で作業が始まつてくるということぐらいは抑えるような立場を、小倉さんと総理の間にいる大蔵大臣としては政治的に配慮をしてそこをやつていただきたい、やるべきではないだろうかという気持ちがするわけあります。そうでないと、国民の目から見て一体何はたることだろうかと。大型消費税はやらなければ何したことだろうかと。大型消費税はやらないといふ人と、一しくないといふ人と、勉強を始める人と、三本足の何とかみたいな話になつちゃう、国民の目から見れば、そのところを政治的によく踏まえて、ということは、そういう勉強作業も個人的にかどこかでやることはあるかもしかねれども、しかし正式な機関の場であるいは政

府の行政委員会の場で精力的ななされるということは控えるべきではないだろうか、そうでないとおかしいのじゃないかという意味のことを私は申し上げたのですが、大臣、変わりはありませんが、前から議論がございましたが、重ねてはつきりお伺いしておきたいと思います。

○渡辺国務大臣 これは、常に勉強はいろいろな角度からしなければならないということを言つておるだけあります。専守防衛の自衛隊だつて演習をやつてゐるわけですから、別に戦争を予定してやつてゐるわけでも何でもないんとして。ただ、大蔵省としては各国のいろいろな税制の方とか、どういうふうな時代にどういうふうなことをやつてゐるかというふうな勉強は、これは極力暇のある限りやれということを言つておるわけでございまして、それが大型消費税にストレートに結びつくというものではない、そういうことをだいて結構でございます。本当にそなうです。私はここで何回も言つておるのに、やはり幅広い間接税というものはなかなか避けて通れないんじゃないか、検討することは。そういうことを何回も言つております。だけども、五十七年度ではそういうものは採用しないという総理の御方針が出ればそういうように内閣は動くのはあたりまえのこととござります。

○伊藤(茂)委員 若干期待外れなんです。私は、私は、総理の大型消費税を五十七年度採用しないということ、将来は別にして、まず当面は結構なことだと思います。ただ財政再建という観点から考えますと、赤字公債を五十九年度まで、言つなれば昭和六十一年までゼロにする。そうでないとなれば、その後の償還期を控えて大変なことになる。いわば財政再建はすなわちそういうことが目標、至

うことが財政再建のプリンシップになるというこどだと思います。そういたしますと、五十七年度大型消費税をしない、それと同じウエートで、二本柱で、ことしと同じ二兆円減債ということです行くべきではないだろうか。私は、昨日でしたか、この問題での同僚議員への大臣の答弁を伺つておりましたら、まだ五十六年度予算が通つてないのですし、関連法案も通つてないので、から早く通していただいて、それから考えたい、それまでまだそこまでいかないと、いう意味のことを言つましたが、私はちょっと違うのだろうと思ひます。要するに五十九年度までに赤字公債をゼロにする、これは声を大にして何十遍何百遍言ってこられたことですから、そのことを後から考へたということではないだろうと思うのです。ですから総理大臣が決意を表明された大型消費税採用せずということと、それから昭和六十一年までに赤字公債をゼロにするということ、これは同等の重要なベースとしてその方向で努力をされいて、ぜひそうしていただきたいと思います。新型増税の研究など始めるこのないようにお願いしたい、というののがこちらの私の気持ちであります。

○渡辺国務大臣 五十九年度までに赤字公債からの脱却ということと、それから大型新税というものを頭に置かないで、ます来年度の予算をどうして組んでいくか、そのための行政改革やいろいろな歳出の削減ということで進んでまい、こういいましょう。

○伊藤(茂)委員 そこそこを正確に、これは重大な決意を持って臨んでいただかないと、午前中にもございましたが、行政改革で財政を縮減をするというのが、行革プラス一般消費税での財政再建でも困るし、それから行革の努力マイナス国債減額が一兆かさらには低いということでもこれは困るだろうと思うのですがね。ですから、いま大臣言われましたが、私はその二つの柱を基本に据えて進めていただきたいというふうに思うわけあります。

それから、大臣がこの間どういうふうに答弁されたのか、一部の新聞を見ますと、財政再建法と

いふうなニュアンスのことを言われたような報道がございました。西ドイツの財政構造改善に向けての立法というようなものもあるわけですが、私は、何か参議院でもそういう財政再建法的なことについて前向きに答弁をされたというふうな記事をちょっとどこかで読んだのであります。それが、そ

ういうお考えをお持ちかどうか。

それから、それとも関連をして、先ほども一律カットの是非の話がございました。私は一律カットでなければとてもじゃないけれど、削減はできないという実態も現実には政治的にはあるだろうと思います。しかし、これから社会、八〇年代、九〇年代を展望した財政、経済はどうだろうかということを考えますと、新しい時代への対応という政治判断、価値判断が生まれなければなりません。このことを私ども大臣に要求、質問するだけではなくて、与野党含めて重大な問題でありますから、政府にも要望することはありますが、同時にまた野党としても、また当委員会のメンバーとしても、真剣な勉強、努力をして国民の期待にこたえなければならないというふうに思うわけであります。そういう気持ちを持ってやってまいりたいと思いますが、財政再建法あるいは一律カット、構造的改革、というような問題について、どうお思いですか。

○渡辺国務大臣 どういう法律に財政再建法というような名前をつけるか、名前のつけ方の問題であります。たとえば今度国会に上程いたしました歳入確保の法案でも一種の財政再建法の歳入版ですよ。ですから、今後ただ法律をつくるといってお思ひですか。

○伊藤(茂)委員 そのところを正確に、これは重大な決意を持って臨んでいただかないと、午前中にもございましたが、行政改革で財政を縮減をするのが、行革プラス一般消費税での財政再建でも困るし、それから行革の努力マイナス国債減額が一兆かさらには低いということでもこれは困るだろうと思うのですがね。ですから、いま大臣言われましたが、私はその二つの柱を基本に据えて進めていただきたいというふうに思うわけあります。

それから、大臣がこの間どういうふうに答弁されたのか、一部の新聞を見ますと、財政再建法と

○伊藤(茂)委員 大臣が言われましたように、結局行政財政の改革にしろ、ベースとしてどの方向のどういう政策かなどということは欠かせない問題だらうと思いますし、私は一言で言つて福祉型税財政の時代をどう構想、展望できるかというような気がいたします。いろんなそういう価値判断も含めて今後真剣な議論をなさなければならぬ。私もももっと勉強してまいりたいというふうに思いますが、それに関連をして私は西ドイツが五年、十年かけて財政改革に取り組んできたあの経過の話をどこかで少し聞かしてもらつたのですが、比較をしてちょっと感ずるところがあるのです。西ドイツのこの構造改善法の経過、中身が日本のいいお手本になるかどうか、私ども若干意見がございますけれども、それは別にして、やり方を見ますと、表向きは大蔵大臣の指揮のもとですが、実際に内閣責任といいますか、総理のニニシアチブのもとに、二十人三十人ぐらいの強力なペテラソスタッフを、言うならば主計局長クラスが次長クラスが知りませんけれども、集めて、そこに強力なセンター・システムをつくって、そこで鋭意勉強しながら、プラントさんの時代からシユミットさんの時代に至る努力がなされたということを聞くのですね。それと比べますと、正確には知りませんが、大蔵省の皆さんを取り組みを伺いますと、主計局の一部として一部の方がこの問題をやられてこられた。そして、三種類あるいは五種類に及ぶ中期試算などの数字を新経済社会七ヵ年計画をベースにしてその一、その二とかA、B、C、D、Eとかくられてきた。ようやくことし何か一本の中期展望という形になつたわけでありますけれども、しかし、大臣もさつき言われたような方向づけ、政策をベースに据えた、将来こう行くべきではないだらうかということを世に問うておられます。そういうことになりますと、大蔵大臣、大蔵省というよりも内閣責任、強力な政治力と勉強の力が必要だ。西ドイツの場合と比べてみても、いまのようなシステムの問題はどうにもならぬじゃないかという気がするわけ

です。こういう問題については党首会談の機会もあるかと思いますし、また野党間でも大いに政策を提供する。政府・与党でも強力な連絡センターをつくられるとか伺うわけでありますが、行政の中でのシステムで一体いかのうかという話をどこかで少し聞かしてもらつたのですが、比較をしてちょうど感ずるところがあるのです。西ドイツのこの構造改善法の経過、中身が日本のいいお手本になるかどうか、私ども若干意見がございますけれども、それは別にして、やり方を見ますと、表向きは大蔵大臣の指揮のもとですが、実際には内閣責任といいますか、総理のニニシアチブのもとに、二十人三十人ぐらいの強力なペテラソスタッフを、言うならば主計局長クラスが次長クラスが知りませんけれども、集めて、そこに強力なセンター・システムをつくって、そこで鋭意勉強しながら、プラントさんの時代からシユミットさんの時代に至る努力がなされたということを聞くのですね。それと比べますと、正確には知りませんが、大蔵省の皆さんを取り組みを伺いますと、主計局の一部として一部の方がこの問題をやられてこられた。そして、三種類あるいは五種類に及ぶ中期試算などの数字を新経済社会七ヵ年計画をベースにしてその一、その二とかA、B、C、D、Eとかくられてきた。ようやくことし何か一本の中期展望という形になつたわけでありますけれども、しかし、大臣もさつき言われたような方向づけ、政策をベースに据えた、将来こう行くべきではないだらうかということを世に問うておられます。そういうことになりますと、大蔵大臣、大蔵省というよりも内閣責任、強力な政治力と勉強の力が必要だ。西ドイツの場合と比べてみても、いまのようなシステムの問題はどうにもならぬじゃないかという気がするわけ

○伊藤(茂)委員 いずれにしても、行政改革なり財政再建なりという課題は、これから時代を考えますと、いかに減らすか、どこから税金をたくさんいただかかということはむずかしいので、いかに減らすかという収支勘定の話ばかりに矯小化されますが、これから時代に大きなひずみを起しますが、これから各省で決算といいますか、数字がはつきりしてくる時期まで、これから三月末、四月末、五月、それまでの間に何回かチェックをして、大蔵大臣やまた総理が公式に御発言されたことと違うような動きにならぬよう、念には念を入れて御努力を願いたいということが一つであります。

るわけでございますが、これが直ちにいわゆる財政法上の純剩余金になるわけではございませんで、当然のことながらこの形式的な意味における剩余金の中からいわゆる特定財源的なものとして留保をすべきもの、たとえば方が一増収がございました場合には、その三税の三二%分は地方交付税交付金として支出をすべきものになるわけでございますので、この地方交付税交付金として精算をするべきものはこれを控除をいたします。

それからまたいわゆる歳出予算現額の中で翌年

度に繰り越されるべきものがございます。

この歳出予算の繰り越しに伴いまして必要となるべき財源相当額は、またこれは控除をしておかなければならぬわけでござります。

それからまた特定財源的なものとして先ほど地方交付税を例にとりましたが、そのほかにもいわゆる道路財源として特定財源として保留をすべきものもござります。そういったものを差つ引きました後の剩余金が俗に純剩余金と言われているものでございまして、国債整理基金特別会計へその二分の一を繰り入れるべしというふうに書かれているその二分の一の根っこになりますのは、ただいま申しました意味での純剩余金でございますので、剩余金と純剩余金というのは、そういう現在の財政法上の仕組みになってござります。したがいまして、剩余金の二分の一は国債整理基金特別会計へ繰り入れぬでよろしいという御立法がいま御相談になられているように伺っておりますが、その根っこになりますのは、くどいようですがござりますが先ほど申しておられますように純剩余金であるわけでござります。

○伊藤茂委員 何か余り聞かなくていいような話の説明を聞いたような気がいたしますが、いずれにしても六党の申し合わせでも六月、七月段階改めて協議をする。金額がはつきりした段階で協議をし、さらにそれが立法化される措置について具体化を図るということでありますから、それの経過なども含めて対応してまいりたいというふうに思っています。

次に主税局長にお伺いいたしますが、この間わが党の大島委員でございましたが、所得税の物価調整について、世界各国で様式は違いますが制度として採用されているという話がございまして、また先般参考人のそれについての御意見もいろいろ伺いました。それについての主税局長のお答えは、現在の財政事情からしてそういう制度を取り入れることは考えられないというふうなたしか 답변ではなかつたかと思います。私は、その点をこ

ういう気がしているのです。

基本的な考え方は、ほかの制度も含めてそうでありますけれども、財政再建のためにフェアな税制が必要ではないだろうか。アンフェアな税金の増額をしていく、これでは国民の納得する財政再建にはならない。税金がたくさん入らないから困るような気はするかもしれないが、やはりフェアなベース、そういう上に立って初めて国民の協力が得られ、財政再建がなされるというふうなことではないかと思ひます。そういう気持ちで考えて、一つは私は憲法論から見ても問題があるのではないかという気がします。要するに

この作業部会での報告、いろいろな例を引くわけであります。

しかし、この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非正常というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

うふうな気もするわけでありまして、アメリカな

んかでもフリードマンの提唱、それからカナダな

エアなベース、そういう上に立つて初めて国民の

協力が得られ、財政再建がなされるというふうな

ことではないかと思ひます。そういう気持ちで

考えますと、一つは私は憲法論から見ても問題

があるのではないかという気がします。要するに

この際は、どうもカナダな

かでの立法作業の経過、アメリカの連邦議会で

の非常識というようなものじゃないだろうかとい

のように非常にインフレ率の高い国から始まって比較的二けたの物価上昇の続いているヨーロッパにおいて、いわば緊急避難的な税制として私は理解すべきではなかろうかということを申し上げたわけでございますが、たびたび御質問もござります、それから御意見もござりますし、この前税制調査会長からもお話をあったことでございましたが、所得税の税制の一環としてももちろん長期的な検討の課題であることは当然でございますし、私どもも税制を取り調べております立場からしますと、当然それは検討の課題であるというふうに考えております。

○伊藤(茂)委員 同じですね。——大臣も同じお考えであると理解いたします。

昨日、正森委員から非常に勉強された、時間をかけたお話を伺いました。私もこの昨年の企業課税小委員会の報告に関連をして、いままでの税調で戦後ずっと述べられた経過なども拾い読みをし、ひとつ法人税の性格論について伺いたいと思います。

昨日、正森委員から非常に勉強された、時間をかけたお話を伺いました。私もこの昨年の企業課税小委員会の報告に関連をして、いままでの税調で戦後ずっと述べられた経過なども拾い読みをし、ひとつ法人税の性格論について伺いたいと思います。

時間も幾らもございませんから、あと一、二だけ、ひとつ法人税の性格論について伺いたいと思います。

昨日、正森委員から非常に勉強された、時間をかけたお話を伺いました。私もこの昨年の企業課税小委員会の報告に関連をして、いままでの税調で戦後ずっと述べられた経過なども拾い読みをし、ひとつ法人税の性格論について伺いたいと思います。

昨日、正森委員から非常に勉強された、時間をかけたお話を伺いました。私もこの昨年の企業課税小委員会の報告に関連をして、いままでの税調で戦後ずっと述べられた経過なども拾い読みをし、ひとつ法人税の性格論について伺いたいと思います。

時間も幾らもございませんから、あと一、二だけ、ひとつ法人税の性格論について伺いたいと思います。

この間もちょっと申し上げたのですが、ある週刊誌を読んでおりましたら、この間当委員会にもお越しいただきました東証の谷村理事長が非常に率直に言われております。「法人株主がふえたことについては、いろいろやむをえない歴史的な経緯がありますが、企業の株の持ち合いには、やはり問題がありはしないか。その一番の大ものは何だろうと」考えてみた結果についてあります。

が、「いまや所有と経営とは分離し、経営者革命が起これり、企業というのがあって、その相手方に従業員あり、消費者あり、地域住民あり、と同じような意味で株主あり。」「企業の経営者から見れば株主は単なる資本提供者で、配当でもやっておけばいい、金利を払うと同じという考え方になつてきました。」要するに株主大事にするというよりも「とにかく企業はおれたちだ、経営陣というものが大事なんだ」という方向に変わってきたというふうな状況を大変通俗的に谷村さんが表現をされております。

その後の新しい状況を踏まえながら研究していくべきことを言わされました。私も、前の税制調査会の記録を見ておりますと、これは四十三年の長期答申、塩崎さんが主税局長當時、何かみずから筆をとられて努力をされたというようなことも紹介をされております。法人利潤税を採用といいますか、そういう方向への、法人税利潤方式の仮案をつくついくという努力もなさっている。そういう中では「課税標準は法人の純利潤とする。」あるいは受取配当益金不算入の問題についてもそこに書かれていることは「個人株主については配当控除を行なわず、法人株主の受取配当は益金に算入することとする。」云々というような内容が盛り込まれております。

たしましたけれども、最近の株式の所有別の状況、五十二年でしたか、証取審の答申で問題点が述べられておりますが、一向にそういう状態は変わらない、まるで袋小路に入ったような状況というふうなことであろうと思います。

この間もちょっと申し上げたのですが、ある週刊誌を読んでおりましたら、この間当委員会にもお越しいただきました東証の谷村理事長が非常に率直に言われております。「法人株主がふえたことについては、いろいろやむをえない歴史的な経緯がありますが、企業の株の持ち合いには、やはり問題がありはしないか。その一番の大ものは何だろうと」考えてみた結果についてあります。

が、「いまや所有と経営とは分離し、経営者革命が起これり、企業というのがあって、その相手方に従業員あり、消費者あり、地域住民あり、同じような意味で株主あり。」「企業の経営者から見れば株主は単なる資本提供者で、配当でもやっておけばいい、金利を払うと同じという考え方になつてきました。」要するに株主大事にするというよりも「とにかく企業はおれたちだ、経営陣というものが大事なんだ」という方向に変わってきたというふうな状況を大変通俗的に谷村さんが表現をされております。

その後の新しい状況を踏まえながら研究していくべきことを言わされました。私も、前の税制調査会の記録を見ておりますと、これは四十三年の長期答申、塩崎さんが主税局長當時、何かみずから筆をとられて努力をされたというようなことも紹介をされております。法人利潤税を採用といいますか、そういう方向への、法人税利潤方式の仮案をつくついくという努力もなさっている。そういう中では「課税標準は法人の純利潤とする。」あるいは受取配当益金不算入の問題についてもそこに書かれていることは「個人株主については配当控除を行なわず、法人株主の受取配当は益金に算入することとする。」云々というような内容が盛り込まれております。

たしましたけれども、最近の株式の所有別の状況、五十二年でしたか、証取審の答申で問題点が述べられておりますが、一向にそういう状態は変わらない、まるで袋小路に入ったような状況というふうなことであろうと思います。

この間もちょっと申し上げたのですが、ある週刊誌を読んでおりましたら、この間当委員会にもお越しいただきました東証の谷村理事長が非常に率直に言われております。「法人株主がふえたことについては、いろいろやむをえない歴史的な経緯がありますが、企業の株の持ち合いには、やはり問題がありはしないか。その一番の大ものは何だろうと」考えてみた結果についてあります。

が、「いまや所有と経営とは分離し、経営者革命が起これり、企業というのがあって、その相手方に従業員あり、消費者あり、地域住民あり、同じような意味で株主あり。」「企業の経営者から見れば株主は単なる資本提供者で、配当でもやっておけばいい、金利を払うと同じという考え方になつてきました。」要するに株主大事にするというよりも「とにかく企業はおれたちだ、経営陣というものが大事なんだ」という方向に変わってきたというふうな状況を大変通俗的に谷村さんが表現をされております。

その後の新しい状況を踏まえながら研究していくべきことを言わされました。私も、前の税制調査会の記録を見ておりますと、これは四十三年の長期答申、塩崎さんが主税局長當時、何かみずから筆をとられて努力をされたというようなことも紹介をされております。法人利潤税を採用といいますか、そういう方向への、法人税利潤方式の仮案をつくついくという努力もなさっている。そういう中では「課税標準は法人の純利潤とする。」あるいは受取配当益金不算入の問題についてもそこに書かれていることは「個人株主については配当控除を行なわず、法人株主の受取配当は益金に算入することとする。」云々というような内容が盛り込まれております。

たしましたけれども、最近の株式の所有別の状況、五十二年でしたか、証取審の答申で問題点が述べられておりますが、一向にそういう状態は変わらない、まるで袋小路に入ったような状況というふうなことであろうと思います。

この間もちょっと申し上げたのですが、ある週刊誌を読んでおりましたら、この間当委員会にもお越しいただきました東証の谷村理事長が非常に率直に言われております。「法人株主がふえたことについては、いろいろやむをえない歴史的な経緯がありますが、企業の株の持ち合いには、やはり問題がありはしないか。その一番の大ものは何だろうと」考えてみた結果についてあります。

が、「いまや所有と経営とは分離し、経営者革命が起これり、企業というのがあって、その相手方に従業員あり、消費者あり、地域住民あり、同じような意味で株主あり。」「企業の経営者から見れば株主は単なる資本提供者で、配当でもやっておけばいい、金利を払うと同じという考え方になつてきました。」要するに株主大事にするというよりも「とにかく企業はおれたちだ、経営陣というものが大事なんだ」という方向に変わってきたというふうな状況を大変通俗的に谷村さんが表現をされております。

その後の新しい状況を踏まえながら研究していくべきことを言わされました。私も、前の税制調査会の記録を見ておりますと、これは四十三年の長期答申、塩崎さんが主税局長當時、何かみずから筆をとられて努力をされたというようなことも紹介をされております。法人利潤税を採用といいますか、そういう方向への、法人税利潤方式の仮案をつくついくという努力もなさっている。そういう中では「課税標準は法人の純利潤とする。」あるいは受取配当益金不算入の問題についてもそこに書かれていることは「個人株主については配当控除を行なわず、法人株主の受取配当は益金に算入することとする。」云々というような内容が盛り込まれております。

いろいろはまた、雪おろし用のシャベルか何かを買う
というのですね。何か税務署によつては、古くな
つたものを新しく買いいかえるのはいいけれども現
実的な運用をぜひ図るようにしていただきたい。
非常に現実的な御希望であります、最後にそれ
を伺つておきたいと思います。

○小幡政府委員 雑損控除の雪おろし費用の問題
でござりますが、現実的な対応といふお話をござ
いました。一つには、雑損控除の適用を受ける場
合には原則どいたしましてその支払いを証する書
類としての領収書を添付または提示していただきく
といふことが法律に書いてあるわけでござります
が、私どもの実際的な運用ということにいたしま
すと、いろいろ御事情がございまして領収書をと
れないというふうな場合もあるうかと思いますの
で、そういうふうな場合には、領収書にかわりま
して、要件といたしましては、支払いの年月日と
支払いの金額とそれから支払いの先というものが
はつきりするようなそういう書類、たとえば家計
簿その他のものを示していただいてそういう御説
明をしていただければ税務署の方でもそれを認め
る、こういうふうな取り扱いにしたいと思つてお
ります。

それから、雪おろしの際に食費等を支払つたと
いうことでござりますが、それも実際に雪おろし
費用の中には当然入らなければいけないとい
うふうなものであればそういうものも入れて考え
たいと思います。ただ、資産の取得ということにな
りますと、これは直ちに雪おろし費用というふ
うに見るわけにはなかなかまいらぬかと思うわ
けでござりますが、いざれにいたしましても具体
的ないろいろな問題につきましては遺漏のないよう
に措置をしてまいりたい、かように思います。

○伊藤(茂)委員 国税庁がいらっしゃいますから
もう一つ、これは要望なんですが、労働組合とか
それから労働者団体が各地の税務署を訪問したり

いたしまして、担当の係員の方と御相談するときもあると思いますし、それからたとえばいろんな控除の問題とか、それからこちらの方から物価調整を実行せよとか、要望だと思いますが、いろんなかつこうで一年に一遍かできたら二遍ぐらい各地域の組合の組織あるいは労働者の税関係の組織の方々が税務署長さんと懇談する機会を持ちたいということを全国的にやられているようあります。ですが、なかなか応じてくれない。何かどこかで聞きましたら、余り一生懸命そういうのに応じていなかったら、どうも点数を悪くつけられるらしいとか、そんなことはないと想いますけれども、そんな話もちらほら伝わってくるというようなことがあります。私はさきの物価調整その他将来いろんな努力をしなければならぬと思いますけれども、現在いすれにしてもクロヨンその他言われている中で労働者の所得税というのについて非常に切実な思いを多くの人がしているということになるわけでありまして、そういう御負担を願っている方々と親身になって話ををする機会をつくり、また意見を聞くなど非常に大事なことだらうというふうに思うわけでありますが、なかなかそうではない実態もあるようあります。これは国税庁の方からほかの納税協力団体なんかと話すこともあると思いますが、そういう労働者の組織あるいは労働組合などとも税務署長さんが一年に一遍ぐらいゆっくり時間を持つて意見を聞いたり懇談をするというようなことをぜひやられるように指導していただきたいというふうに思います。最後にそれを伺いまして質問を終ります。

○**澤田委員長** 沢田広君。
○**沢田委員** きわめて夜分に及ぶまで御苦労さまであります。限られた時間でありますが、若干質問をして整理をしていただきたいと思います。
今までの質問の中で幾つか提起された問題で、これは大蔵大臣にお答えをいたくのですが、グリーンカードに対し見直しをするということを自民党さんの中でたくさんの方議員の方が言われる。これは法律でもう決まったことなのであります。これも不退転というか、政治生命をかけとて、表現がいいか、修飾語は別といたしまして、これは法律どおり実施する予定であると解してよろしいですか。

○**渡辺国務大臣** グリーンカードはいろいろなききつがあつて、要するに租税の負担公平といいう点でできたわけですから、これは実施をするという方向でいきたい。ただ、それには、余り誤解をされ、そのために必要以上の不安を起こしたり、あるいはまた極端な徴税強化になつて、それでひどいじゃないかという問題を起こしたり、抵抗が過過ぎますから、それらに対する要するに環境整備は、実施と一緒にやるように少し工夫をしなければいかぬ、そう思つております。

○**沢田委員** 続いて、銀行法は政府は提出をすると、こういうふうに理解してよろしいですか。関連法も含めです。

○**渡辺国務大臣** 銀行法につきましては、数年間かかるて地方銀行や中小の、たとえば信用金庫とか信用組合とか、そういうような人たちの代表も金融制度調査会の中へ入つて勉強してやってきたわけですから、それでつくられたものが、ここへ来ていろいろなことを言っておるのでですが、それはちょっとおかしいじゃないかということで、その団体の幹部とも私は会いました。みんな一〇〇%満点というわけにはいかないんだから、これであなたの方の言い分をすいぶん聞いたんだし、ひとつ乗つてもらいたいとということを言つてあるのです。ところが、一部にまた、わが党の中にも反対もありまして、それについてよく説明をして納

得を得てもらいたいということですから、時間がかかります。そこで、ひとつ理解が得られるように本当に丁重な質疑応答を繰り返しておるというところでございりますが、なるべく早く了解点に達して私は手続をとりたい、上程をしてもらいたい、そう思つております。

○**沢田委員** 委員長に要望いたしますが、どういう理由であるにせよ、かくも少なき自民党的議席であります。いまの大臣の速記録は、皆様に一応お配りをいただいて、大臣の趣旨が徹底するようにはひとつ委員長でお取り計らいを願いたい。

○**綿貫委員長** いま食事に行っておりますから。

○**沢田委員** 理由はわかります。けれども、この返事を聞かなかつたということはよくないことですから、それは速記録で後で配付していただくようお願いいたします。いいですね。

○**綿貫委員長** 聞き及んでおきます。

○**沢田委員** 聞き及ぶじゃないですよ。これはほかの者に周知徹底をして——じゃ委員長、よろしくお願いをいたします。

統じて、さつきまでの話で、いわゆる公債の二千億は自然体で臨みますと。私はあいにくこの自然体というのがどういう意味なのかわかりませんけれども、かいづまんと申いますと、五十五年度中に——大臣聞いていますか。二千億は自然体という答弁をされたんですね。それに対して、私はあいにく不勉強なものですから、五十五年度に予定をされている公債の発行については、一応それを消化することが政府の義務もある、だから特別の事情がない限りそれは消化されていく、それが自然体である、こういうふうに解釈をしてよろしいですか。

○**渡辺国務大臣** 私は技術的なことはわかりませんから、主計局長、でなかつたら次長もいないか——いなければ私が答弁しますが、要は、やはり自然体でそれはやらしてもらいたい。

○**沢田委員** 柔道には自然体というのもあるのですよね。だけれどもそれは、いわゆる自然体といふのは、五十五年度の中でこれだけ政府は発行し

ますと国民なり国会に約束をした債務である。また同時に債権もある。だから、三月三十一日までの年度末においてその債務あるいは債権、そういうものの継承は、五月三十一日までにこれは消化をされていく、それが政府の責任の自然体である、こういうふうに解するのが、これも本当の自然の解釈ではないか、こういうふうに思つのですが、そのとおりと解釈してよろしいかどうか。

○渡辺国務大臣 私は実務はやっておりませんが、ともかく特別に手を加えたりいろいろな細工をしたりしないで、通常のやり方に従つてやるというのが自然体じゃないかと思います。

○沢田委員 自然体ばかりやっているのですが、結果的に手を加えることをしないということは、いまさっき言つたように、五十五年度中の政府の

責任として負わされたいやむる任務、義務というものは、会計閉鎖期までに執行をする、こういう

ことが自然体であると、これは事務当局からひとつお答えをいただきたいと思います。——大臣の答弁はわかったのですから、それを具体化する事務当局はどうなんですか。

○渡辺国務大臣 後から来ますから、別な質問を……。

○沢田委員 じゃ、続いて違う方に。

これも大臣にはお答えにくいことかもしれません、いわゆる予決令では繰越明許というのが一つありますね。それからこの間の回答ではいわゆる事故別繰り越しがある。しかも、それについて各省庁に大蔵大臣は委任をすることができると、こういうことになりますね、この中身でいくと。それで、この委任はされたのかどうかといふことが一つ。それから、十五日以内にその書類を提出しなければならないと——これも後でということですから、二度やると時間を食いますから、後でひとつ、中で耳打ちして言つておいてください。この問題をあと続けられなくなってしまうのですでないとさつきの話の詰めができない、こういうことになる。

○小幡政府委員 私どもの方の分類は貸金業とい

う分類になつておるわけでございますが、貸金業につきましてはかねて課税上問題が多いというこ

とから、私どもの方は重点調査業種に指定をいたしました充実した調査を行つてゐるところでござ

りますが、調査事績を申し上げますと、法人税につきましては、五十四事業年度におきまして、調

査いたしましたものが千百件ございます。一件

当たりの不正所得が一千三百五十八万三千円とい

うことになつております。一件当たり不正所得

の多いものの順番の上位から二番目というふうな

業種になつております。それから所得税につきま

しては、五十三年分につきまして四百六十八件の

調査をいたしております。一件当たりの申告漏れ

の所得が四百八十七万六千円というふうな

のを上から並べていきますと十四位という業種になつておる、こういう状況でござります。

○沢田委員 それはそれで終わります。

○小幡政府委員 次に、これも主計になりますかな、確定申告の集計ができているかどうかということなのであります。確定申告の私が二、三の税務署で聞いた範囲では、おおむね一六%程度の対前年度伸び赤字もありますから、還付もありますから、今後若干異動する要素はあるだろうと思ひますが、おおむねその程度だと言つております。全国的集計もできているはずなんですね、われわれが聞いてもわかるのですから。その点どの程度の前年度

対比伸び率になつておるか、ひとつお答えいただ

きたい。

○小幡政府委員 確定申告の状況はまだ集計がで

きておりません。大体四月の下旬になりますと全

国集計ができるというふうな段取りでございま

す。

○小幡政府委員 三月十六日に確定申告をしたんで、

還付請求は請求として別にあるとしても、いわゆるアバウトといいますか大体の程度というのはこ

んなに時間がかかるものですか。今日、税務職員をふやせと言つているところなんだけれども、少

しあり過ぎませんか。しかも、国会でこれだけ

が、そういうふうに思ひざるを得ないんですね。

これだけ国会でこの問題を議論しているのに、サ

ボタージュしているとしか思えない。もう少し真

剣に、十六日になつたら、二十九日にはどうなつ

たんだ、じゃどう答えたらいか。やはりそく

らいの真剣さが、公務員が公平であるとするなら

ば当然なされなければならぬ義務ではなかつた

か、こういうふうに思ひます。その気持ちも含め

てお恥ずかしい次第です。そして申しわけありませんと言ひうんなら、これもまたこれで一つのあれ

ですが、とにかくその点を含めてお答えをいただきたいと思います。

○小幡政府委員 まことに申しわけございませんけれども、集計ができておらないわけでございま

すが、これは私どもの方の事務処理いたしまし

て、こういう大量な集計事務はコンピューターで

やる、コンピューターでやるということになります

と入力表、それからコンピューターの作業とい

うことになるわけでございまして、そういうふう

なことでいきますと、昔やつておりましたような

手作業に比べますと、かえつて時間がかかるとい

う状況になつておるわけでござります。いずれに

いたしましても、四月の末になりませんと集計は

出てまいらないということでござります。

○沢田委員 これはけついたい話ですね。機械の

方が遅くなるんだつたら機械をやめた方がいいの

じゃないかと思う。それは機械にはいろいろな要

素を織り込んで報告させようと思うからそういう

ことになるんだと思う、これは同情的な発言です

よ。あなたの立場に味方して言つてはいる。いろい

ろな要素を含めて一緒にまとめてようと思うからそ

うなるんで、いま話題になつてゐる問題は伸び率

が幾らかといふことがいまの焦点なんですから、

やはり国会の要請にこたえてあなたの方が対応す

るということでなければ、余りにも国会の論議の

問題が提起をされている、普通のときと違う、そ

ういう状況反射が少し抜けていると言うと悪い

が、抜けているというのはばかだという意味じや

ないですよ、事務がどこか抜けているのじやない

か、そういうふうに思ひざるを得ないんですね。

それで三十一日、あと幾日もないですから、そ

ういう状況の中でわれわれ法案を通すか通すまい

かと思つて迷つている点もなくはないんだけれど

も、そういう状況の中で、しかもそのことの回答

が得られないということはきわめて不本意だと思います

うですね。それはわれわれ国会をいよいよにサ

ル回してはいるようなものだ、そういうことにな

ったんではのはだけしからぬ、こういうことにな

るわけなんで、これはとにかくきょうじゅうと

か、あしたはないのですからあさつての朝までま

とめて報告していただけませんか。

○小幡政府委員 再三同じようなことをお答えし

てまことに申しわけございませんけれども、これ

は何ともいたし方のないことでございまして、四

月の末になりませんと集計の数字がまとまりませ

んで、お許しをいただきたいと思います。

○沢田委員 電話をかけたってこんなものは集ま

りますよ。あした一日電話をかけたって、全国幾

つかりますか、あした電話をかけたって伸び率ぐ

らいのものは集計できないことはないですよ。そ

の程度のものぐらはい準備しますと答えるのがあ

りますが、ぼくが幾らか丁寧に、

たりまえじゃないですか。ぼくが

言葉をやわらかく物を言つてはいる、そんなふう

に甘く見て物を言つのはけしからぬですよ。それ

はあした電話をかけたって伸び率程度だけは

把握できるはずですよ。それはあしたでもやつて

くださいよ。これは大臣も聞いているところだけ

れども、そんなどまじや話にならない。増員どこ

ろじやない、減員だ。だから、そうなってしまうことになるんだから、これは私も若干冗談は入っていますけれども、それは真剣なもので言つていますのだから、あなたの方でもあした一日電話をかけたって間に合うのですから、あしたじゅうにでもまとめて、あさつての朝ひとつ努力してみてください。どうですか、努力していただけますか。

○小幡政府委員 何回も同じことしか申し上げられないということはまことに心苦しいわけでござりますが、いまの事務処理の体系からいきましてこればかりは何ともいたし方のないことござりますので、お許しをいただきたいと思います。

○沢田委員 十分にしかりおいて、これは事務的にどうにもならぬと言うのですから、今度は事務的にそつでなかつたという実証をつくり上げて、あなたが非常に怠慢であったといふことをつくり出しますために今後全力を挙げていきたいと思つております。大臣の方もひとつこういうことは十分に答えられるようにしていただきたい。

そこで、また次にいきます。

誠備グループの問題では、脱税であるとか背任であるとか、銀行法の方の融資規制の問題であるとか、たくさん問題を含めております。今度、北海道のトヨペットの岩沢さんですかがやめられた。これも背任になるだろうし、そういうことも含めて憂慮する状況になつております。

そこで、前提となる二、三の問題について聞きます。この間、私の質問に対しては大手の商社とかその他のあなたは発表しなかつた。ところが、その二日もたたないうちに、二十四日には、ここにあるように「平和相銀が二百万株 誠備銘柄保有先わかる」というふうにきちんと出て、西華産業、石井鉄工所、安藤建設、丸善、こういうことで発表されている。われわれが質問したことには守秘義務だなんということを言つていったときには、金融機関では大分欠損が出るといふことも言われておりますし、それから関係筋の調査によりというふうになつております。どうし

て、この国会で言つたときには、この程度のものに別に発表してはならないものがあるとは思われていますけれども、それが真剣なもので言つているのですから、あなたの部下として行使しているのが実態でございます。

○沢田委員 それで、なぜこれが漏れるのですか。どこから漏れたのですか。

○吉田(正)政府委員 これはいろいろの関係者がおると思います。大阪信用保証の者もあります

状況で、われわれが言つてることについてはない。それがこういうふうに出てきているという状況で、われわれが言つてることについてはなるべくなるべく断ろうと、それが善良な公務員だと思つているのかもしらぬけれども、これは重大な誤りだと思っていまして、けしからぬとまずしかつておきますが、そのしかつたことについてあなたはどういうふうに考えるかということをまずお答えいただきたい、その先について今度は質問をしておきたいと思うので、まずそのことからお伺いをいたします。

○吉田(正)政府委員 先日、金融機関の個別の貸し出しについてはお答えできないということでおしかりを受けたのでござりますけれども、本件につきましては大阪信用保証という会社にいろいろの金融機関なり保険会社なりというものが貸し出しがりをしておられます。それにつきましては、私どももその本体から調べるわけじゃなくて金融機関にこれを一つずつ当たりながら調べているのが実態でござります。そういうようなことで聞いておりますので、根っこの大坂信用保証を調べているわけではございませんので、全体の数字が当たつているかどうかかも自信がございませんことが一つございますけれども、個別の案件を申し上げられないと申しますのは、実は銀行法上で大蔵大臣が金融機関から必要などきにいかなっているのが當たつているかどうかも自信がございませんことを基本にして処理をしたいということを申し上げましたが、誠備グループとは何らの関係のない投資家がございます。こういった投資家が自分の株式を担保に入れまして大阪証券信用からお金を借りる。ところが、その株式がまとめられて金融機関に担保に入つておる、こういう状態になりますと、そういう投資家が担保の株を引き出しをやつておるときにおいても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持という見地から金融機関がどういうこと

○吉本宏(正)政府委員 先般、大阪証券信用に関連しまして、一般投資家には迷惑をかけないということを基本にして処理をしたいということを申し上げましたが、誠備グループとは何らの関係のない投資家がございます。こういった投資家が自分

の株式を担保に入れまして大阪証券信用からお金を借りる。ところが、その株式がまとめられて金融機関に担保に入つておる、こういう状態になりますと、そういう投資家が担保の株を引き出しをやつても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持という見地から金融機関がどういうこと

をやつておるときにおいても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持という見地から金融機関がどういうことになりますと、そういう投資家が担保の株を引き出しをやつても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持といふふうに引き出せないわけでござります。そこで、証券会社が融資をあつせんした投資家に融資に入つておる、こういう状態になりますと、そういう投資家が担保の株を引き出しをやつても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持といふふうに引き出せないわけでござります。そこで、証券会社が融資をあつせんした投資家に融資に入つておる、こういう状態になりますと、そういう投資家が担保の株を引き出しをやつても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持といふふうに引き出せないわけでござります。

○沢田委員 外務員の責任は裁判外の行為等を行なう権限を大蔵大臣の部下として行使しているのが実態でございます。そういうことでもなければ金融機関は外にも言わないことだと思うのですが、あるいは人の金をだまし取つたという詐欺的

な要素、こういうものがあるわけですが、裁判以外の一切の権限をゆだねられているこの外務員の外務員のものはどういうふうに処置されたのですか。

○吉本宏(正)政府委員 ただいま先生御指摘の外務員と申しますのは、いわゆる歩合の外務員であります。証券会社と契約いたしまして、お客様の取引を証券会社に取り次ぐ、その手数料の四割をもらう、こういう契約で仕事をやっておるわけでござります。私どもから一切漏らしておるようなことはございません。

○沢田委員 漏らしてはならないというふうに思つかりを受けたのでござりますけれども、本件につきましては大阪信用保証という会社にいろいろ批判というか、社会的な道義というものを守らなければならぬ。特にこの中に、百五人のお得意さんについては二十三日から規制を解除する、こう東証では言つているのですね。二十三日から規制を解除して四月からお得意さんの救済をやる。どういう救済をやるのですか。

○吉本宏(正)政府委員 先般、大阪証券信用に関連しまして、一般投資家には迷惑をかけないということを基本にして処理をしたいということを申し上げましたが、誠備グループとは何らの関係のない投資家がございます。こういった投資家が自分

の株式を担保に入れまして大阪証券信用からお金を借りる。ところが、その株式がまとめられて金融機関に担保に入つておる、こういう状態になりますと、そういう投資家が担保の株を引き出しをやつても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持といふふうに引き出せないわけでござります。そこで、証券会社が融資をあつせんした投資家に融資に入つておる、こういう状態になりますと、そういう投資家が担保の株を引き出しをやつても報告を求めるといふのは、銀行法の精神から申しますと、預金者保護と信用秩序の維持といふふうに引き出せないわけでござります。

○沢田委員 これはもう法律で明確に規制されていることなんですよ。外務員はこういう権限を持つてやるんですよ、それに反した行為をやつて、生活があるからと言つて何か法律の抜け穴をあなた方官僚が勝手につくつて法律の規制を緩めるというようなことをこの会議場で言うということ自体がおかしいんじゃないですか。これは完全にいけませんよ、こういうことで、一切の権限がゆだねられてその責任はあるんですよ、こうなつていいんでしょう。その責任はあるんですすといふもので、それを知り得たからといって御報告できない、公にすることはできないということでは成立しますよ。しかし、法律でこれだけのことが書いてあるのはそれだけ責任が重いんですよ、ということなんですから、その責任が重いです。よということを生活があるから——確かにそれは人情論としては成立しますよ。

○吉本宏(正)政府委員 これは国会をばかにしたことだ、法律をばかにしたことだ。法治国家を無視したことだよ。大きな

ことになつていけばそういうことになるのだ。そういうことを堂々と答弁で言うなんというのはこれまで許されることじやないとと思うのだな。これは厳重に処罰をします。その処罰の中身がどうであるか、これは別ですよ。しかし、生活があるからといふことだけ何か温情主義をとっていることが許されることでないことだけは明らかなんです。そういうことは的確にしかも厳正にこういうことが二度起こらないように、中には悪質なものあるんだから、それはきちんと整理するものは整理する、そういうことがあなたの答弁になるんじゃないですか。首を縊に振っているから答弁しないでもそのことで次にいっしゃってもいいと思つてゐるけれども、一応あなたが出てきていまの言葉を訂正するというその心を私は聞きたいのです。言葉じゃないんです、心を聞きたいのです。

○吉本(宏)政府委員 言葉が足りませんんでして、本件につきましてきちっとした処置をとることは言つまでもございません。いま加藤外務官は勾留されておりますので事情等を聴取するわけにいかないわけございますが、法に照らしてきちっとした処置がとられることを期待しておりますし、またわれわれの方としても、証券取引法その他の規定に照らしていやしくも非違がないかどうかとでござります。

○沢田委員 主計局の方が來たからまたもとへ戻りますか。いいですか。

またやり直すのですが、自然体というところから出発したのです。二千億の未発行の公債は、大臣は、自然体としていきます、自然体というのは何ですかと言つたら、自然体です、こういう答えなんです。けれども自然体というのは、五十

五年度にこれだけ発行しますということを国民に明示し、国会に明示をして政府はそれだけ義務を負つたんだ、そうするとその二千億については当然五月三十一日までに会計閉鎖期までに消化をされる、こういうものを発行する義務を負つていいから自然体というものはそれは当然五月三十一日までには発行しなければならぬのだ、こういうふうに解釈しているんですがいかがですか、こういうことを言つたわけです。

○吉野(良)政府委員 大臣が御答弁申し上げましたいわゆる自然体でございますが、いわゆる国債の出納整理期間発行につきましては從来もう何年間かすでに経験がございます。從来やりましたのと同じような仕方で発行をしてまい、これが自然体ということの意味かと存じます。したがいまして、本年に限つて意識的に作為的と申しますか、何か作為的に特別のことをするという意味ではない、従来と同様適正に処理をしていく、これが自然体ということの意味だというふうに理解をいたしております。

○沢田委員 私は素人ですから、あなたは専門家ですからお伺いしますが、従来で言うと、これは大体二千億ですが、一〇〇%発行するということになるのが従来の慣行ですか、それとも八〇%程度発行されるのが従来の慣行でしたか。慣行で自然体ということを言われるならば、法律上の問題は一応別にしまして、慣行で言われるならば、当然それは自動的に出ていくものだ、当然これは必要な資金を求めるために出ていくものだ、こういふうに考へておられるわけですか、あなたのことは、何ら大蔵省としては手を加えてはならぬぞということまでつけ加えられて、そしてそれそれをうなづいて、そしてそれを受諾をした。ですから、平易に申し上げれば、出すものは出して、そして出てくるものは出てくるという言葉が自然体というように私は解釈をしておりますが、いかがですか。

○吉野(良)政府委員 いわば三月末に発行未済になつております公債金額のうち、定量的にその何割程度を出納整理期間中に発行をする、そういう定量的な意味での慣行があるということでは決してございませんで、先生もよく御承知のとおりかと存じますが、やはりそのときどきの税収の動向なりを、これからまた歳出の不用の面なりをにらみながら適正に発行をしていく、これが從来やつてまつてきました処理でござります。

○沢田委員 とにかく、ぼくらにはそれがわからぬ。結果的には、税収を見ながら適正にといふ

ことになると、税収がうんと入つてくれれば発行されると、どうかわからぬが、自然増収との帳消しはやらないで済ませるという気持ちもあるということですか。

○吉野(良)政府委員 もどもどこの出納整理期間発行は、毎年度のいわゆる特例公債法で特に規定を設けていただいているものでござります。申し上げるまでもなく、その趣旨は、いわゆる特例公債でござりますから、予算上、発行の権限をいたしまして、これが余分に発行の過ぎになつてはならぬ。したがいまして、いわゆる出納整理期間の六月末まで、その他の歳入歳出の動向を見きわめた上で最終的に発行額を決める、それが特例公債発行下における財政の節度である。そういふた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそういう規定の趣旨に従いまして、適正に発行をしていかなければならぬ、かよう考へておられる次第でござります。

○沢田委員 あなたが適正と考えるのか、だれが適正と考えるのか、きわめて主体といいますか主語が不明確ですがね。今度の議長から言われたことは、何ら大蔵省としては手を加えてはならぬぞということまでつけ加えられて、そしてそれそれをうなづいて、そしてそれを受諾をした。ですから、平易に申し上げれば、出すものは出して、そして出てくるものは出てくるという言葉が自然体というように私は解釈をしておりますが、いかがですか。

○吉野(良)政府委員 いわば三月末に発行未済になつております公債金額のうち、定量的にその何割程度を出納整理期間中に発行をする、そういう定量的な意味での慣行があるということでは決してございませんで、先生もよく御承知のとおりかと存じますが、やはりそのときどきの税収の動向なりを、これからまた歳出の不用の面なりをにらみながら適正に発行をしていく、これが從来やつてまつてきました処理でござります。

○沢田委員 とにかく、ぼくらにはそれがわからぬ。結果的には、税収を見ながら適正にといふことになると、税収がうんと入つてくれれば発行されると、どうかわからぬが、自然増収との帳消しはやらないで済ませるという気持ちもあるということですか。

○吉野(良)政府委員 もどもどこの出納整理期間発行は、毎年度のいわゆる特例公債法で特に規定を設けていただいているものでござります。申し上げるまでもなく、その趣旨は、いわゆる特例公債でござりますから、予算上、発行の権限をいたしまして、これが余分に発行の過ぎになつてはならぬ。したがいまして、いわゆる出納整理期間の六月末まで、その他の歳入歳出の動向を見きわめた上で最終的に発行額を決める、それが特例公債発行下における財政の節度である。そういふた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたおりますが、自然体といいますか主語が不明確ですがね。今度の議長から言われたことは、何ら大蔵省としては手を加えてはならぬぞということまでつけ加えられて、そしてそれそれをうなづいて、そしてそれを受諾をした。ですから、平易に申し上げれば、出すものは出して、そして出てくるものは出てくるという言葉が自然体といいますかと存じますが、やはりそのときどきの税収の動向なりを、これからまた歳出の不用の面なりをにらみながら適正に発行をしていく、これが從来やつてまつてきました処理でござります。

○沢田委員 とにかく、ぼくらにはそれがわからぬ。結果的には、税収を見ながら適正にといふことになると、税収がうんと入つてくれれば発行されると、どうかわからぬが、自然増収との帳消しはやらないで済ませるという気持ちもあるということですか。

○吉野(良)政府委員 もどもどこの出納整理期間発行は、毎年度のいわゆる特例公債法で特に規定を設けていただいているものでござります。申し上げるまでもなく、その趣旨は、いわゆる特例公債でござりますから、予算上、発行の権限をいたしまして、これが余分に発行の過ぎになつてはならぬ。したがいまして、いわゆる出納整理期間の六月末まで、その他の歳入歳出の動向を見きわめた上で最終的に発行額を決める、それが特例公債発行下における財政の節度である。そういふた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたしております過程におきましても、国會方面の強い御主張もございましてそういう規定になつてゐるわけでござりますから、私どもはそいつた御趣旨で、特にこれは特例公債法を毎年度御審議いたおりますが、自然体といいますか主語が不明確ですがね。今度の議長から言われたことは、何ら大蔵省としては手を加えてはならぬぞ

て私は申し上げられませんので、それは恒例に從いまして、ともかくきわめて自然に処理をいたしますということです。

○沢田委員 国税の方へ聞きますが、今度の補正予算是、前年度対比何%の自然増収として組まれたんですか。

○高橋(元)政府委員 税目によつてまちまちではござりますけれども、トータルの一般会計税収は、五十四年度決算額に対して一四・四%の伸びということに見込んでおります。

○沢田委員 大蔵大臣、これだけお互いが必死の思いで詰めてきたことなんですが、国税の方では十六日の確定申告の結果がまだ集約できない、四月の下旬にならなければだめだと言つ。私はあえてそういううつておきますが、これから

の国会の審議にも重大な影響を与えるというような状況の中で、各税務署に電話をかけて、前年度対比どれだけの伸びだ、どれだけのマイナスだ、その程度くらいの調査は、担当の事務局としては当然していかなければならぬ。私たちは、だましもしたくないし、だまされたくもない。これは結論的に言うとそういう気持ちです。お互いが信義を持って実行していくことが、今日私たちに与えられた任務であると思つてゐるんです。結果的に、もしそういう結果が出ることは、私はこの民主政治そのものの根幹にも触れていくことになると思う。ですから、そういう意味においての条件は、私はきわめてよくないというふうに思ひざるを得ない。

大臣はそう言つておりますけれども、あえてもう一回お伺いします。その自然体という中身は、これは答へられないのかどうなのか、その辺が私にはわからないのですがね。もっと直に現在の状況——きょうは二十何日ですか、ともかく三月末になってきている今日の状況からいつたならば、この程度は発行せざるを得ないでしょう。それから、縁越明許も決まつてきた。また、これは大蔵大臣の委任事項なんですが、各省の事務課り越してですか、これもそれぞれ十五日以内に報告を

するというのですから、ちょっと先ですが、とにかく報告をする。これは委任をすればの話。委任をしなければそれぞれ大蔵大臣がチェックできる。こういうことになつていますね。だから、私は現状で十分に掌握できる条件にあると考えているわけです。あえて何かばかしているような気がしてなりません。私はこれが誤解であることを期待するのですが、そういう点に対しても、何とかこ

こは切り抜けようということでしか考へてないのですが、そういうことでなく、自然体といふものは出すものは出して出てきたものは出でたもので處理する、そういう素直な解釈でいたい、私はこういうふうに思つておますが、私はそういうふうな一般市民的な表現で言つたわけです。それが法律的にはどうであるかは別として、このことを実行するためにはそやつていくことが一番望ましいと思いますが、そういう市民的な感覚で私はあえて質問したわけですが、そう理解してよろしいでしょうか。

○渡辺国務大臣 私は、きわめて素直に誠意を持つて陰もひなたも何もなく物を言つておるのであります。当然出すべきものは出す。ただいろいろな特別な細工は用いない、恒例に従つて、特別な意地悪いことをやつたり、そんなことは一切させない、自然の姿のとおりにやらせていただきます、こういうことです。したがいまして、特別な工作は何もいたしません。実際、税収の問題についても申告状況がいいからといってそれがすぐ納付になるとは限らぬわけですよ。申告してもすぐ現金で払うか、延納措置もあるわけですから、還付もあるわけですから、人によつてみんな違うわけですから、それは申告状況ぐらのものはある程度わかるけれども、現実にそういうような還付のものやら延納のものやら現金納付のものやら、いっぱい、何千万件か知らぬがあるわけですか、膨大な機構なので、現実にそれはすぐにと言つても、言つた結果がうそだったということがなつても困るわけなので、それは客観的に見てお時間がたけばおのずから解決する話でござりますか

ら、そう焦らないでじつとお待ち願いたいと思ひます。大蔵大臣が誠意を持つて善処するという決意のようでありますから、私も、大蔵大臣は氣骨のある人である、信義に厚い人である、そういうふうに信頼をいたしまして、そのことを確信して進めていきたいと思います。

時間がなくなりましたが、実は銀行局の中で、誠備グループ問題と関連をして、余りいい話じゃないので申しわけないのであります。どこの銀行の調査にはどういうものを調べに行くよ、この銀行に行くのにはこういう点を調べに行くよとわれが法律的にはどうであるかは別として、このことを実行するためにはそやつていくことが一番望ましいと思いますが、そういう市民的な感覚で私はあえて質問したわけですが、そう理解してよろしいでしょうか。

○渡辺国務大臣 私は、きわめて素直に誠意を持つて陰もひなたも何もなく物を言つておるのであります。当然出すべきものは出す。ただいろいろな特別な細工は用いない、恒例に従つて、特別な意地悪いことをやつたり、そんなことは一切させない、自然の姿のとおりにやらせていただきます、こういうことです。したがいまして、特別な工作は何もいたしません。実際、税収の問題についても申告状況がいいからといってそれがすぐ納付になるとは限らぬわけですよ。申告してもすぐ現金で払うか、延納措置もあるわけですから、還付もあるわけですから、人によつてみんな違うわけですから、それは申告状況ぐらのものはある程度わかるけれども、現実にそういうような還付のものやら延納のものやら現金納付のものやら、いっぱい、何千万件か知らぬがあるわけですか、膨大な機構なので、現実にそれはすぐにと言つても、言つた結果がうそだったということがなつても困るわけなので、それは客観的に見てお時間がたけばおのずから解決する話でござりますか

背任にもなるであろうし、それによって大きな損害をこうむればこれまた犯罪にもつながるということにもなるわけでありまして、その点も含めていろいろここに挙がつております——また相互銀行あたりでは、東京、大阪、仙台に支店を持たないものはそれぞれ融資対象は制限があるというよう

なこともありますから、それらに對しても若干違反をして融資しているという例もあります。オブラーートに包んだあれになりましたが、十分に調査をした結果について御報告いただきたいし、またそういう役員がいれば、トヨペットの社長じゃなければ、いまから速やかに首を洗つて処理していった方が賢明であります、こういうふうなことも含めて調査を進めらるることを期待して、私の質問を終わります。

○大原(一)委員長代理 佐藤觀樹君。予定より四分早く終わりました。

○佐藤(観)委員 大変遅くなつておりますし、私

の持ち時間は三十三分だそうですが、これまでんことを期待して、私の質問を終わります。

○大原(一)委員長代理 佐藤觀樹君。

○佐藤(観)委員 大変遅くなつておりますし、私

の持ち時間は三十三分だそうですが、これまでんことを期待して、私の質問を終わります。

○大原(一)委員長代理 佐藤觀樹君。

○吉田(正)政府委員 調査を始めたいと思っております。

○沢田委員 調査がある程度進みましたならば、その結果を必要に応じて報告していただける、こういうふうに解釈してよろしくございますか。

○吉田(正)政府委員 調査をいたしますけれども、中身その他いろいろ見ました上でその御報告の内容もまた決まつてくる、かように存じております。

○沢田委員 銀行の中では、役員が五億とか十億とか、そういう金を個人的な名義でこれにつき込んでいるということとも言われております。これは

こういうよう五段階で、そして段階別に経費が少なくなつていく方向にすると、これは医療の縮小再生産になつていかないだらうかという事で、ここでは、こういった五段階のやり方というでは、「とにかくなるべく経費を減らす、収入を少なくする、こういう縮小再生産の医療ならざるを得ぬだらう」という見方をしているわけであります。」という危険を私は指摘していただけであります。それで、その後残念ながら、トンネル卸、ペーパーカンパニーの問題あるいは第二薬局と言われる問題、こういった問題が起つておるわけであります。私は、この新しい医師税制を五十四年から入れたこと、いわばまんじゅうの上から押しつけたのであんこが外に出た、横に出た、こういう感じを受けてならないわけであります。

厚生省にお伺いをしたいのであります。

○古賀 説明員 お答えいたします。

いわゆる第二薬局という問題は、厚生省自体が一体どういう動機で調べられるお気持ちになつたのか、そして第二薬局なるものは新しい医師税制のものでそういう件数が多くなつたというようなことじやないかなと私は思つてゐるのですが、その辺の見解はいかがでございますか。

○古賀 説明員 お答えいたします。

いわゆる第二薬局と申しますもの、これは十年ほど前からいろいろ取りざたされてきたわけでござります。最近に至りましてこれが非常に増加しておるのではないかというような指摘が国会の方でもございましたので、昨年の十二月に調査をしたわけでござります。いわゆる第二薬局と申しましても、概念が必ずしもはつきりいたしておりますので、私どもは、仮に定義を下したわけでござります。その一つは、医療機関に近接して設けられておること、それからもう一つは、その医療機関と薬局の開設者との間に親族関係があるか、または医療機関の職員の互助会などが薬局を開設しているというような、そういう定義を下しました、調査をしたわけでござります。そうしましたら、一千七の第二薬局というものが各都道府県か

ら報告されてまいりたということでござります。それで、先生の言われました、一体何がゆえにこの第二薬局がこのようにふえたのか、この千七のうち、五十四年、五十五年この二ヵ年間で約六割の第二薬局がふえておるわけでござりますから、五十四年と申しますのは、医師税制が改正されたときということでござりますので、その時期と軌を一にするというよなことも考えられますけれども、私どもの調査では、その動機まではわかりませんわけでござります。恐らく、医療機関の経営上の観点から、薬剤部門を分離した方が有利であるというよなことから、第二薬局といふものがここ二年間のうちに急増しておるのではないかというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 それは動機までは、私も無理だと思います。ただ、第二薬局というのは、申しますのも、きわめて中身が伴わない医薬分業じゃないかと思ひます。形だけは医薬分業になつてゐるけれども、私は思うのですが、その点はいかがでございますか。

○古賀 説明員 御指摘のように、私どもは、本来の医薬分業という観点から見ますと、やはりそれにもどるものではないか、医薬分業という名に必ずしも値しないのではないかという感じを持つております。

○古賀 説明員 申しますのは、医薬分業と申しますのは、医師と薬剤師がそれぞれの立場から、職能といいますか、その専門的な知識を生かしまして、医師の発行した処方せんをチェックするというようなことで安全性を確保するという面がござりますし、それから、薬剤師が医薬品を適正に管理するというようなこともござります。それから、医師と薬剤師が相互に副作用情報などを交換をするというようなこともございます。それから、その処方せんというものが患者に手渡されることによって、処方せんが公開されるというようなこともあります。そういうよな医薬分業の本来のメリットといいますか、長所から見ますと、この第二薬局の分業形態といふものは、分業の名に値するかどうかをきわめて疑問であるとい

うふうに考えております。

○佐藤(観)委員 そこで、どうも、私も調べてみた結果、出でたことにばんそうこうを張るだけ

というのは、私は余り意味がないと思うのであります。どうもこの事態を取り締まるというか規制するというか、第二薬局というのは、いまお話し

があつたように、とりあえず厚生省がそういう概念規定をしたわけで、それはそのことでわかるわけであります。が、法律的にこれをすることになると、これはなかなかむずかしいのだろうと思ふ。それはなかなかむずかしいのだろうと思ふ。それはなかなかむずかしいのだろうと思ふ。それはなかなかむずかしいのではなく、形だけは医薬分業になつてゐるけれども、きわめて中身が伴わない医薬分業じゃないかと思ひます。ただ、第二薬局といふものが、その点はいかがでございませんか。その点はどうなんですか。その点はいかがでござりますか。

○古賀 説明員 私ども医務局でござりますので、限界があるというふうに考えております。したがいまして、私どもは、現在保険局と協議をいたしました。その衛生法規によつてこのようないわゆる第二薬局といふものを規制するというのは、おのずから

○佐藤(観)委員 そこで、税の専門家であります主税局長にちょっとお伺いしたいのでありますけれども、高橋さんのように長いこと税をやってまいりますと、必ず取ろうとすればそこから逃れようとする回避行為が行われるのは当然で、われわれもやはり、回避行為が起こらぬような対策といいますか立法と申しますか、あるいはいろいろな意味での環境整備というものをやるわけですね。

私は、五十四年の審議のときには、そこまで言ひませんでしたけれども、やはり税金が重くなる

個人開業医の方々から見れば、所得を減らす方法を、いい悪いは別ですよ、道徳的にいい悪いは別

としても、そういう方法をとるといふのは経済的

あるいはいわゆる第二薬局と言われてゐる問題、こういった問題で、確かにこれによって節税効果、これは脱税にはならぬと思うんですね、形式は整つてゐるわけですから。節税効果はあると思うんですね。専門家として、この医師税制を五十四年につくるときに、こういったことはいわゆる租税回避行為と言うのでしょうか、これは起こるなあ——実はペーパーカンパニーにいたつて第二薬局にしたつて、確かに五十四年以降ふえていふことは事実であります。それ以前もあつたことはあつたわけですね。ですから、こういつたことをふえるのじゃないのだろうかななどいふことはやはり考えていらしたのではないかと思うのです。その点はいかがでござりますか。

○高橋(元政府委員) 高橋主税局長にしてはちょっと意外な答弁だったで私も戸惑いますが、それじ

や観点を変えまして、五十四年分の所得税の確定申告のときに、実は五十四年の税制改正は四月一日ですから、申告の場合には、三月分まではこの

医師税制については旧来の税法でいい、四月以後は新しい税法という、大変ややこしいやり方をやつてゐるので、必ずしも、この五十四年の傾向を見れば、五段階の中で一体どういった所得の方が多かったのだろうかとか、一体どういう傾向が新しい医師税制のもとにあらわれたのだろうかといふことがまだはつきり出てこぬとは思いますけれども、一応傾向としていまの段階でわかり得ることはどんなことですか。

○高橋(元政府委員) 五十四年に税制改正の御審議を願いました際には、五十二年分のサンプル調査まで大体わかつておつたわけでござります。当

時、三千万以下の社会保険診療報酬の収入があら

れる方が全体の特例適用個人開業医の半分ぐら

い、二分の一程度。それから三千万と五千万の間の四段階に当たります分が四分の一。五千万を超

に当たられた方が四分の一程度、こう申し上げおりました。最近わかりましたのは、五十四年の申告所得税の実態、それからそれに関連する内部資料等を分析しましたのでございますが、それによりますと、特例適用個人開業医のうち二分の一弱の方が三千万円以下、ここは余り変わつておりません。三千万と五千万の間の方も四分の一をやや欠けた程度でございますが、五千万超の方が三分の一ぐらいにふえておるということでござります。それが一つの動きでございます。それで、五十六年はまだ申告が出ておりませんし、五十五年の申告はまだ分析をしておりません。

○佐藤(鏡)委員 先ほど申しましたような理由で、はつきりと新しい五段階制の医師税制の結果というのが数字的にはまだちょっと無理などいろいろがあろうと思いますので、余りその辺のところは追及いたしません。

そこで、大臣にお伺いをしたいのですけれども、あのときにもずいぶん大臣も厚生省側としてタッチを直接され、金子大蔵大臣とやられたと思うのであります。いま申しましたように、特例がだんだん減ってくれば、その次に行く段階が青色申告ですね。これならば実額引ける、あるいは奥さんがカルテのいろいろな手助けをするということになればそれも引ける、あるいは退職給与引当金等も看護婦さんの分も引いていかれると、ううので、それはそれなりに青色申告というのには概算控除方式よりその意味では一步前進のやり方

るのでございましょうか。特例非適用者、実額も全く青であり、白であり、実額経費を選択される方、そういう方の割合がふえてきております。五十三年に三割台でございましたのが、五十四年には四割台でございますから、この措置法の二十六条の規定を使われる方が減つてきて、それだけ実額課税の方に移つておるというのが実情でございます。

ことは、実額を取つた方が有利だということになつてきますと、ここで言うところの租税特別措置法二十六条の中身というのは、五十四年だけの話ですから必ずしも結論的にはそつは言えませんでしようけれども、だんだんいわば空洞化を始めたということは言えると思うのです。

もう一つは、青色申告の方が、私は五十四年の論議のときに言いましたけれども、青色申告がだんだんふえてくるのじゃないですか。

○高橋(元)政府委員 青色の割合は若干ふえてきております。正確な数字は、五十五年以降は推計でござりますから、申し上げられませんが、ふえ

○佐藤(親)委員 先ほど申しましたような理由で、はつきりと新しい五段階制の医師税制の結果というのが数字的にはまだちょっと無理などころがあろうと思いますので、余りその辺のところは追及いたしません。

そこで、大臣にお伺いをしたいのですけれども、あのときにもずいぶん大臣も厚生省側としてタッチを直接され、金子大蔵大臣とやられたと思うのであります。いま申しましたように、特例がだんだん減つてくれば、その次に行く段階が青色申告ですね。これならば実額引ける、あるいは奥さんがカルテのいろいろな手助けをするということになればそれも引ける、あるいは退職給与引当金等も看護婦さんの分も引いていかれるというので、それはそれなりに青色申告というのは概算控除方式よりその意味では一步前進のやり方だと思うのです。

ただ、それでも基本的問題なのは、きょうも壇上委員と鈴木総理との中で若干出ておりましたように、お医者さんが個人で食べ、あるいは住み、着、そして遊ぶというような全く個人に属する部分と、医業を継続するために必要な所得という部分と、全部、渡辺大蔵大臣が医者ならば渡辺美智雄で申告をするという算定になつておるわけですね。それが五千万だ、六千万だ、一億だということになつてきますと、言うまでもなく累進でございますから、幾ら経費を引いてみても残りが大変多くなればこれは累進税率がかかつてくるということです、その意味ではこの五段階制にいたしましても、いわば個人所得、院長個人の所得とサラリーマンの給与所得に当たるようなものと、会社的に人を常時雇い、いろいろな経費を持ち、それから薬を維持したり、その他の機械を維持したり、新しいものを買ったり、あるいは医療の紛争事故に備えるためのお金が必要になつたり、心配をしておかなければならなかつたり、こういったようないわば医業を続けるために必要な所得ですね、これとがいま全く合体になつてているということ。それは青色申告でも基本的なその矛盾というか、このこ

○渡辺国務大臣 そういうことは言えると思いますが、私は五十一年ですかね、厚生大臣をやつておったときに、無制限で七二%控除というやり方は医療荒廃の諸悪の根源である、患者いじめになる。経費がかからってもかからなくては同じだけの経費を認めるわけですから、いかにして経費をかけないかということに発展をするわけです。架空請求をしても七二%を控除を認めるわけですから、これは非常に問題があるというところから言い出したことであります。そこで当時医療法を改正して、それで医療法人制度をこしらえたらいいじゃないか、もっと直して、むずかしい条件じゃなくて。それを提案した理由というのは、あなたと同じように、やはり技術料としての医者の勤労所得と事業報酬というものを分離するといふことがいいじゃないかなども、いうことを言つたわけでありますから、青色申告にしても、それは個人の事業の報酬部分と技術の報酬部分が一緒になるということは当然だと私は思います。

も十分わかるし、いろいろなことが精査できる税制になる、こういうふうにお考えになつていて思つていいのですか。

○渡辺国務大臣 私は当時そういうことを言つたわけですよ。ところが、日本医師会はそれは田舎の税理士の発想でだめだということになりまして、それでいまさらになつていろいろ出てきていろいろなのが、それは経理の面では分離した方がすつきりするのぢやないか。しかし、これは厚生省の管轄でござりますから、どうするかはあちら様で決めればいいことあります。

○佐藤(観)委員 しかし、これは税の方の立場もあるわけでありますから。

それともう一つは、いま大臣言われましたように、きょうも鈴木総理と堀委員とのやりとりの中でもあの武見会長の全面広告が紹介をされたわけありますけれども、私は医業の深い哲学的な議論まで正直言つてよくわかりませんけれども、医療法人、まあ一人法人にすることが医療を人間対人間の接觸にしていかないのだという考え方というの私は完全に理解できるわけではないので、そのためには弁護士なり税理士なりが法人成りできないといういまの枠、これをもう一回考え直す。弁護士、税理士さんは別といたしましても、お医者さんの場合にもひとつこれだけ開業医の方々の収入がある、あるいはいまのようなやり方では医業の荒廃につながるというのたつたら、私はやはり一人法人というのを認めていくべきではないだろうかということを提起しているわけであります。せつかく大臣、これは厚生省の方の話だと思います。そこでありましたので、実は五十四年のときにも厚生省にも医療審議会があるから、開業医の方々のあるべき医業の形態ですね、それはみなし法人がいいのか、あるいは青色申告という形でいいのか、あるいは私たちの言つているような一人法人制がいいのか、そういった医業の形態についてもひとつ早急に考えてもらいたいということを言い、当時森課長さん、厚生省の方からは森課長さんが見え、それから当時政務次官は林さんだつ

たわけでありますけれども、ひとつ研究いたしました。そういうことになつて、いるわけであります。それが、その後厚生省の方ではこういった個人開業医の方々のこういった税制面における——税制面に直接行きますと、そこまで行きますと主税局の問題になると思ひますけれども、どういうふうに研究されているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○水田説明員 先生と私の前任であります森課長との国会での質疑応答につきましては、議事録で勉強させていただいておりますし、前課長からも引き継いでおる事項でございます。先生も御承知のとおり、一人法人の問題につきましては、医療法というは衛生活法規でございまして、その中で特に現在医療法人とというのは大きな病院、診療所の資本の形成とそれから医業の継続のために二十年に創設された制度でございまして、それを一五年に拡大するかどうかという問題は、法人として拡大するかどうかという問題は、私ども大きな懸案事項であるといふに受けとめているわけでございますが、私どものこの問題に対するわけでござりますが、私どものこの問題に対処しますためには何をおいても関係団体の中でコンセンサスが得られなければ、行政当局としては非常に対処しにくいという側面を持っているわけでもございまして、医療法を改正してその中で対処すべきという声もあることは事実でございます。また一方において税の問題は税法の中で解決すべきだという主張もございまして、一人法人の問題で先生の御提案の企業としての存続していく場合の資本の形成と個人の生活費の分離という問題を、一人法人という形で解決すべきなのかあるいは税制上で解決すべきなのか、残念ながら現段階、関係団体の方でコンセンサスができるない状況でございますので、私どもやはりもうしばらくこの問題については医療法で対処するかどうかと、このことは慎重に見守る必要があるのではないかと考えておる次第でござります。

○佐藤観委員 言われるところよくわかります。私も、私の案に賛成の方もいらっしゃるので、ひとつそれは医師会も含めてまとめてきてください

い、そうしないとなかなかこれは実現しませんよ。ということも言つておるわけであります。それから、確かに医療法人という大きな概念で余り考えますとこれは大変むずかしいので、むしろみなしという字をつけた方が意味として正しいかもしません。私もそういうこともわかります。

それから、税の方でいえば、これはなかなかむずかしいので、個人から今度みなしにしろ医療法人を移すときの譲渡の問題とか中にたまつたものの配当の問題あるいは相続の問題、これはなかなか大きな山を越えなければいけませんし、もちろんその中身である医療、医業の基礎控除というものは一体どういう性格のものにするか、まあ医療紛争事故が起りこりそな場合の準備金とかそういうのは仕方がないことございますから、それは時代をかけてでもこれは早く御理解をいたいで、なかなかと私も思つておるわけでございますが、やはり専門家以外の人は理解する時間が多少かかるのは仕方がないことございますから、それは時間をかけてでもこれには早く御理解をいたいで、いかと私も思つておるわけでございますが、いざなふうに見ておるものですから、十分大蔵省の方でも検討してもらいたいと思うのであります。

大臣、まあ田舎の税理士と言われたけれども、それは大臣が言われたのではなくて、言われたは受け身の言われただというふうにとつて、いただきたいのでありますけれども、私はそこは医師の税制の基本の問題だと思うのですね。ですから、そういう理解をしておきたいのでありますけれども、今会期も五月の二十日までということで大変な法案がまだいろいろと残つておりますけれども、銀行法の改正、国会提出は、新聞によりますと、何か与党の方で大分なかなか大波があつて、どうも今国会むずかしいのではないか。しかし、はたから見ますと、大臣も、銀行当局関係者も呼んで、これまた、これしかないんだということで笑つたといふ、政治的な重みからいってもそんなこと私はあるまいと思っておるのですが、この銀行法の改正は、いまはやりの政治生命をかけて今国会

に提出されるのでしょうか。その点の見解を伺つて、終わりにしたいと思います。

○渡辺国務大臣 私も財政演説の中で、関係者との理解を深めた上で提出したいということを言つておった関係もございますから、できるだけ関係団体と話がつく段階が一番いいと思って自重をいたしておるわけでございます。まあ銀行法につい

ては、自由民主党の中でも、この大蔵委員会における方のように専門家の反対しているという人は私実際は聞いたことありません。したがつて、私は、そんなに、専門家の方がそう反対してないのですから、そんなおかしな内容じゃないのじやないかと私も思つておるわけでございますが、や

が、大企業の負担能力はまだ十分あるという立場から、累進税率を適用するとともに、日本のこの経済の復興に欠くべからざる中小企業の税の軽減を図る、こういう立場に立つてそれぞれ項目的に提案をいたしておる次第であります。

法人税については、いろいろ議論はありますから、累進税率を適用するとともに、日本のこの経済の復興に欠くべからざる中小企業の税の軽減を図る、こういう立場に立つてそれぞれ項目的に提案をいたしておる次第であります。

法人税については、いろいろ議論はありますから、累進税率を適用するとともに、日本のこの経済の復興に欠くべからざる中小企業の税の軽減を図る、こういう立場に立つてそれぞれ項目的に提案をいたしておる次第であります。

法人税については、いろいろ議論はありますから、累進税率を適用するとともに、日本のこの経済の復興に欠くべからざる中小企業の税の軽減を図る、こういう立場に立つてそれぞれ項目的に提案をいたしておる次第であります。

○佐藤観委員 大変心強い答弁をいただきまして、きょうの質問はこれで終わります。○綿貫委員長 大臣、まあ田舎の税理士と言われたけれども、私はそこは医師の税制の基本の問題だと思うのですね。ですから、それは大臣が言われたのではなくて、言われたは受け身の言われただというふうにとつて、いただきたいのでありますけれども、私はそこは医師の税制の基本の問題だと思うのですね。ですから、

○綿貫委員長 この際、堀昌雄君外八名提出に係る所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について発言を求められておりました。これを許します。沢田広君。

○沢田委員 私は、ただいま議題となつております法律案について、発言を認められておりましたので、これを許します。沢田広君。

私は、ただいま議題となつております法律案について、発言を認められておりましたので、これを許します。沢田広君。

一方また、企業におきます各種引当金等についてはその限度額をさらに引き下げて、そして公正な税制というものをへ強化をしていく必要性があるものと考えております。

所得税につきましては、給与所得者だけが待つたなしの源泉徴収、今までの質問にも明らかに、いわゆる申告制度というものがわが国の定着した税制の骨幹になつておるわけでありますから、やはりこの申告制度というものとの選択を考えいくということは当然の帰結であります。

そういう立場に立つて、給与所得者のいわゆる確

税も考へ、また減税も織り込んでいるものでありますから、国民各階層の意見を集約して提出に至つたものであります。

また、今日までの審議を通じて同僚の各委員から多面にわたつてこれらの点も指摘されてきた次第でありますので、私はここに簡単に主張点を申し上げる次第であります。

私たちの立場からいっては、いろいろ議論はありますから、累進税率を適用するとともに、日本のこの経済の復興に欠くべからざる中小企業の税の軽減を図る、こういう立場に立つてそれぞれ項目的に提案をいたしておる次第であります。

定申告制度の導入、同時にまた控除限度額の引き上げ、ということはインフレ的な傾向の中の物価調整というものを考えますと、当然考慮されるべき事項と考えているわけであります。

租特関係につきましては、利子配当の総合課税化、医師の特別優遇控除制度の見直し、やめること、それから土地の譲渡所得課税あるいは交際費課税を強めること、さらにまた、若干細かくなつておりますけれども、特定鉄道工事償却、原子力発電工事償却、電子計算機買い戻し損失準備金、渴水準備金などは廃止するべき段階に至つてい。また、資本金一億円を超えるような法人の価格変動準備金、中小企業等海外市場開拓、海外投資等損失準備金、金属鉱業鉱害防止、特定ガス導管工事償却、株式売買損失、証券取引責任、商品取引責任、異常危険、原子力損害賠償、探鉱、海外探鉱等の準備金は廃止する段階に至つておるというふうに考えていいわけであります。

さらに中小企業に対する法人の税の延納制度等もやはり温かみのある方向を歩むことも必要である。また、大企業の大型寄付金の損金算入をやめさせることも今日国民の大きな期待を持っているところでありますから、政治の信頼を取り戻すためにもこれらは導入する必要があるというふうに考えております。

わが党は、国民各界の大きな勤労階層とともにこれら実現を図るために全力を尽してまいりたいと思いますので、特にここで意見を申し述べた次第であります。

以上であります。

○綿貫委員長 渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいまの御意見につきましては、今後検討させていただきます。

○綿貫委員長 内閣提出に係る所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の

三案について議事を進めます。

この際、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の両案に対し、それぞれ正森成二君外一名より修正案が提出されております。この際、提出者より、順次趣旨の説明を求めます。正森成二君。

所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案

法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○正森委員 私は、日本共産党を代表いたしまして、政府提出の所得税法改正案及び法人税法改正案に対する修正案につき、提案理由並びにその概要を御説明いたします。

今国会の予算委員会及び当委員会の論戦を通じまして、政府が固執する減税拒否の論理が次々と破綻したことは御承知のとおりであります。実質大増税による家計構造のゆがみを総理自身が認めざるを得なくなつたこと、政府が主要国中最も高いと称する課税最低限は、購入力平価で比較すれば逆に最低であること、最低生活費には課税しないと言ひながら生活保護基準以下の世帯にも課税していること等々がそれであります。財源がないという政府の主張も、二兆四千億円にもふくれ上がった軍事費の大額削減を行い、大企業優遇の不公平税制の是正を思い切って実行すれば十分可能であることも論証されました。

ところが政府は、かたくなし所得税減税を拒否し続けた上に、酒税、物品税、中小企業法人税などを初め、史上空前の一兆四千億円もの大増税を勤労者、中小業者に押しつけてきたのであります。これは大企業奉仕のはらまき財政と、アメリカの要求に屈した軍拡路線の負担を国民に転嫁す

るものと言わなければなりません。

この間、自民、社会、公明、民社、新自ク、社民連の六党で五十五年度剰余金を財源とした所得税減税の実施が合意されました。この措置は、減税の完全見送りに比べれば一步前進であり、わが党も賛成するものであります。しかしながら、減税のための剰余金が出るかどうかまだ不確定であること、また、単年度限りの措置であることなどの不十分さを持つてはいることは否定できません。

三月十七日、総理府の家計調査報告は、勤労者世帯の昨年の実質可処分所得が、この統計開始以来初めて前年比一・四%も落ち込んだ旨発表いたしました。物価高騰に加えて社会保険料の急増、とりわけ三年連続の所得税減税見送りがもたらした所得税の実質大増税の進行が家計の苦しさの根

源の一つになつていることを改めて明らかにしたのであります。国民生活をするためにも、現在の消費不況を克服するためにも、わが党の主張してゐる六千億円規模の所得税減税はまさに急務であります。わが党はあくまでその実現を求めるものであります。

また、今回の法人税法改正案では、中小企業にも無差別に一律二%の税率が引き上げられようとしております。史上空前の利益を上げている大企業と異なり、中小企業の倒産件数は、昨年、史上第二位を記録し、一月の倒産件数は過去最高となるなど、いずれの指標を見ても中小企業経営は全く厳しい実態にあり、その格差は深刻かつ広範に広がつてゐるのです。このような状況から見ると、中小企業への増税はこの際中止すべきであります。

これらの減税による所要財源は、現行の大企業優遇の法人税制を一部是正することで十分充当できるのであります。

以上が、所得税法、法人税法両改正案に対する修正案の提案理由であります。

次に、両修正案の概要について御説明申し上げます。

まず、所得税法改正案に対する修正案では、六千億円の所得税減税の実施を内容としておりま

す。五十六年度に本人につき一万二千円、家族一人につき六千円、夫婦子二人の標準四人世帯で三万円の所得税減税を税額控除方式で実施するものであります。税額控除方式を採用することにより、高額所得者はほど有利になる従来の所得控除引き上げ方式に比べ、所得再分配効果を高くしておられます。

これにより、標準世帯の課税最低限は、現行二百一十五千円に対して二百四十七万円となります。また、所得税本法を改正するので、一年限りの戻税ではなく、翌年度以降に引き継がれる恒久的措置となるのであります。これらの所要財源は、次の大企業優遇の法人税制の改革による増収額を充当することにしております。

次に、法人税法改正案に対する修正案について申し上げます。

まず第一に、中小企業増税は中止することにしております。政府改正案では、中小法人にも一律二%の税率アップをしておりますが、本修正案は、中小企業と協同組合など特別法人の軽減税率を現行どおりに据え置くとともに、中小企業軽減税率の適用範囲を政府案八百万円から一千萬円に引き上げることとしております。

第二に、法人税制に段階税率を導入することをいたしております。巨額の利益を上げ、相税率の大きい大企業には一般より若干高率の税負担を課すある大企業には一般より若干高率の税負担を課す緩やかな段階税率を導入することは、税の公平の見地から必要な措置であります。

その内容は、年所得五千万円以下の企業は税率四〇%、年所得五千万円超十億円以下四二%、年所得十億円超四四%の税率といたしております。

第三に、法人税法に含まれているさまざまの大企業優遇措置のうち、さしあたり次の二点を是正することにしております。

その一つは、関連会社などからの配当収入には原則として課税しない受取配当益金不算入制度を廃止し、適正に課税しようというものであります。

す。

その二は、株式を時価で発行したときの券面額との差益、いわゆるプレミアムに全く課税しない株式時価發行差益非課税措置を廃止しようとするものであります。

以上、法人税制の改革で所得税減税六千億円の所要財源を確保することとしております。

以上が所得税法及び法人税法両改正案に対する修正案の主な内容であります。

○綿貫委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、所得税法の一部を改正する法律案の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいまの修正案につきましては、昭和五十六年度予算に影響を及ぼすことになるほか、現下の財政事情、所得税の負担水準の状況等から見て適當でなく、政府としては反対であります。中村正三郎君。

○綿貫委員長 これより所得税法の一部を改正する法律案、同案に対する修正案、法人税法の一部を改正する法律案、同案に対する修正案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。中村正三郎君。

○中村(正三郎)委員 私は、自由民主党を代表して、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に対しまして、日本共産党提案に反対し、三案の政府原案に対しまして賛成の意を表明するものであります。御承知のとおり、わが国財政は、第一次石油危機後の停滞する経済の中で、景気の回復と国民生活の安定を図るために、あえて大量の公債の発行を行い、わが国経済を高度成長から安定成長へと導いております。

修正案の主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう議員各位にお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、所得税法の一部を改正する法律案の修

正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいまの修正案につきましては、昭和五十六年度予算に影響を及ぼすことになるほか、現下の財政事情、所得税の負担水準の状況等から見て適當でなく、政府としては反対であります。

○綿貫委員長 これより所得税法の一部を改正する法律案、同案に対する修正案、法人税法の一部を改正する法律案、同案に対する修正案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して討論に付します。

○中村(正三郎)委員 私は、自由民主党を代表して、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案に対しまして、日本共産党提案に反対し、三案の政府原案に対しまして賛成の意を表明するものであります。御承知のとおり、わが国財政は、第一次石油危機後

機後の停滞する経済の中で、景気の回復と国民生活の安定を図るために、あえて大量の公債の発行を行い、わが国経済を高度成長から安定成長へと導いております。

その反面、國の財政は巨額の赤字に陥り、いまだに特例公債を含む大量の公債に依存せざるを得ない状況が続いている。このような状況が今後さらに続くとすれば、高齢化社会の到来やエネルギー確保など、わが国が直面している課題に財政が機動的に対応することが困難になるばかりでなく、国民生活に必要不可欠な行政サービスの水準を維持することすら困難になることが予想されます。

そこで、雪おろしの費用等についての雑損控除制度の緩和措置が講ぜられることとなつております。

また、これは、今回豪雪に苦しまれた方々にとってまさに時に時宜を得た適切な措置と言い得ると思

ます。

次に、法人税法改正案におきましては、財政の現況に照らし、経済の発展に支障を与えることのないよう配意しつつ法人税負担の引き上げが行われることとなつておりますが、一方、厳しい経営環境に置かれている中小法人につきましては、軽減税率の適用所得限度の引き上げが行われ、負担緩和が図られているのであります。

また、企業関係の租税特別措置の整理合理化につきましては、これまでの措置によりおおむね一段落したと考えられます。まさに財政再建は国民的緊急課題となつてゐるのであります。

自由民主党が、責任ある与党として、あえて安易な政策を排し、今回、歳出の削減、合理化と税負担の引き上げという、当面は厳しいものの、あすの幸せにつながる道を選んだ理由もここにあるのであります。

このようないくつかの問題を踏まえて、政府は、昭和五六年度予算におきまして公債発行額を前年度当初予算よりも二兆円減額することとし、このため歳出面でます徹底した削減、合理化を行つたところであります。

しかししながら、このような見直しを行つてもなお、福祉、文教等の行政水準を維持し、国民生活の安定を図るために相当の財源が必要とされるところであり、今回やむを得ず、法人税を初め現行税制の枠組みの中で増収措置を講ずることとし

て、いたい議題となつております三法案の内容を見ますと、きわ

めて厳しい財政事情にもかかわらず、パート等に家計を助ける主婦や父子家庭の父などにきめ細かい配慮が加えられ、減税が行われることとなつてゐるのであります。

また、雪おろしの費用等についての雑損控除制度の緩和措置が講ぜられることとなつております。

また、これは、今回豪雪に苦しまれた方々にとってまさに時に時宜を得た適切な措置と言い得ると思

ます。

次に、法人税法改正案におきましては、財政の現況に照らし、経済の発展に支障を与えることのないよう配意しつつ法人税負担の引き上げが行われることとなつておりますが、一方、厳しい経営環境に置かれている中小法人につきましては、軽減税率の適用所得限度の引き上げが行われ、負担緩和が図られているのであります。

また、企業関係の租税特別措置の整理合理化につきましては、これまでの措置によりおおむね一段落したと考えられます。まさに財政再建は国民的緊急課題となつてゐるのであります。

○綿貫委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 私は、日本社会党を代表し、ただ今まで当委員会において審議が行われてまいりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案に対して、反対

ます。所得税法について申し上げます。

今回の提案に含まれている螺夫控除の新設、パートタイムへの所得の非課税限度の引き上げ、災害雑損控除の改革などは、わが党が年来主張してきたもののがようやく政府提案として実現することになったものであります。今回わが党の立場から討論を行います。

まず所得税法について申し上げます。

今回の提案に含まれている螺夫控除の新設、パ

ートタイムへの所得の非課税限度の引き上げ、災害雑損控除の改革などは、わが党が年来主張してきたもののがようやく政府提案として実現することになったものであります。今回わが党の立場から討論を行います。

まず所得税法について申し上げます。

今回の提案に含まれている螺夫控除の新設、パ

ートタイムへの所得の非課税限度の引き上げ、災

害雑損控除の改革などは、わが党が年来主張して

きたもののがようやく政府提案として実現す

ることになったものであります。今回わが党の立場から討論を行います。

まず所得税法について申し上げます。

今回の提案に含まれている螺夫控除の新設、パ

ートタイムへの所得の非課税限度の引き上げ、災

害雑損控除の改革などは、わが党が年来主張して

きたもののがようやく政府提案として実現す

性、大企業の十六兆円にも及ぶ膨大な内部留保、利益隠しの実態から見ても明らかであります。資本金百億円以上の大企業の実効税率が余りにも低い実態は国民の理解できないところであります。わが党が提案している累進税率の導入、受取配当利益の益金不算入の廃止、各種引当金の一層の合理化などを取り上げようとして実態に合わない反対であります。

最後に、租税特別措置法の一部改正についてであります。が、財政再建のためにも資本蓄積優遇、高度成長型の構造を抜本的に改革して、八〇年代、九〇年代を展望する福祉型税財政が強く要求されているにもかかわらず、その努力がきわめであります。が、議題となつておられるところに原因があるのです。

おくれていることを指摘しなければなりません。しかも、エネルギー減税を新たに採用し、大企業への必要以上のサービスをすることは認められないことであります。

以上の理由により、ただいま議題となつておられる政府提案三法案に反対することを重ねて表明する政府提案三法案に反対することを重ねて表明するものであります。

（拍手）

○錦賀委員長 鳥居一雄君。
○鳥居委員 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改定する法律案及び租税特別措置法の一部を改定する法律案に対し、また修正案に対し反対の態度を表明し、討論を行つるものであります。ます、所得税法に関する主な理由は、政

府が所得税減税を見送り、労働者を中心とする国民生活に巨額な実質増税を強いていることであります。

政府は昭和五十六年度を財政再建元年としています。が、国民の前に示された具体的な対応策は、行政改革や補助金整理など歳出削減、不公平税制の是正が置き去りにされたままで、所得税減税見送りによる実質増税、中小企業増税など、財政再建イコール増税という大衆増税路線の押しつけであります。特に所得税減税の実施について、われわれは昨年八月の昭和五十六年度予算の概算要求以来今日に至るまで、貫して要求し続けてまいりました。

今日のわが国の国民生活、なんなく労働者の生活は、去る十七日に発表された総理府統計局の五十五年平均の家計調査報告でも明らかなように、平均六・七%と労働者の要求よりも低い賃上げ率と、政府見通し六・四%を大幅に上回って八%にも迫る消費者物価の高騰から、実質収入の減少を来しております。加えて所得税減税の見送りは、労働者に対し一九・一%と二割に近い大幅な実質増税となり、可処分所得の実質減少をもたらしたことから、物価高と並んで家計を火の車に追いやる原因にもなつております。

中でも、五十五年度の賃上げが低い率で済んだことは、労働者が政府の消費者物価の上昇見通しを信じ、かつ第二次石油危機を労使協調体制で乗り切るために英断を下したことによるものです。事実、わが国は他の先進国に比べて第二次石油危機の被害を最小にとどめることができたと評価されております。

こうした労働者の英断と節度ある態度及び困窮化する生活に対し、政府が所得税減税の実施などでこたえることは当然の帰結であります。仮にも所得税減税が見送られることは、労使協調体制にひび割れを来すばかりでなく、今後のわが国経済の動向にも、所得の伸び悩みが個人消費の低下につながり、景気の後退を招くという悪影響をもち、結果として税収減となり、財政再建の足場

さえも崩しかねません。したがつて、所得税減税を見送っている所得税法の改正には断固反対するものであります。

われわれは、さきに述べた認識のもとに所得税減税の実施を要求してまいりました。特に公明党・国民会議を初めとする五野家の予算修正要求によつて議長裁定がなされ、さらに共産党を除く与野党によって所得税減税に対する合意を見たのであります。この合意事項、特に自民党が所得税減税の実施に歩み寄られたことは一応の評価をすらるにやぶさかではありません。しかしながら、合意事項が剩余金という枠つきである以上、所得税減税の成否は挙げて政府・自民党の今後の財政運営にかかるであります。再度、この場をかりて政府・自民党が所得税減税の実現に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

また、所得税法の改正に当たり、いわゆるパートタイマーなどの非課税限度額を現行の七十万から七十九万円に引き上げられたことは、かねてからわれわれの要求でもあり、評価をいたしました。しかし、われわれの要求は非課税限度額を少なくとも九十万円まで引き上げるものであり、加えて主婦がパートタイマーとして働くを得ない理由が、教育費の高騰など諸物価の高騰にあることとあわせて考えた場合、政府案程度の改正で賛成するわけにいかないのであります。

次に、法人税法についてであります。法人税の税率引き上げが中小企業に対して過分の増税をもたらすこと、及び政府の不公平税制の是正に対する取り組みが消極的なことであります。

政府は、法人税率の二%引き上げを図つております。大企業の法人税の引き上げについては、政

特に中小企業は、五十五年の倒産件数が史上第二位を記録し、その勢いは五十六年に入つても衰えておりません。また、景気の後退は中小企業の経営環境をますます悪化させております。このことは、政府の総合景気対策が各方面からの中小企業へのこ入れを主要な柱とせざるを得なかつたことからも明らかであります。しかも中小企業は、法人税の税率引き上げのほかにも、酒税、物品税、印紙税などの引き上げにより負担増を強いられてわれわれは、法人税の税率引き上げについても中小企業の経営に配慮をし、少なくとも輕減税率の据え置きとの適用区分の拡大を要求していきます。しかし、政府はわれわれの要求に耳を傾けようともせず、法人税の税率引き上げを図ることには反対せざるを得ません。

次に、不公平税制の是正について政府は積極的には認められないであります。たとえば金融・保険業の貸し倒れ引当金の法定繰り入れ率を千分の五から千分の三に引き下げるものとしておりましたが、その方法は、経過期間を設けて行うものとされています。しかし、大蔵省の資料によつても貸し倒れ発生率は千分の一程度とされ、直面する財政状況とあわせて考えると、さらに積極的な取り組みがあつてもしかるべきであります。

また租税特別措置についても、課税の公平化を図るためのグリーンカードの実施がいまだにないまゝな部分を残していることを初め、社会保険診療報酬に対する課税の特例についても先年の是正で事足りりとし、着手しようとはすらしていないのが実情であります。このように不公平税制の是正に消極的な態度をとり続けていることは、国民の信頼が得られず、とうてい納得しがたいのであります。

また、修正案につきましては、議長裁定を受諾した経緯にかんがみ、修正案提出者と見解を異にしており、残念ながら賛成できません。

以上をもちまして、反対討論を終わりります。

（拍手）

○綿貫委員長

玉置一
弥君

○玉置委員 私は、民社党・国民連合を代表し、政府案における所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに日本共産党提出の同法修正案に対して、一括して反対の討論を行います。

昨年一年間における労働者の賃金は、消費者物価上昇により実質的には目減りをするという異常の事態となり、一般家庭では生活防衛上選択的支出を大幅に切り詰めなければならず、結果として全般の消費景気が下降、長期にわたって景気は低迷することになったのであります。

また、世紀的規模で低成長経済が進行していく中で、わが国経済だけが従来のような比較的高度な成長を続けていくことが困難であり、無理に経済成長を高めるならば、昨今激化している欧米との経済摩擦が拡大し、日本経済全般が崩壊する危険すら生じるのであります。これらのことと踏まえ、私たちは日本経済を長期に安定成長させるために、低成長時代に合った考え方、制度を取り入れていかなければならぬのであります。

今回講題の三法について、わが国は従来からわれわれが主張している現行税制の不公平面に全く手をつけていない、二、中小法人に対し一律に法人税を引き上げた、三、租税特別措置法について、貿易摩擦を拡大する普通自動車の物品税率引き上げを行つてゐる等を主な理由として反対するものであります。現在の日本が置かれている立場、経済情勢について、政府・大蔵省当局の事の重大さの甘い認識に対して不安を覚えるとともに、財政再建の大きな原資である税の自然増収についても期待薄となることを強く警告するものであります。

給与所得者の税負担率が昭和五十年時点で三・六%、以来年々上昇し、昭和五十四年では四・八%となつており、消費者物価上昇からの圧迫も加え、可処分所得の伸びは大幅に低下をしております。総需要の中で占める民間個人消費のウエー

トが大きくなつた現在、個人消費喚起の政策こそが消費低迷の脱却の原動力となり、税の自然増収による財政の再建につながるのであります。

法人税が今回、中小法人、大法人一律に2%引き上げられますが、法人税収入の実態を見れば税率負担率が中小法人三六・二%、大法人三八・八%と余り差がないという矛盾した結果が出ているのであります。中小法人には軽減税率適用の措置があるにもかかわらず、このような状況になつているのは、引当金、準備金が中小法人にとつて十分活用できず、結果として中小法人の体质強化が行はれていないと考へるのであります。時代の要請に正しくこたえていない政府提出の三案に反対するところであります。

なお、日本共産党から提出されました所得税法修正案についても、制度見直しの内容がわかれわれの主張と異なること、法人税についても同様であり、遺憾ながら反対であります。

以上をもつて、政府案並びに日本共産党修正案に反対の討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の所得税法、法人税法、租税特別措置法の一部を改正する法律案について反対、わが党提出の所得税法、法人税法両修正案について賛成の討論を行ひます。

政府提出三法案に反対する第一の理由は、これら法案が国民世論を無視した軍備大増強と福祉祉れる大増税法案となつていてるからであります。

第二の理由は、政府が国民の切実かつ一致した要求である所得税減税を来年度も見送つたことです。政府はかたくなに減税を拒否し統一税に逆に所得税の自然増収と称して二兆八千億円もの負担増をさせようとしており、これではせつかくのパート減税や寡夫控除の新設も、わずか過ぎて吹き飛んでしまいます。

今般、自民党など六党で、五十五年度剰余金を財源とした所得税減税の実施が合意されました。

トが大きくなつた現在、個人消費喚起の政策こそが消費低迷の脱却の原動力となり、税の自然増収による財政の再建につながるのであります。法人税が今回、中小法人、大法人一律に二%引き上げられますが、法人税収入の実態を見れば税負担率が中小法人三六・二%、大法人三八・八%と余り差がないという矛盾した結果が出てゐるのです。中小法人には軽減税率適用の措置があるにもかかわらず、このような状況になつてゐるのは、引当金、準備金が中小法人にとって十分活用できず、結果として中小法人の体質強化が行われていないと考えるのであります。時代の要請に正しくこたえていない政府提出の三案に反対す

なお、日本共産党から提出されました所得税法修正案についても、制度見直しの内容がわかれわかれの主張と異なること、法人税についても同様であり、遺憾ながら反対であります。

以上をもって、政府案並びに日本共産党修正案に反対の討論を終わります。（拍手）

○正森委員長 正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の所得税法、法人税法、租税特別措置法の三法の一部を改正する法律案について反対、わが党提出の所得税法、法人税法両修正案について賛成の討論を行います。

政府提出三法案に反対する第一の理由は、これら法案が国民世論を無視した軍備大増強と福祉切り捨ての五十六年度政府予算案を財政的に裏づける大増税法案となつてゐるからであります。

この措置は、減税の完全見送りに比べれば一步前進であり、わが党も賛成するものであります。減税のための剩余金が出るかどうかが不確定であること、単年度限りの措置であることなどの不安全性を持っています。

国民生活を守るために、現在の消費不況を克服するためにも、わが党の主張している六十億円規模の所得税減税はまさに急務なのであります。その立場からわが党は、四人世帯で三万円、計六千億円の所得税減税を税額控除方式で行う内容の所得税法修正案を提案したところであり、その実現を求めるものであります。

第三に、大企業への法人税率の引き上げは当然であります。世論を逆手にとつて中小企業や公益法人、協同組合などにも一律二%の引き上げをしていることです。勤労者の個人消費の不振は中小企業の営業にはね返り、その倒産件数が増大して、昨年は史上二番目を記録し、一月の倒産件数は過去最高となっています。これとは全く対照的に、大企業は利益を大幅に伸ばしており、大企業と中小企業の格差は深刻かつ広範に広がっているのであります。

法人税制に、わが党修正案のように、巨額の利益を上げ担税力のある大企業には一般より若干高率の税負担を課す緩やかな段階税率を導入すべきです。一方、中小企業等の軽減税率を現行どおりに据え置くとともに、その適用範囲を一千万円まで引き上げるべきであり、これは税の公平を期す立場から当然であります。

第四に、不公平税制の是正が全く不十分であるばかりか、新たな拡大さえされている点であります。

所得課税では、配当控除制度や有価証券譲渡益非課税など大資産家優遇の制度には全く手がつけられていません。また、法人税課税では、各種引当金、受取配当益不算入制度、配当軽課措置など、それに株式時価発行差益非課税措置など、そのほとんどを大企業が利用している諸制度は温存されております。

今回、金融・保険業の貸し倒れ引当金は引き下げるますが、これもわずかであります。大企業の要望したエネルギー対策促進税の新設や物品税新設の見返りとして大手電業界向けの製品保証引当金の拡充など、逆に不公平の拡大が行われてゐるのが実態であります。

わが党の修正案は、大企業優遇の諸制度のうち、所得税減税に充てるためとりあえずその一部を是正しようとするもので、大多数の国民の要望にこたえるものであります。

以上、政府提出の租税三法改正案に反対、わが党の租税二法修正案に賛成する立場を表明し、討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 私は新自由クラブを代表して、ただいま議題となつております所得税法の一部を改正する法律案に賛成の立場から、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の二法案には反対の立場から討論を行なっています。また、所得税法、法人税法の改正案に対する共産党提案の修正案に反対の討論をいたしました。

所得税法の改正案につきましては、配偶者控除、扶養控除の適用対象者の所得限度額の引き上げ、寡夫控除の新設等、改正の内容は所得税制の合理化として一定の評価ができるものであり、賛成をいたすわけであります。

所得税制は、本来その累進構造を用いて課税の公平を実現するのに最良の租税であると言えます。が、分離課税方式の導入、特定所得の非課税措置などにより本来の機能が損なわれてきております。また、課税最低限のあり方、税率構造の妥当性、税の捕捉率の業種別、所得別アンバランスなど多くの解決すべき問題を抱えております。その意味で、所得税制の全面的な見直しが必要な時期に来っていることを改めて申し上げておきます。

法人税制につきましても、今回の改正は、すでに何回となく申し上げましたとおり、歳出削減による財政再建ではなく、安易な増税による財政再

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長 この際、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

十五年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例を定めることとしようとするものであります。以下、本起草案の内容を申し上げますと、財政法第六条第一項は、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金の償還財源に充てなければならぬこととしておりますが、昭和五十五年度の剰余金についてはこの規定は適用しないこととするものであります。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○綿貫委員長　起立総員。よって、さよう決しました。
　なお、法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

第九十一条第一項中「当該課税総所得金額又は調整所得金額」を「当該課税総所得金額に応じ別表第二に定める税額から第八十九条第三項に規定する特別控除額を控除した金額又は当該調整所得金額」に改め、同条第二項及び第三項中「定める税額」の下に「から同条第三項に規定する特別控除額を控除した金額」を加える。
第九十八条第一項第二号口中「前章第一節の規定」の下に「(第八十九条第一項(税率)の

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願ひを申し上げます。
なお、右の趣旨に基づき、政府が剩余金の確保にさらに極力努力することを強く要望いたします。（拍手）

算上の剩余金の処理の特例に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべきとの提案がなされております。この際、その趣旨について説明を求めます。舛田共君。

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

修正案 所得税法の一部を改正する法律案に対する
所得税法の一部を改正する法律案に対する
改正案

した税額」を加え
同条」を加える。
ある。

きまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○綿貫委員長　この際、本起草案について、内閣において御意見があればお述べいただきたいと存します。渡辺大蔵大臣。

第八十九条第一項中「合計額」の下に「から特別控除額を控除した金額」を加え、同条に次の一項を加える。

法人税法の一部を改正する法律案に対する 修正案

財政再建の目途並びに財政状況の推移を踏まえ、昭和五十五年度の剩余金（予備費、不用額、自然増収など）によつて対応できる場合は、各党関係者で実施につゝて具、本内こ賛成する。」との裁定

○綿貫委員長　この際、本起草案について、内閣において御意見があればお述べいただきたいと存します。渡辺大蔵大臣。

第八十九条第一項中「合計額」の下に「から特別控除額を控除した金額」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する特別控除額とは、居住者一人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を合計した金額（居住者の当該合計した金額を空余しない場合は、お

に基づき、過日、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ及び社会民主連合の六党派間においてその取り扱いを協議いたしました結果、

して決定される以上、やむを得ないと考えます。

一、財政法第六条の特例を設け、五十五年度剩余金は、その全額を所得税減税に充てる。

二、右の措置は単年度限りとし、議員立法を以つて措置する。

して決定される以上、やむを得ないと考えます。
以上、内閣の意見を申し上げました。

なお、本法律案に関連して政府に御要望のあつた点については、私といたしましては、本問題の経緯を踏まえ、誠意を持って昭和五十五年度予算の適正な執行に努めてまいる所存であります。

○**綿貫委員長** 昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

贊成者起立

○綿貫委員長 起立総員 よって、さよう決しました。

なお、法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る二十七日金曜日午前九時二十五分理事会、午前九時三十三分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十分散会

所得税法の一部を改正する法律案に対する
修正案

所得税法の一部を改正する法律案の一部を次の
ように修正する。

第八十七条第一項の改正規定の次に次のように
加える。

3 第八十九条第一項中「合計額」の下に「から
特別控除額を控除した金額」を加え、同条に次
の一項を加える。

第一項に規定する特別控除額とは、居住者
一人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に掲げる金額を合計した金額（居住
者の当該合計した金額を控除しない場合にお
けるその年分の所得税の額に相当する金額が、
当該合計した金額に満たない場合には、当該
所得税の額に相当する金額）をいう。

一 居住者 一万二千円

二 居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を
有する場合 その控除対象配偶者又は扶養
親族一人につき六千円

第九十条第一項中「次に掲げる金額の合計
額」の下に「から第八十九条第三項（税率）に
規定する特別控除額を控除した金額」を加え

は調整所得金額」を「当該課税総所得金額に応じ別表第二に定める税額から第八十九条第三項に規定する特別控除額を控除した金額又は当該調整所得金額」に改め、同条第二項及び第三項中「定める税額」の下に「から同条第三項に規定する特別控除額を控除した金額」を加える。

第九十八条第一項第二号口中「前章第一節の規定」の下に「(第八十九条第一項(税率)の規定の適用については、同項中「合計額から特別控除額を控除した金額」を「合計額」と読み替えるものとする。」を加える。

第一百九十条の改正規定中「第一百九十条」の下に「中「第二号に掲げる税額」の下に「から第八十九条第三項(税率)に規定する特別控除額を控除した税額」を加え、同条」を加える。

本修正の結果必要とする経費

本修正による減収見込額は平年度約六千億円である。

法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案

法人税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四十二条第二項の改正規定の前に次のように加える。

目次中「受取配当等(第二十三条・第二十四条)」を「削除」に改める。

第二十二条第五項中「増加」の下に「(第二条第十七号イ又はロ(定義)に掲げる資本積立金額の増加に係るものと除く。)」を加える。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

昭和五十六年四月四日印刷

昭和五十六年四月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局